

平成24年1月27日  
山口県報号外別冊

## 包括外部監査の結果に基づく措置の通知に係る事項

山口県監査委員

## 平成22年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 第1 包括外部監査の特定事件

県の保有する金融資産の管理及びそれに関連する過去の包括外部監査結果に係る措置状況について

### 第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 総括的事項</p> <p>(1) 県税未収金</p> <p>ア 滞納整理の進行管理</p> <p>(I) 管理監督者による事案の進行管理 管理監督者の承認に係る記載等が漏れているものが見受けられた。 又、担当者としての今後の対応方針とその理由について、ほとんど記載されていない事案が見受けられた。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>(オ) 滞納整理票の役割 担当者は、滞納整理上の課題とその解決の方向性(方針)が時間を追って把握できるように、滞納整理記録に明記しておく必要があると考える。 又、管理監督者においては、滞納整理票の承認が形式化しないようにするため、その方針に向けて、現在の進捗状況の確認を常時行い、「何を、いつまでに、どうするのか」の観点からの適切な指示を担当者にしていくことが求められる。これにより、組織的対応が図られ滞納整理における効率性と公平性が確保できるものと考えます。 なお、進行管理については、滞納事案の管理、分析に当たって、税務電算システムを活用するなどして、滞納管理業務を補助する方法について検討していくことも有益ではないかと考える。</p> <p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>イ 県税徴収体制の整備</p> <p>(ア) 大口滞納対策(意見)</p>	<p>(主務課・室 総務部税務課 ) 平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、平成23年度に従来の紙ベース(滞納整理票)から滞納管理システムによるデータベース管理に移行したことに伴い、同システムの有する進行管理機能の利用促進について周知した。 具体的には、担当者は、個々の滞納事案について滞納整理上の課題、今後の対応方針(案)及び滞納整理の進捗状況等を遅滞なくシステムに入力することとし、管理監督者は、その都度漏れなく内容を確認するとともに、組織的な取組方針や徴収計画等を踏まえ、必要な指示又はシステムを用いた承認を行うこととした。これにより、適切な滞納整理記録の整備及び管理監督者による組織的な進行管理の徹底を図ることとした。</p> <p>(主務課・室 総務部税務課 ) 平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、平成23年度に従来の紙ベース(滞納整理票)から滞納管理システムによるデータベース管理に移行したことに伴い、同システムの有する進行管理機能の利用促進について周知した。 具体的には、担当者は、個々の滞納事案について滞納整理上の課題、今後の対応方針(案)及び滞納整理の進捗状況等を遅滞なくシステムに入力することとし、管理監督者は、その都度漏れなく内容を確認するとともに、組織的な取組方針や徴収計画等を踏まえ、必要な指示又はシステムを用いた承認を行うこととした。これにより、適切な滞納整理記録の整備及び管理監督者による組織的な進行管理の徹底を図ることとした。</p> <p>(主務課・室 総務部税務課 )</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

このため、今後は、こうした事例を反省点として、ベテラン職員であっても組織的な対応を伴った事案の整理が望まれるところである。

なお、平成22年度から、こうした反省に基づき、組織的な対応を強化する意味で、徴収対策班員を1ヶ所に集約する取組みがされており、その成果に期待したい。

【意見】

(1) 徴収専門職員の育成確保

徴収専門職員の育成とその継続的確保は、徴収の動向を大きく左右するものである。

このため、県では、実践的な研修を行うほか、平成21年度からは、税務関係等、特定の分野に長期的に従事させることにより、専門職員の育成を図ることを目的とした庁内公募にも取り組んでおり、今後とも、こうした取組みを更に拡大していくことが求められる。

【意見】

ウ 個人県民税の徴収対策

(ア) 市町への徴収支援

このため、県としては、直接徴収、併任徴収、研修などを通じて、市町への徴収支援を実施しており、今後とも効果が期待できるものと考えているが、市町の方では、他の税目等の未収金が相当程度あり、個人住民税だけ徴収というわけにはいかない。

従って、県としては、市町において個人県民税の徴収確保をどのように図るか、又、本来市町の行政事務であるものについて、県がいつまで支援を継続するか、といったことが課題となる。

しかし、厳しい納税環境にあって、まずは、各市町の徴収レベルが組織的に上がってこない限り個人県民税の徴収率の向上は望めないことから、市町の状況に応じた段階的な支援を含め、当面、市町に対する継続的な徴収支援は必要と考える。

【意見】

(1) 個人住民税の特別徴収の実施促進

指摘後直ちに、徴収対策班員が県税事務所から困難案件を引き継いで滞納整理を進める形式を改め、徴収対策班員が助言・指導する案件であっても、進行管理・処理方針の決定等については県税事務所が常に組織として行うよう事務処理体制を見直した。

また、県税事務所の枠を越えて組織的な取組を強化していく観点から、税務課に集約した徴収対策班員同士の意見交換についても、週1回程度の頻度で定期的実施する。

(主務課・室 総務部税務課)

徴収に関する専門知識・技術を有する職員を広く育成し、もって、そうした職員の継続的な確保に結びつける観点から、平成23年度において、業務研修の新設や規模の拡大など、様々な取組を進めた。

なお、徴収業務はその実践を通じて初めてその技術を体得できるという側面を有することから、業務研修で培った徴収技術の一層の普及・定着を図るため、「捜索の日常化」、自動車の積極的差押え等により徴収対策を強化している。

(主務課・室 総務部税務課)

従来、県の東部地域、西部地域に区分していた地方税徴収支援グループ員を、平成23年度からは地域区分をなくし、全グループ員(12名)を対象全市町(18市町)に一括併任するとして組織再編を図るなど、機動力の強化を図り、各市町の状況に応じて段階的かつ柔軟な支援を実施することにした。

(主務課・室 総務部税務課)

措置済み

措置済み

措置済み

個人県民税の未収金対策として、現年分の未収を出さない方策の検討が必要であり、特別徴収の実施促進は有効な取組みであると考えられる。

特に、特別徴収は法的に義務付けがされているにもかかわらず、未実施の事業者が多いのは、制度の仕組みが十分周知されていないこともあるが、そもそも、徴収方法を選択制にしているなど、市町の課税事務の手続き等に問題があると考えられる。

本来、法に則り、適正に実施されていれば問題はないが、これまで長い間実施の取組みがなされなかったことから、一時に実施するには相当の抵抗もあり、又、全ての市町に共通する事項であり、各市町で取扱いが異なることは問題でもあることから、全市町協同して取り組む必要があると考えられる。

このため、県としては、こうした実情を十分踏まえ、市町と連携した積極的な取組みが望まれる。

#### 【意見】

#### (2) 税外未収金

##### イ 事実上の分納

事実上の分納を認めるに当たって、完納までに10年以上を要する計画であっても、債務者の収入状況等の客観的資料の裏付けを得ないまま、債務者からの申し出のみに基づいて事実上の分納を認めている場合がある。又、分納誓約の内容を書面にして債務者から提出させず、償還指導台帳等に分納内容を記録しているだけの事案が見受けられる。

そのため、事実上の分納の内容が債務者の申し出や担当職員の主観に左右され、県として統一された考えにより行われていない状況にある。

#### 【指摘】

##### ウ 連帯保証人に対する履行請求

回収の実効性を高めるためには、連帯保証人に対して債務の履行を求めることも必要である。滞納発生後は、できるだけ早期に連帯保証人に対する十分な接触を図ることとし、その時期については、債務者間の公平を確保するため、例えば滞納期間が3か月に達した時とするなど、具体的なルール作りの検討が必要である。

#### 【指摘】

##### エ 回収困難事案への対応

平成23年6月、県及び県内全ての市町の総意として、個人住民税の特別徴収促進のための取組方針及び取組実施要領をとりまとめ、これに基づき、県と県内全ての市町が連携し、個別に未実施事業者に働きかける等の取組を計画的に進めるなど、個人住民税の特別徴収推進に積極的に取り組むこととした。

措置済み

(主務課・室

総務部税務課)

指摘後直ちに、本庁の担当者を集めて説明会を開催(平成23年4月)し、事実上の分納を認める場合には、債務者の収入等に関する客観的な裏付けとなる資料を取得し、分納額を債務者の納付資力に見合う水準とすること、この際、分納誓約書を取得して時効を中断させることについて、説明資料を用いて周知徹底した。

さらに、この取扱いを個別事案レベルでも徹底させるため、平成23年7月以降、順次、出先機関を含む各担当部署への巡回指導を行った。

措置済み

(主務課・室

総務部税務課)

検討した結果、債務者のおかれた状況は千差万別であり、事案によっては、連帯保証人に接触しない方がむしろ主たる債務者からの回収の実効を高めるといようなケースも存在することから、一律的なルールを作成することは困難であり、引き続き、ケース・バイ・ケースで対応する。

なお、指摘後直ちに、本庁の担当者を集めて説明会を開催(平成23年4月)し、連帯保証人を通じて行った納付交渉に成功した事例を紹介するなどして、連帯保証人との接触の重要性について、説明資料を用いて周知徹底したところである。

さらに、平成23年7月以降、順次実施した、出先機関を含む各担当部署への巡回指導により、個別事案レベルでも早期に連帯保証人への十分な接触が図られるよう努めた。

措置済み

(主務課・室

総務部税務課)

今後、全庁的に未収金回収の実効性を一層高めていくためには、税務課と各部局との相互支援体制を構築していくことがより重要となる。具体的には、税務課においては、所在調査・納付交渉等の成功事例について全庁的に情報を共有化することにより、債権管理回収の全庁的なスキルアップに結び付けることを主眼に、事案を厳選して引継ぎを受ける。

一方、各部局においては、全庁的に共有化された情報を十分活用して適切な債権管理に取り組むと共に、それらの情報では対処し切れない事案を厳選して、税務課に引き継ぐべきものとする。

#### 【意見】

#### オ 議会の議決を得て行う債権放棄

回収することを前提として膨大な人的・金銭的コストを割いたとしても、実際に回収に結びつくケースが極端に少ないと見込まれるような事案については、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を得て債権を放棄することも検討に値するものとする。

#### 【意見】

#### カ 延滞金・違約金等の取扱い

延滞金の取扱いについては、債務者の置かれた状況を適切に把握しつつ、債権の発生理由についても十分考慮しながら検討を加える必要がある。

#### 【意見】

#### キ 文書催告の効果的実施

文書催告を数回行っても納付に応じない債務者については、直接面談して自発的な納付を求めるなど、必ず次の段階に進み、接触を強めていく必要がある。文書催告の回数については、債務者間の公平を確保するため、例えば文書催告を2回行っても反応がない時には、次の段階に進む等の、具体的なルール作りの検討が必要である。

#### 【意見】

#### ク 徴収停止（滞納処分の執行停止）

指摘後直ちに、本庁の担当者を集めて説明会を開催（平成23年4月）し、債権管理回収技術の全庁的なレベルアップを図るため、適正かつ効率的な債権管理事務のあり方及び納付交渉や所在調査の成功事例等について、説明資料を用いて周知徹底した。さらに、この取扱いを個別事案レベルでも徹底させるため、平成23年7月以降、順次、出先機関を含む各担当部署への巡回指導を行った。

こうした取組みの着実な推進によって、税務課が引継ぎを受ける債権が厳選されるとともに、税務課と各部局との相互支援体制を強化し、税外未収金対策の効果が全庁に及ぶことになるものと考えている。

（主務課・室 総務部税務課）

平成23年9月に各部局に対して発出した通知において、債務者の所在不明等により納付意思（時効の援用の有無）の確認ができないなどの理由から、議会の議決を得て行う債権放棄を視野に入れることが適当と考えられる事案があれば、今後の取扱いについて、税務課に事前協議した上で結論を得るよう周知した。

さらに、この取扱いの実効性を確保するため、今後実施する債権管理研修会及び巡回指導における説明項目に追加することとした。

（主務課・室 総務部税務課）

平成23年9月に各部局に対して発出した通知において、延滞金等については、「原則徴収」とするとともに、各部局で債権の発生理由についても考慮しながら減免基準を定めるよう通知した。また、減免を行う場合は、個々の債務者のおかれた状況を客観資料により把握し、組織として減免の可否について判断するよう周知した。

さらに、この取扱いの実効性を確保するため、今後実施する債権管理研修会及び巡回指導における説明項目に追加することとした。

（主務課・室 総務部税務課）

指摘後直ちに、本庁の担当者を集めて説明会を開催（平成23年4月）し、文書催告によっても納付に応じない債務者については、電話や面談等による催告を行い、債務者との接触を強化するよう、説明資料を用いて周知徹底した。さらに、この取扱いを個別事案レベルでも徹底させるため、平成23年7月以降、順次、出先機関を含む各担当部署への巡回指導を行った。

また、23年度から文書催告に併せ、滞納者の生活実態アンケートを行い、滞納者の状況を把握する取組を実施している。

（主務課・室 総務部税務課）

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

債務者が行方不明であるなど一定の要件に該当する場合には、徴収停止（強制徴収することができる公債権の場合は、滞納処分の執行停止）を検討する必要がある。

ただし、取立費用に満たないような少額の債権である場合を除き、行方不明の債務者については所在調査を行うなど、債権保全のための取組みを行った上で検討されることが基本である。

【意見】

ケ 履行延期の特約（処分）の活用

生活保護を受給している者に対して債務の履行を請求する場合には、その生活事情に十分配慮する必要がある。この場合、債務者は履行延期の特約（処分）の適用要件である「債務者が無資力であること」に該当することが明らかであるため、履行延期の特約（処分）を適用することを念頭に置いて対処する必要がある。

適用の際は、債務者との関係が途絶えることのないよう、個人住民税の賦課決定時（6月）に合わせて所得状況を報告すること等を条件にする必要がある。

【意見】

コ 償還指導台帳等への記録・組織的な進行管理

債務者との交渉経過等を償還指導台帳等（制度によって呼称は異なる。）に記録することは徴収事務の基本である。又、組織的な進行管理を図るためにも、台帳等への記録の都度、管理監督者の閲覧・承認を求める必要がある。

債務者と電話で行った納付交渉により、口頭での納付約束を取得すると共に、新たな住所地在が判明したことについて、台帳等への記載がされていない事案があった。「業務連絡」と題して詳細なやり取りが回覧されている場合であっても、その概要を台帳等に適切に記載する必要がある。

【指摘】

サ 地方公会計制度への対応

新地方公会計の有する意義の重要性を踏まえ、県は、一定金額以上の未収債権のうち、一般に回収可能性が低いと考えられるもの、具体的には、既に消滅時効期間を経過しているため、債務者が時効を援用した場合には消滅させざるを得ないと見込まれる債権、債務者が行方不明であるなどの理由から徴収停止又は滞納処分の執行停止とされた債権については、回収不能見込額に計上する必要がある。

【意見】

(3) 貸付金の管理

ア 貸付実態に整合する開示

指摘後直ちに、本庁の担当者を集めて説明会を開催（平成23年4月）し、行方不明の債務者の所在調査の方法や徴収停止の要件・方法について、説明資料を用いて周知し、必要に応じて徴収停止を検討するよう徹底した。

さらに、この取扱いを個別事案レベルでも徹底させるため、平成23年7月以降、順次、出先機関を含む各担当部署への巡回指導を行った。

（主務課・室 総務部税務課）

指摘後直ちに、本庁の担当者を集めて説明会を開催（平成23年4月）し、相手方のおかれた状況に応じた債権管理を図るため、生活保護受給者に対しては履行延期の特約又は処分の適用を検討するよう、説明資料を用いて周知徹底した。

さらに、この取扱いを個別事案レベルでも徹底させるため、平成23年7月以降、順次、出先機関を含む各担当部署への巡回指導を行った。

（主務課・室 総務部税務課）

指摘後直ちに、本庁の担当者を集めて説明会を開催（平成23年4月）し、債務者との交渉経過を逐次記録し、その都度、管理監督者の閲覧・承認を求めるよう、説明資料を用いて周知徹底した。

さらに、この取扱いを個別事案レベルでも徹底させるため、平成23年7月以降、順次、出先機関を含む各担当部署への巡回指導を行った。

（主務課・室 総務部税務課）

平成22年度以降の決算に係る財務諸表については、1件100万円以上の未収債権のうち、年度末時点において消滅時効期間を経過したものの、債務者が行方不明であるなどの理由から徴収停止又は滞納処分の執行停止としたもの及び債務者が破産手続中のものについて、新たに回収不能見込額に計上することとした。

（主務課・室 会計管理局会計課）

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

監査対象とした貸付金の中に、契約上は、貸付金を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に償還を受ける短期貸付金であるため、年度末には残高はゼロになるが、過去の運用実態からみて、実質的には長期貸付金であると推認されるものがある。

改善案としては、県の決算書に、貸付実態に整合するよう長期貸付金として開示を検討する必要がある。

【意見】

イ 貸付金の評価

現状、延滞が生じている貸付金であっても、未収金として計上されるのは、回収期限が到来したもののうち未回収のものだけである。しかし、延滞が生じている場合、期限未到来の貸付金についても回収できない可能性が高い。

県の財産に含まれている貸付金の価値を正しく示すためには、期限未到来額（将来の測定額）のうち回収に疑念のあるものの金額を把握できるようにする必要がある。

【意見】

2 未収金の管理

(2) 強制徴収権のある公債権

ア 県税未収金

(1) 滞納整理の概要

ｃ 文書による催告

(b) 同じ文書催告の繰り返し

文書による催告は、自主納付を促し、滞納整理を効率的、効果的に進めるために行っていることから、「同じ文書催告の繰り返し」など、催告効果が期待できないものは、滞納整理を遅らせるだけである。

数回の文書催告にも応じない滞納者については、自主的に納税する意思に疑問があることから、直接面談するなどして必ず次の段階に進み、接触を強めていく必要がある。

【意見】

d 訪問による催告

(b) 訪問催告の効果的実施

会計課で作成する県の決算書は、地方自治法施行令第166条で様式が法定されており、個々の貸付金の実態を記載する様式となっていない。

措置済み

貸付金については、既に期限が到来しているものはもとより、未だ期限が到来していないものについても、些細な出来事を見逃すことなく、常にその回収の見通しを細やかに把握し、その回収可能性を正しく評価するとともに、滞納発生を未然に防止する観点から、各貸付金を所管する課において、例えば滞納が発生したにもかかわらず、短期間で解消したからといって放置することなく、決算書や事業計画等を分析した上で、必要に応じ相手方から状況を聴取するなどにより、貸付金の評価を適正化することとした。

なお、期限が到来していないもののうち、回収困難と見込まれる額を把握することについては、こうした滞納防止に向けた取組により、期限までの間に状況が変わる可能性があるなど、不確定要素が多いことから困難である。

措置済み

(主務課・室

総務部税務課)

平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、数回の文書催告を行ってもこれに応じない滞納者に対しては、以後、同様の文書催告を繰り返すことなく、来庁を求め、直接面談するなどして生活事情等を十分把握した上で、相手方の状況に応じて滞納処分に着手する等の手法により早期の滞納整理を図るよう、説明資料を用いて周知徹底した。

さらに、この取扱いを個別事案レベルでも徹底させるため、平成23年6月に各県税事務所を巡回し、全ての滞納事案について管理監督者及び担当者から滞納整理状況の説明を受け、必要に応じて事務改善を指導した。

措置済み

(主務課・室

総務部税務課)

訪問による催告は、出張を伴うことから、時間と費用を要し、その効果的な実施が求められる。このため、訪問時には、単なる納税催告のみに終始することなく、滞納の解消に向けた効果的な実施が望まれる。

例えば、訪問時には、納税催告だけでなく、納税に当たっての具体的な納付方法の確認から、納税誓約及び違約の場合にとられるべき措置の説明や、今後納期限が到来するものは納期内納税するよう納税の勧奨をするなど、今後新たな滞納を発生させないように導いていくことが重要であると考えられる。

#### 【意見】

#### e 財産調査

##### (b) 財産調査の適時性

適切な滞納処分を可能とするためには、適時に財産調査を実施すべきであるが、早期に財産調査に着手すべきであったと考えられる事案が見受けられた。それらのうち、典型的な事案として次の3例を挙げる。

平成7年度から滞納が発生しているにもかかわらず、最初に財産調査をした旨の記録が平成12年度となっている。特に、法務局での不動産登記簿の調査が平成14年度となっており、滞納者が不動産業者であることを助案すれば、平成7年度の滞納発生当初から見て調査時期がかなり遅いと考えられる。

平成16年度に滞納が発生したが、それから2年以上経って、分納誓約書を徴しているものの、客観的な財産調査による納付能力の判断がなされないまま分納額が決められているのではないかと考えられる。

その後、財産調査、搜索の実施により差押えがされてはいるが、高額滞納であり、本来であれば滞納発生後、すぐに財産調査をすべき事案であり、財産調査の時期が遅いのではないかと考える。

平成17年度に滞納が発生し、5年後の平成21年度に搜索を実施しているが、平成18年には分納が違約となり、誠意ある対応がされていないことから、その時点で搜索を実施すべきであったのではないかと考えられる。

#### 【指摘】

##### (c) 財産調査の対象範囲の十分性

平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、訪問による催告を実施する際は、単なる納税のお願いに終始することなく、相手方に滞納税額を示し、それを「いつまでに、どうするか」についての誓約を書面で徴すること、違約となった場合には直ちに滞納処分に移行する用意があることを相手方に理解させること、納期内納税の重要性について説明することなど、次の段階を見据えて対応するよう、説明資料を用いて周知徹底した。

また、相手方と直接面談できなかった場合であっても、生活事情等の把握や財産の発見等に結びつける好機ととらえ、居宅やその周辺状況を十分確認するよう周知した。

さらに、この取扱いを個別事案レベルでも徹底させるため、平成23年6月に各県税事務所を巡回し、全ての滞納事案について管理監督者及び担当者から滞納整理状況の説明を受け、必要に応じて事務改善を指導した。

(主務課・室

総務部税務課)

平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、平成23年度に従来の紙ベース(滞納整理票)から滞納管理システムによるデータベース管理に移行したことに伴い、同システムの有する進行管理機能の利用促進について周知した。

具体的には、担当者は、個々の滞納事案について滞納整理上の課題、今後の対応方針(案)及び滞納整理の進捗状況等を遅滞なくシステムに入力することとし、管理監督者は、その都度漏れなく内容を確認するとともに、組織的な取組方針や徴収計画等を踏まえ、必要な指示又はシステムを用いた承認を行うこととした。

なお、各県税事務所に対する事務調査においても、滞納事案の全てについて財産調査の時期を確認し、考慮すべき特段の事情なく長期にわたり財産調査を実施していない事案については、直ちに搜索も視野に入れた財産調査に着手するよう個別指導している。

(主務課・室

総務部税務課)

措置済み

措置済み



調査の対象及びその範囲を決定するに当たっては、安易に執行停止や不納欠損とならないよう、滞納者の属性を考慮して、財産調査の範囲を適切に定め、漏れなく実施するのが原則であるが、調査の対象となる範囲が十分でないと考えられる事案が見受けられた。それらのうち、典型的な事案として次の3例を挙げる。

滞納者から営業シミュレーションの提出を受け、2年を超える長期分納を認めた事案があるが、分納開始時に、滞納者から提供された資料のみでなく、職員自らが客観的な裏付調査と確認を併せて行うことも必要であったのではないかと考える。

又、当該営業シミュレーションの期間は分納期間より短期であり、分納開始後にも定期的な納付能力調査を行い、当初シミュレーションとの比較を行うなどの措置も必要であったのではないかと考える。

住所地の市に対する実態調査及び住所地に近い金融機関の特定の支店調査を行っている事案について、県内金融機関については、預金債権発見の実効性を高めるためにも特定の支店のみでなく、本店に対しても広域照会をかけるべきであったのではないかと考える。更に、金融機関の口座の残高のみでなく、その収支も含めて調査する必要があったのではないかと考える。

平成17年度に発生した不動産取得税の滞納について、平成20年度に本社のある市(県外)に対し、不動産の把握のための調査をしているが、他市町に存する土地の把握漏れがあった。結果的には他の調査により補完されているものの、税務署で申告書の閲覧をすることにより、最初から確認できたのではないかと考える。

【指摘】

(d) 計画的・効率的な財産調査の実施

平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、平成23年度に従来の紙ベース(滞納整理票)から滞納管理システムによるデータベース管理に移行したことに伴い、同システムの有する進行管理機能の利用促進について周知した。

具体的には、担当者は、個々の滞納事案について、財産調査の対象範囲を含む滞納整理の進捗状況等を遅滞なくシステムに入力することとし、管理監督者は、その都度漏れなく内容を確認するとともに、組織的な取組方針や徴収計画等を踏まえ、必要な指示又はシステムを用いた承認を行うこととした。

なお、各県税事務所に対する事務調査においても、滞納事案の全てについて財産調査の状況を確認し、個別に改善指導を行った。

措置済み

(主務課・室

総務部税務課)

財産調査は、滞納整理の中心をなすものであるから、早期に取りかかり、滞納整理方針の決定に向けて、計画的に実施する必要があるが、事務負担も相当なものであることから、滞納の内容を勘案し、優先順位を付して、効率的に実施されるべきであると考えている。しかしながら、効率的で計画的な実施がされているとは考えられないような事案が見受けられた。それらのうち、典型的な事案として次の2例を挙げる。

平成17年度に差押予告をした後、預金調査等と自宅臨戸を繰り返しているものの、分納の約束が守られず、平成21年度に差押えを実施するまで、滞納額の一部の回収もできていない事案があった。納付能力の把握と滞納処分実施の可否を検討するためにも、必要な時期に十分調査を行う必要があったと考えられる。

保険会社だけで28社に照会をかけている事案があり、どのような基準で照会先を定めたのか不明であるが、取引の可能性等から見ると、効率的な財産調査とはなっていないのではないかと考えられる。

#### 【指摘】

#### (e) 財産調査の方針明確化及び客観的・効率的実施

滞納金が完納されない場合は、滞納処分を行うのが原則であるので、財産調査を適時適切に実施することが極めて重要であると考えている。

特に、大口案件については、滞納後に、分納の適否を判断する場合は、財産調査を十分に行うべきであるのに、必ずしも、調査が十分でないと思われる事案が見受けられた。

又、財産調査の範囲も、滞納処分を行うことを前提に、適切に実施されるべきであり、かつ、計画的効率的に実施されるべきであるが、必ずしもそうになっていない事案が見受けられた。

#### 【意見】

#### f 分納（事実上の分納）

#### (b) 分納理由、期間及び金額

平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、平成23年度に従来の紙ベース(滞納整理票)から滞納管理システムによるデータベース管理に移行したことに伴い、同システムの有する進行管理機能の利用促進について周知した。

具体的には、担当者は、個々の滞納事案について、財産調査の対象範囲を含む滞納整理の進捗状況等を遅滞なくシステムに入力することとし、管理監督者は、その都度漏れなく内容を確認するとともに、組織的な取組方針や徴収計画等を踏まえ、必要な指示又はシステムを用いた承認を行うこととした。

措置済み

(主務課・室

総務部税務課)

高額滞納事案については、かねてから課税部門との連携を密にして、課税する前に情報を入手して直ちに納税相談を実施するなど、事案の発生自体を未然に防止するよう周知徹底してきたところであるが、こうした取組にもかかわらず高額滞納事案となった場合は、平成23年度から、滞納管理システムの活用による徹底した進行管理の下、他の事案よりも優先して、かつ、これまでと比べてもより一層、早期に処理するよう周知した。

また、高額滞納事案については、各県税事務所に対する事務調査において優先的に個別指導の対象とするとともに、税務課徴収対策班員同士の意見交換のテーマとするなど、税務職員の有する専門知識・経験をフルに活用して対処することとした。

措置済み

(主務課・室

総務部税務課)

<p>事実上の分納を認めるに至ったやむを得ない理由があることは窺い知ることができるが、滞納者からの申し出のみで分納額を決定している事例が見受けられた。</p> <p>又、長期滞納にもかかわらず、納税資力について調査、確認がされていないため、適切な分納額か否か不明なまま分納が継続され、完納に向けた道筋が見えないと思われる事例があった。</p>	<p>平成23年4月、「事実上の分納の取組方針」を策定し、分納の基本方針及び具体的な取扱いを定め、滞納者からの申し出のみで判断することなく、財産調査等により分納理由や納税者の納付能力等を十分確認し分納の適否を判断するとともに、不適切な分納については見直すこととした。</p> <p>また、平成23年4月、各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、説明資料を用いて、周知徹底を図った。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(c) 分納の承認</p> <p>分納は担当者のみでの判断で認められるべきものではなく、その理由、納税に対する誠意、納税資力、誓約書の有無、違約の際にとるべき対応等を総合的に勘案して、組織として適正に判断されるべき事項であると考えます。</p> <p>従って、納税折衝の結果は、その都度滞納整理票にて責任者に復命され、承認を得るべきであるが、その経過の記載が漏れている事例があった。</p>	<p style="text-align: right;">(主務課・室 総務部税務課)</p> <p>平成23年4月、「事実上の分納の取組方針」を策定し、分納の判断に当たっては、財産調査等により納税者の納付能力等を十分確認するとともに、分納の承認から履行確認まで、管理監督者は、滞納管理システムを活用した進行管理を実施し、滞納整理における進行管理の徹底を図ることとした。</p> <p>また、平成23年4月、各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、説明資料を用いて、周知徹底を図った。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(d) 納税誓約書</p> <p>口頭のみでの誓約にとどまり、納税誓約書を徴していない事例があった。事実上の分納には、滞納者の納税資力に応じた分納とそうでない分納とがあるが、前者において、納税誓約書を徴しておくことは、違約の場合の次の段階に進んでいくための有効な手段であると考えます。</p> <p>一方、滞納者の納税資力が確認できない段階で分納誓約書を徴することは、資力を反映していない少額分納となってしまうおそれがあり、その場合は、滞納処分への切替えも難しくなり、滞納が長期化するおそれがあると考えられる。</p>	<p style="text-align: right;">(主務課・室 総務部税務課)</p> <p>平成23年4月、「事実上の分納の取組方針」を策定し、納税資力の確認等の結果、分納が真にやむを得ないと判断された場合は、原則として、納税誓約書を徴し時効中断を行うとともに、進行管理を適切に行い、違約の場合は速やかに滞納処分に移行することとした。</p> <p>また、平成23年4月、各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、説明資料を用いて、周知徹底を図った。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(e) 分納不履行への対応</p> <p>約束が守られなかったため、不動産の差押え及び家賃の差押えを執行したことにより完納となった事例があった。この事例にあっては、滞納後の対応として財産調査が徹底して行われており、納税資力の客観的な把握がなされ、かつ1年以内の完納の約束と納税誓約書を徴しており、適切な対応が図られていた。</p> <p>一方、分納の履行が途切れたにもかかわらず、滞納処分の時期を失ったため、その後倒産し、徴収が不可能となった事例があった。</p>	<p style="text-align: right;">(主務課・室 総務部税務課)</p> <p>平成23年4月、「事実上の分納の取組方針」を策定し、分納不履行の場合は直ちに滞納処分等、次の整理段階に進むこととした。</p> <p>また、平成23年4月、各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、説明資料を用いて、周知徹底を図った。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(f) 納税資力に応じた納付の見極め</p>	<p style="text-align: right;">(主務課・室 総務部税務課)</p>	

法律上の分納には徴収猶予、換価猶予の制度があり、一時に納税が困難な者に対しては、原則としてこの制度により対応すべきであると考ええる。

しかしながら、そこに至らずとも、事実上の分納で完納に至る例も多数あることから、徴収上有効であるとして分納を受ける場合には、理由のみならず、収支の状況、扶養家族の状況、財産状況を聴き取りにより納付能力の確認をすることとし、滞納金額が大きい場合等は、裏付けとなる資料の提出を求める等の財産調査を行う必要があると考える。

【意見】

(g) 分納の適正な運用と進行管理

事実上の分納については、担当者が滞納者の申し出どおりに認め、その判断に至った根拠が不明であったり、根拠についても滞納者の分納理由、期間、金額について、その内容が十分に検討されないまま分納が認められたり、又、時効の中断、約束履行の担保として納税誓約書を徴すべきと考えられる場合に、口頭での約束のみで済まされていたりする事例があり、徴収上有効に機能していないと考えられる事例が散見される。

このため、担当者の主観にのみ左右されないためにも、分納の適否の判断から管理監督者による進行管理がなされることはもとより、統一された考えに従って取り扱われる必要があると考える。

なお、「徴収対策実施要領」においては、その基本的な考え方は示されているが、さらに、分納を認める場合の手順を具体的に定めるなど、統一された運用手順等により実施される必要があると考える。

【意見】

平成23年4月、「事実上の分納の取組方針」を策定し、分納の判断に当たっては財産調査等により、納税者の納付能力を十分確認することとした。

また、平成23年4月、各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、説明資料を用いて、周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 総務部税務課)

平成23年4月、「事実上の分納の取組方針」を策定し、分納の承認から履行確認まで、統一した運用手順等を定めるとともに、管理監督者は、滞納管理システムによる進行管理を実施することとした。

また、平成23年4月、各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、説明資料を用いて、周知徹底を図った。

措置済み

(主務課・室 総務部税務課)

<p>分納計画・誓約は、履行されて初めて税収となることから、履行確認は分納の管理をしていく上で最も重要なことであるが、滞納整理票を見るに、分納誓約した段階から管理監督者による確認の記載等が漏れており、進行管理が不十分と思われる事例があった。</p> <p>履行確認を担当者任せにせず、違約の場合、速やかな対応がとられているかなど、進行管理を実施する立場にある者により、組織的に常時点検管理がされていく必要があると考える。</p>	<p>平成23年4月、「事実上の分納の取組方針」を策定し、分納の承認から履行確認まで、統一した運用手順等を定めた。</p> <p>また、平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、平成23年度に従来の紙ベース(滞納整理票)から滞納管理システムによるデータベース管理に移行したことに伴い、同システムの有する進行管理機能の利用促進について周知した。</p> <p>具体的には、担当者は、個々の滞納事案について滞納整理上の課題、今後の対応方針(案)及び分納誓約の徴取・履行状況を含む滞納整理の進捗状況等を遅滞なくシステムに入力することとし、管理監督者は、その都度漏れなく内容を確認するとともに、組織的な取組方針や徴収計画等を踏まえ、必要な指示又はシステムを用いた承認を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(h) 納税誓約書</p> <p>納付能力の確認等により、分納が真にやむを得ないと判断された場合は、原則として、納税誓約書を徴し、時効中断を行うとともに、進行管理を適切に行い、違約の場合は速やかに滞納処分に移行する必要があると考える。</p>	<p style="text-align: center;">(主務課・室 総務部税務課)</p> <p>平成23年4月、「事実上の分納の取組方針」を策定し、納税資力の確認等の結果、分納が真にやむを得ないと判断された場合は、原則として、納税誓約書を徴し時効中断を行うとともに、進行管理を適切に行い、違約の場合は速やかに滞納処分に移行することとした。</p> <p>また、平成23年4月、各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、説明資料を用いて、周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(i) 納税折衝時の対応</p> <p>税金の納付は納期限までに全額を一括で納付することが原則であることから、滞納者との最初の折衝、相談時に、まずは、滞納分の一括納付を求める必要があり、一括納付が困難である場合でも、納付が可能な額は即刻納付させる必要があると考える。</p> <p>又、分納の申し出の際には、完納に至るまでの期間に応じた延滞金を納付しなければならないことを、最初にきちんと伝える必要があると考える。</p> <p>なお、新たな滞納の発生を防止し、既に発生した滞納を解消していくためには、既に滞納分となっているものを、事実上の分納期間(原則1年)で解消させていく一方で、今後納期限が到来するものは期限内に納税させ、滞納者を納期内納税者へと導いていくという視点に立って滞納整理を進めていくことが必要であると考え。</p> <p>そのためには、納税誓約時に、今後納期限が到来するものは納期限内に納税することを条件とした上で分納を認めることとし、口座振替の勧奨を行うなどして、新たな滞納の発生を防止する具体的な方策を講じる必要があると考える。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p style="text-align: center;">(主務課・室 総務部税務課)</p> <p>平成23年4月、「事実上の分納の取組方針」を策定し、納税折衝時には、まずは一括納付を求め、分納がやむを得ないと判断された場合は、延滞金の納付について伝えることとし、新たな税が発生する場合は、納期内納税を条件とするなど、滞納発生防止の視点に立った折衝に努めることとした。</p> <p>また、平成23年4月、各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、説明資料を用いて、周知徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p>

g 差押え

(b) 差押えの適時性

滞納となった徴収金が完納されない場合は、法律の規定により、原則として、滞納処分を実施しなければならないが、納付能力等から分納を認めざるを得ない状況にあったものが大半であった。

それら以外で、下記の2例のように、差押えの時期を逸し、その後の滞納整理が進展せず、滞納が長期化するおそれがあると思われる事案が見受けられた。

平成17年度に発生した事案について、平成20年度に預金調査を繰り返しているのみで、差押えを執行していない事案があった。この間、税務署と市は預金差押を実施しており、県税のみが乗り遅れている。

平成18年度に生じた不動産取得税の滞納について、平成19年度に不動産の調査をしているが、不動産の差押えを実施したのは、平成21年度末である。

【指摘】

(c) 納税誓約が守られない場合における差押え

納税誓約に対する違約が発生した場合は、滞納者に差押可能な財産があつて、かつ、完納に至るための担保の提供がない場合は、直ちに滞納処分を執行すべきであると考ええる。

今回の監査により確認した範囲では、納税誓約書が徴されていないことや分納開始時の財産調査が不十分なため、分納違約にも関わらず直ちに滞納処分が執行されなかったものがあつたが、口頭の誓約違反であっても明らかな違約と判断されるようであれば、速やかに、滞納者に警告するとともに滞納処分に向けた対応を行うなど積極的な姿勢が望まれる。

【指摘】

(d) 大口案件の差押え

(主務課・室

総務部税務課)

平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、平成23年度に従来の紙ベース(滞納整理票)から滞納管理システムによるデータベース管理に移行したことに伴い、同システムの有する進行管理機能の利用促進について周知した。

具体的には、担当者は、個々の滞納事案について滞納整理上の課題、今後の対応方針(案)及び分納誓約の徴取・履行状況を含む滞納整理の進捗状況等を遅滞なくシステムに入力することとし、管理監督者は、その都度漏れなく内容を確認するとともに、組織的な取組方針や徴収計画等を踏まえ、必要な指示又はシステムを用いた承認を行うこととした。

措置済み

(主務課・室

総務部税務課)

平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、平成23年度に従来の紙ベース(滞納整理票)から滞納管理システムによるデータベース管理に移行したことに伴い、同システムの有する進行管理機能の利用促進について周知した。

具体的には、担当者は、個々の滞納事案について滞納整理上の課題、今後の対応方針(案)及び分納誓約の徴取・履行状況を含む滞納整理の進捗状況等を遅滞なくシステムに入力することとし、管理監督者は、その都度漏れなく内容を確認するとともに、組織的な取組方針や徴収計画等を踏まえ、必要な指示又はシステムを用いた承認を行うこととした。

措置済み

(主務課・室

総務部税務課)

差押えに関しては、前述した財産調査とも関連するところが大きい。滞納金が完納されない場合は、差押え等の滞納処分を行うことを前提として、適時適切に財産調査を行い、租税債権確保のためにも、早期に差押えを行うことが重要であるとする。

今回の監査では、滞納処分に関する法令順守違反は見られなかった。滞納者の事情に配慮して滞納処分に関しては慎重に取り扱っている印象があるが、大口案件に関しては、適切な進行管理の下、より一層早期着手に努めるべきであるとする。

【意見】

- i 滞納処分の執行停止
- (c) 財産調査等と執行停止  
財産調査等の計画的実施

滞納が発生した段階で、財産調査等は早期に取り掛かるなど、その時期を逸することのないよう、滞納整理に向けた資料収集を早期かつ計画的に実施する必要があるとする。

【意見】

搜索等の実施

安易に執行停止や不納欠損を行うことのないよう、関係機関への書面による調査だけでなく、場合によっては搜索を実施するなど、十分な調査を実施する必要があるとする。

【意見】

調査範囲の柔軟的対応

高額滞納事案については、かねてから課税部門との連携を密にして、課税する前に情報を入手して直ちに納税相談を実施するなど、事案の発生自体を未然に防止するよう周知徹底してきたところであるが、こうした取組にもかかわらず高額滞納事案となった場合は、平成23年度から、滞納管理システムの活用による徹底した進行管理の下、他の事案よりも優先して、かつ、これまでと比べてもより一層、早期に処理するよう周知した。

また、高額滞納事案については、各県税事務所に対する事務調査において優先的に個別指導の対象とするとともに、税務課徴収対策班員同士の意見交換のテーマとするなど、税務職員の有する専門知識・経験をフルに活用して対処することとした。

(主務課・室 総務部税務課)

平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、平成23年度に従来の紙ベース(滞納整理票)から滞納管理システムによるデータベース管理に移行したことに伴い、同システムの有する進行管理機能の利用促進について周知した。

具体的には、特段の事情なく納税に応じないなど、納税について誠意の認められない事案については、差押えを前提とした十分な財産調査が漏れなく早期に行われているかとの視点から、管理監督者の指示又は承認を受けることとした。

なお、平成23年6月に実施した各県税事務所に対する事務調査においても、まずは納税についての誠意の有無を見極め、誠意が認められなければ、直ちに差押えを前提とした財産調査に着手するよう個別指導している。

(主務課・室 総務部税務課)

平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、平成23年度に従来の紙ベース(滞納整理票)から滞納管理システムによるデータベース管理に移行したことに伴い、同システムの有する進行管理機能の利用促進について周知した。

具体的には、財産調査を行ったものの財産が見当たらず、差押えを前提にした交渉を行ってもなお滞納者が財産の任意提供をしないといった滞納整理が進まない事案について、漏れなく搜索を実施しているかとの視点から、管理監督者の指示又は承認を受けることとした。

なお、平成23年6月に実施した県税事務所に対する事務調査においても、財産調査や交渉が難航している事案については、搜索を実施するよう個別指導している。

(主務課・室 総務部税務課)

措置済み

措置済み

措置済み

行方不明者については、ネット銀行などの別の金融機関に開設している可能性があると判断されるのであれば、既存の調査先にとどまらず、柔軟に調査する必要があると考える。

【意見】

思い切った滞納処分の執行停止

経済情勢が厳しくなると、滞納処分する財産も無く、税の徴収がほとんど見込めない所謂不良債権が多くなると考えられる。

しかしながら、未収金は毎年発生し、限られたマンパワーで効果的に滞納整理を実施していくためには、財産調査等により徴収可能かどうかを早期かつ適正に見極め、徴収の見込めないものについては、法に則り適正な処理をすることが必要であると考ええる。

「徴収対策実施要領」においても、「真に徴収が見込めない滞納事案について、これを放置することは、いたずらに滞納繰越額を増加させ、徴収率の向上を阻害する要因となっており、ひいては円滑な滞納整理に支障をきたすことにもなりかねない。検討会議等の有効活用や進行管理の徹底など、組織的対応を図ることにより、徴収可能事案か否か早期に見極め適切かつ適正に整理する必要がある。」としているところであり、真に執行停止に該当するものであれば、思い切って処理をする必要があると考える。

【意見】

- j 延滞金
- (a) 延滞金の管理

平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、平成23年度に従来の紙ベース(滞納整理票)から滞納管理システムによるデータベース管理に移行したことに伴い、同システムの有する進行管理機能の利用促進について周知した。

具体的には、全ての滞納事案について、財産調査が漏れなく十分に実施されているかとの視点から、管理監督者の指示又は承認を受けることとした。

なお、ネット銀行に対する財産調査はかねてから実施しており、これを滞納整理の成功事例として周知もしているが、平成23年6月に実施した各県税事務所に対する事務調査においても、財産調査の範囲については、既存の調査先といった観念を持たず、柔軟に対応するよう個別指導している。

(主務課・室 総務部税務課)

平成23年4月に各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、平成23年度に従来の紙ベース(滞納整理票)から滞納管理システムによるデータベース管理に移行したことに伴い、同システムの有する進行管理機能の利用促進について周知した。

具体的には、効果的な滞納整理を行うため、破産廃止による法人格の消滅など明らかに執行停止に該当する事案について、漏れなく直ちに執行停止しているかとの視点から、管理監督者の指示又は承認を受けることとした。

なお、平成23年6月に実施した各県税事務所に対する事務調査においても、真に徴収が見込めない事案かどうかを早期に見極め、思い切った滞納処分の執行停止を行うよう個別指導している。

(主務課・室 総務部税務課)

措置済み

措置済み



滞納した県税徴収について、本税を優先すると言う効率性の観点は理解できるものの、「徴収対策実施要領」には、「本税完結後は、延滞金の通知を出すだけでなく、滞納処分の実施を前提として、延滞金の完全徴収に向けて取り組む。」とあることから、公平性確保の観点から、延滞金についても時効管理の徹底と効果的な催告等により、未納延滞金の圧縮に向けた取組みを図る必要があると考える。

【意見】

(b) 延滞金の請求

一部回収した本税についてその時点での延滞金は適正に計算されるようになってきているが、この時点での滞納者への文書による一律の通知はされていない。理由は途中で通知すると、これが確定した延滞金と勘違いされることが多いとのことであるが、しかし、本税のみならず未収の延滞金についても、相手に対してきちんと知らしめておくことは重要であると考え。

【意見】

イ 措置児童負担金

(1) 監査の結果及び意見等

a こども未来課と各児童相談所の連携

本庁としての関与が低く、児童相談所任せとなっている割合が多いため、情報共有の観点からも、未収金回収の方針として本庁による関与を高めることが望ましい。本庁の内部監査の結果共有や定期的な出先児童相談所等との情報共有（現場での徴収状況など）を図ることで、データ授受に留まらない本庁の関与度合増加を考慮する必要がある。

【意見】

b 徴収停止・履行延期の特約等

要綱第8条において、徴収の猶予等が規定されている。ただし、具体的な要件が定められているわけではなく、納入義務者にやむを得ない事情がある場合に、徴収の猶予や徴収の停止が行われている。この場合、徴収猶予申請書を児童相談所長に対して提出の上で、必要事項を調査し猶予・停止を決定することとしている。

徴収停止及び履行延期等についてはその適用にバラつきがでないように、その要件（理由）を具体的に明記しておく必要がある。

【意見】

ウ 措置児童負担金（障害者支援課）

(1) 監査の結果及び意見等

a 回収可能性の評価

平成23年4月、「徴収対策実施要領」を改正し、未納延滞金についても滞納整理を行い、未納延滞金の圧縮に向けた取組を、引き続き、実施することとした。

また、平成23年4月、各県税事務所の管理監督者を招集した徴収対策会議において、説明資料を用いて、周知徹底を図った。

措置済み

（主務課・室 総務部税務課）

平成23年4月、「徴収対策実施要領」を改正し、本税を完納していない滞納者に対しても、催告等の際に延滞金の額を算出して通知することとした。

具体的には、催告書・差押予告書の記載事項に、書面発付日現在で算出した延滞金の額を追加した。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部こども未来課）

平成23年度から、未収金回収にあたり、本庁が主導して各児童相談所の目標数値を設定し、随時進捗状況の報告を受け、達成状況を管理することで、関与度合いを高めることとした。

また、本庁が児童相談所の監査を実施した場合には、その状況、改善策などを他の児童相談所にも知らせ、情報共有を図ることとした。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部こども未来課）

滞納者の置かれた状況は個人個人で大きく異なり、徴収停止及び履行延期の判断を一律に定めることは困難であることから、引き続き、所属長決裁により、徴収停止及び履行延期の判断を行うこととする。

なお、事務所毎に判断基準のバラつきが生じないように、平成23年度から、本庁への報告を義務付けることとした。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部障害者支援課）

未収金残高10,440千円を回収可能性の観点から分類すると、時間がかかっても回収できる可能性があるものが、3,868千円（10人）であり、残りの6,572千円（21人）については回収可能が困難ないし不可能と評価するのが妥当である。なぜなら、滞納の理由として生活困窮を挙げるケースが多く、一部には、納付する意思を有していないなど対応が不誠実とされている者も見受けられるからである。

【意見】

b 負担金額の算出事務

請求金額の多寡や扶養義務者等の支払能力にもよるが、こうした取扱いは、未収金の発生リスクを高めるものであり、又、きちんと負担金を納め続けている他の扶養義務者との公平性の観点、金融資産の適切な評価といった観点からも、できるだけ回避する必要がある。

扶養義務者等の協力が得られない場合には、その住所所在市町村に対して所得証明書の提出を求めると言う方法もある。この際、市町村に対する調査は強制力のないものとなるが、必要に応じ、県にとって債権管理に役立つこととなる点や、扶養義務者にとっても無用の負担感を抱かずに済むといった点を説明するなどして、調査への協力が得られるよう努めるべきである。

【指摘】

c 未収金管理簿の記載

「未収金整理簿」を閲覧した結果、B債務者について時効が成立し、既に不納欠損処理をしていたが、その経緯が記載されていないかった。又、C債務者については、「業務連絡」の文書で細かい経緯や電話のやりとりも記載がされているものの、平成22年8月に口頭での入金約束をしたこと、不明の住所が判明したことなどが、未収金管理簿には記載されていないかった。

「未収金管理簿」は回収への取組みを計画に従って管理していくものであり、今後の取組内容を「督促の状況」欄に適宜記載する必要がある。

【指摘】

エ 下関漁港利用料等（漁港漁場整備課）

(1) 監査の結果及び意見

a 大口滞納者（A社）

(b) 大口滞納解消に向けての現状の取組内容

大口滞納者のA社については、最新の決算状況が把握されていないかった。その後最新の決算書を入手するなどして経営状況を把握しているものの、決算書は債務者の経営状況を把握する重要な資料であり、タイムリーに入手する必要がある。

【指摘】

滞納の理由として生活困窮を挙げる世帯が多い状況にあるが、債務に対する認識については定期的に確認を取っており、安易に不納欠損とならないよう、生活水準が維持できる範囲内で回収に努めている。

また、対応が不誠実な者に対しては、本債権が公租公課に相当する債権であることから、強制徴収に移行することとしている。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部障害者支援課）

従来より、扶養義務者等の協力が得られない場合においては、その所在市町に対して必要性を詳細に説明し、関連書類の提出を求めているところであり、また本人からも事前に所在市町への調査を行うことについて同意を得るなどしている。

個人情報の取扱いについては、各市町によって対応が異なる場所であり、各市町ごとの状況に応じて対応している。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部障害者支援課）

指摘後直ちに、「未収金整理簿」を整理し、それ以降のやりとりについても逐次記載を行っている。

措置済み

（主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課）

A社が、決算書を作成後すみやかに当局へ提出するように指導し、了解を得たため今後はタイムリーにA社の決算書は入手できるようになった。

措置済み

- b その他の滞納者  
 (b) 利用料等前納の徹底

利用許可に際しては、許可日から利用開始日までの間に一定の納付状況確認のための期間を設定し、納付確認して初めて利用開始できるようにするなど、未収金の発生を極力防ぐような手続を整備する必要がある。

(主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課)

下関漁港管理条例で漁港施設を利用しようとする者はあらかじめ届けることとされているが、岸壁の利用(係船)等の利用形態によっては直前まで利用申請ができない事例もあり監査人が提案する「納付確認して初めて利用開始するようにする」という措置は全ての利用について求めることは困難である。ただし、計画的な利用が可能な事例や敷地の占用料等については、利用の申請を早めに行うよう指導するとともに、申請時に利用前の納付を指導し、利用日の前日までに電話等で利用料の納付の確認を行うなど未収金の発生を防ぐような取組を強化した。

措置済み

【指摘】

- (c) 延滞金の徴収ルール

現在、分納による回収額は、未収金元金の返済に優先的に充当しており、延滞金の徴収はしていない。

しかし、延滞金については、延滞金の徴収に関する条例(昭和39年3月26日山口県条例第7号)に基づき徴収することとされていることから、その取扱いを検討する必要がある。

(主務課・室 農林水産部漁港漁場整備課)

延滞金の徴収については関係課とその取扱いを検討する。

改善途中

【意見】

オ 放置違反金

- (1) 監査の結果及び意見等

- a 滞納処分指揮簿

平成18年度(制度初年度)発生の放置違反金について滞納処分指揮簿を見たところ、長いもので平成19年度途中までの記載がされていないものがあった。滞納処分指揮簿へは、対応した状況等を必ず記載する必要がある。

又、滞納処分対象調査状況表については、作成されている滞納者と作成されていない滞納者がある。全滞納者について作成することが管理上は望ましいが、時間的・コスト的に困難であれば、必要となる作成対象者の基準を設けて、管理効果を最大にすることを検討すべきである。

(主務課・室 警察本部交通指導課)

指摘後直ちに、全ての滞納者について、滞納処分対象調査状況表を作成するよう取り組みを行っており、現在も継続して作成している。

また、滞納状態が長期にわたる滞納者(平成18、19年度発生分)については、調査状況が分かる一覧表を作成して、再調査及び再催告を行い、適正管理と滞納事案の早期解決に努めている。

措置済み

【指摘】

- b 公平かつ効率的な債権管理の必要性

(主務課・室 警察本部交通指導課)

放置違反金の未収債権は、1件あたり数万円と小さく、滞納処分はコスト的に損失を生じる場合もあり得る。しかし、本債権は道路交通法違反によって発生したものであり、放置駐車違反の抑止を目的にした行政処分である。未収債権徴収の公平性を確保するため、債権管理は画一的に処理される必要があり、再三の催告に応じず、放置違反金を納付しない悪質な滞納者については、今までどおり、積極的な滞納処分を行う必要がある。

又、費用対効果を考慮して、督促や法的手続の実行による迅速かつ的確な債権回収が求められる。滞納発生初期における督促・催告を強化して早期に回収に結び付けると共に、順次、滞納処分のための財産等調査を実施し、財産が発見されれば、直ちに強制徴収を行うことが必要である。

【意見】

c 時効中断と法的手続

年度別の未収金発生状況を見ると、平成19年度の8,461千円をピークに、平成20年度は7,579千円、平成21年度は5,133千円と、年々減少傾向にある。とはいっても、平成22年3月末における放置違反金滞納額は11,221千円（滞納件数は727件）もある。

本債権は公債権であり、5年経過により自動的に消滅するため、早いものでは、平成23年8月から消滅時効の完成が生じる（平成18年度発生分）。従って、時効中断の方法として自宅訪問等による債務承認の手続きを行う方針とのことであるが、回収担当者が限られており（現状2名）、自宅訪問等を繰り返すのは困難である。

そのため、納付交渉に応じない債務者に対しては、粛々と法的手続をすすめる必要がある。その場合、回収担当者2名でも対応できる現実的な手続きをとる必要がある。

【意見】

(3) 強制徴収権のない公債権

ア 生活保護費返還金

(1) 不正受給の発生防止及び早期発見

これまでも、滞納事案が発生した際、速やかに所在及び財産調査を行い、差押え可能な財産があれば、直ちに強制徴収を行っている。今後も、所在及び財産調査を徹底し、積極的かつ迅速に強制徴収を執行していく。

措置済み

(主務課・室 警察本部交通指導課)  
現在、回収事務に直接携わる者が2名のみという状況の中、時効中断の措置として、債務承認を行うことが効率的と考えられる。

よって、平成23年1月から、滞納状態が長期にわたる滞納者を中心に債務承認の手続きを行い、一定の成果を上げている。

ただし、債務承認は時効を中断するための一時的な措置であるため、今後も納付交渉や財産調査を継続し、任意又は強制の両面から、最終的な解決を図っていく。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

一般に、不正受給等の発見時には当外収入等が既に費消されていることが多く、返還金が発生しても納付に結び付きにくいいため、不正受給の発生防止及び早期発見に努める必要がある。これが可能となるためには、発見が遅れた原因を分析し今後の解消策に活かす必要がある。

現状、県においては、大口滞納案件について、以下に示す「生活保護費返還金の発生原因とその防止策等の状況一覧表」が作成されている。滞納案件ごとに、発見が遅れた原因等及びその防止策が具体的に把握されており、今後の不正受給の発生防止及び早期発見に向けて管理できる体制が整備されていると言える。

ただ、現在実施している防止策は全て不正発見等に有効であるとの考えであるが、中には、有効策として決定的なものがない案件もある。例えば、案件Hは、外見的に障害の事実が見えず、戸別訪問でも捕捉できない。このような案件については、管理上特に留意を要するものとして、識別把握し、回収担当者に周知させる必要があると考える。

#### 【意見】

- (ウ) 生活困窮者（生活保護受給者ではない）から返還金の分納を行っているケース

a 大口滞納案件1

(a) 生活困窮者の分納額

現在、厚生年金の支給日（年6回）に5,000円ずつ納付している。不当利得的な性格を有する返還金（生活保護法第63条）であるから、本来は一括返済が原則である。とはいっても、債務者が生活困窮者であることから、収入等を慎重に確認しながら、生活に支障のない範囲で分納額を決定する必要がある。県の対応はやむを得ない。

ただ、粘り強く時間をかけて回収するといっても、今の分納状況が変わらなければ、完全納付までに約40年かかる。債権が不当利得的性格を有することを考えると、少額でも分納額の増額を要請する必要がある。

#### 【意見】

- (b) 生活困窮者からの分納額決定のルール化

生活保護制度は「他法他施策の活用」が原則であるため、これらに係る収入の不申告による不正受給等の発生原因も多種多様である。多種にわたる不正受給等の発生防止、早期発見のためには、新規開始調査時における生活歴、職歴、傷病歴、傷害状況等の確認及び定期訪問時における生活状況等の確認が、不正発見に繋がる最も重要かつ有効な方法であることから、これら調査の徹底について、文書により各実施機関へ周知を行った。

措置済み

（主務課・室 健康福祉部厚政課）

外部監査後、自宅を訪問し現状確認を行った。収入等から現時点での分納額の増額は困難と判断した。

今後も、定期的な訪問を行い、少額ながらも分納額の増額を要請することに努める。

改善途中

（主務課・室 健康福祉部厚政課）

生活困窮者からの分納額については、担当者又は健康福祉センターによって取扱いに差が出る可能性があるため、県として一定の基準額を設ける必要がある。特に、生活保護受給者ではない本案件の場合、他の生活保護受給者からの分納額の方が多いケースもあり、一定基準額以下の分納の場合、その理由を明らかにして責任者の承認を受けるようにする必要がある。

【指摘】

- (I) 生活保護受給者から返還金の分納を行っているケース  
b 生活保護受給者からの分納額決定のルール化

生活保護受給者からの分納額については、現実的な完納期間・分納額でなくともやむを得ないとしても、担当者又は健康福祉センターによって取扱いに差が出る可能性がある。そのため、県として一定の基準額を設ける必要がある。そして、一定基準額以下の分納の場合、その理由を明らかにして責任者の承認を受けるようにする必要がある。

【意見】

- (オ) 個人である大口滞納者に徴収停止を行っているケース  
a 大口滞納案件1

徴収停止の判断については、担当者又は健康福祉センターによって取扱いに差が出る可能性がある。  
従って、徴収停止を行う場合には、債務者間の公平性を確保するため、債務者の所在が不明、又は、債務者が死亡した場合で、相続人のいないことが明らかである時のように、明らかに徴収停止の要件に該当する場合を除き、その理由を示し、責任者の承認を受けるようにする必要がある。又、債務承認の受領等による時効の中断を行う必要がある。

【指摘】

- b 大口滞納案件2

当案件は、明らかに徴収停止の要件に該当しないケースであり、徴収停止の判断に関しては、生活保護費返還金の管理に不備があると言わざるを得ない。債務者間の公平性を確保するため、責任者の承認等管理体制を強化する必要がある。

【指摘】

- (カ) 不正受給の発見が困難なケース  
a 大口滞納案件1

計画的な返還に結びつけるためには、生活困窮者である各債務者の生計の実情を聴取し、これを考慮して分納額を決定する必要がある。分納額の差は個々の世帯の実情を勘案した結果と考える。検討の結果、一定基準を設け、納入不可能な返還計画を強要することは収納率の低下に繋がる恐れがあるため、現状の扱いを継続する。

ただし、他の生活保護受給者との均衡を図る必要があるため、これを念頭においた上で分納額を調整するよう、文書により各実施機関へ周知を行った。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

計画的な返還に結びつけるためには、生活困窮者である各債務者の実情を聴取し、これを考慮して分納額を決定する必要がある。分納額の差は個々の世帯の実情を勘案した結果と考える。

検討の結果、一定基準を設け、納入不可能な返還計画を強要することは収納率の低下に繋がる恐れがあるため、現状の扱いを継続する。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

生活保護費返還金の徴収停止等に係る対応基準については、厚政課で独自にマニュアルを定めているが、この事例も含め、一部に理解不足により、マニュアルに沿った対応が徹底されていない事例があったため、平成23年8月、マニュアルに沿った判断を徹底するよう、また、徴収停止を行う場合でも債務承認の受領等により時効中断の手続きを行うよう、各実施機関に文書通知を行った。

責任者の承認については、山口県事務決裁規程に基づき、徴収困難と考えられる理由を明示して所属長の承認を受けることとしている。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

徴収停止についての決裁は、山口県事務決裁規程に定める決裁権者(責任者)が行うこととなっている。

今回指摘のケースは、徴収停止の基準の理解不足が原因であるため、会計規則及び厚政課作成のマニュアルに則り判断を行うよう、文書により各実施機関に周知を行った。

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

生活保護費の不正受給を防止するために、労災障害補償年金の受給者情報の提供を定期的に受けることは、個人情報目的の除外使用となるため、関係機関からの協力を得られない。従って、現在実施している訪問調査時の観察やヒアリングを徹底するしかない。

県は、各案件の不正受給発見の遅延原因等を分析・調査し、今後の取組内容を示している。不正受給等の発見・防止に向けて必要な管理が整備されているが、発見策が訪問調査時の観察やヒアリングに限られるケース、又、訪問調査でも発見が困難なケースを峻別する必要がある。

【意見】

イ 児童扶養手当返納金

(1) 監査の結果及び意見等

a 県の対応方針の明確化

不当利得の性質を有する債権に見合った対応方針を明確にするため、独自のマニュアル作成を検討すべきである。

【指摘】

b 時効中断措置の必要性

時効中断管理の適切な遂行を図るため、債務者ごとの償還指導記録を充実させ、時効期間が成立しないよう管理する必要がある。

【指摘】

c 債権管理の役割分担の明確化

滞納者への接触等を確実にを行うためには、担当者の役割分担を明確にする必要がある。従って、一時的に、休職中の担当者の業務を班内で手分けして行うのであれば、その役割分担を明確にしておく必要がある。そして、このような対応状態が続くようであれば、新たに専任の担当者を置くことを検討する必要がある。

【意見】

d 債権価値の評価

生活状況が困窮している滞納者で、将来、返済能力が大きく回復しないことが明らかであれば、会計上は徴収不能額を計上して、債権価値を減額する必要がある。時効期間の成立により自動消滅するような債権を決算に含めると、県の財政状態の判断を誤る可能性があるからである。

【意見】

ウ 補助金等返還金

b 違反行為の防止

当未収案件のように、補助対象施設に県の承認なく根抵当権を設定されているような場合、補助金交付決定を取り消しても、補助金の返還は困難であると思われる。従って、県に無断で補助対象物件に根抵当権を設定されないように、まず、従来指導監査の反省を踏まえ、指導監査でのチェックを厳格に行う必要がある。

不正受給の防止のためには、新規開始調査及び定期訪問調査時における本人へのヒアリングの徹底が最も有効な方法であるが、本人へのヒアリングのみでは発見できない事例も存在するため、必要に応じて適宜民生委員等関係者への状況調査等も行うよう、文書により各実施機関へ周知を行った。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

マニュアル作成も含め、対応方針の整理を現在検討している。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

他制度の償還台帳を参考に、記録を充実させ、時効中断措置に取り組んでいく。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

平成23年度においては、新たに専任の担当者を置き、債権管理を行っている。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

回収の可能性のない事案の処理については、税務課と協議の上、対応策を検討したい。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部健康増進課)

関係課と協議しながら、対応について検討していく。

改善途中

<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>補助対象施設には担保設定ができないように、銀行側に何らかの働きかけが必要であると考え。当案件では、根抵当権の設定は銀行からの融資条件とされているが、当該行為が、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に抵触しないかどうか、融資の専門家である銀行が当然確認すべき事項と思える。銀行として当然確認すべき事項であるとするれば、銀行側にも違反行為の一端を担いだ責任があり、補助金の一部返還が可能ではないかと考える。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部健康増進課) 関係課と協議しながら、対応について検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>当該違反行為については、理事長個人の責任追及を検討すべきである。そうではないと、補助金を受けるに見合った責任になっていないと考える。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部健康増進課) 関係課と協議しながら、対応について検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(4) 中小企業振興目的の貸付に起因する未収金 ア 中小企業高度化資金貸付金 (1) 条件変更債権区分の貸付先(8組合等) a 貸付先A(条件変更債権) b 貸付条件変更の正当性確保</p> <p>結果的には、当債権は平成12年当時すでに延滞債権化していたと見ることができ。ただ、県としても、機構と十分協議し、承認を得た上、高度化資金が目的とする中小企業及び地域経済の振興等も加味して、条件変更に応じてきている。安易な条件変更ではないとのことである。</p> <p>しかし、当制度は、県と機構が協調して貸付けを行うこととされており、機構の承認は条件変更の正当性を裏付けるものではない。県は、「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」が示す償還確実性(条件変更によって償還が確実であること)があることを具体的に説明することにより、初めて条件変更の正当性を確保できると考える。今後、同じようなケースでは留意する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>貸付条件の変更に当たっては、地域経済に与える影響や債権回収の有利性等も考慮し、変更に応じている。ご指摘の償還確実性については、今後、より厳格に適用し、条件変更について判断する。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>b 貸付先B(条件変更債権) 貸付条件の変更要件の一つである今後の返済見込み又は償還確実性については、厳格に適用し、分析・調査による客観的な裏付けを確保する必要がある。 その結果、今後の償還が確実と評価できない場合には、連帯保証人への請求及び法的措置等の検討を行う必要がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課) 貸付条件の変更に当たっては、地域経済に与える影響や債権回収の有利性等も考慮し、変更に応じている。ご指摘の償還確実性は、本件については、中小企業診断士の診断により適正判断されているものと考え。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>c 貸付先C(条件変更債権)</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p>	



貸付条件の変更要件の一つである今後の償還確実性については、厳格に適用し、分析・調査による客観的な裏付けを確保する必要がある。その結果、今後の償還が確実と評価できない場合には、連帯保証人への請求及び法的措置等の検討を行う必要がある。

【指摘】

(c) 債権保全手続の適切性  
追加担保

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。

しかし、平成21年4月の担保物件（土地・建物）評価額は983,147千円であり、平成22年3月末の条件変更債権1,594,021千円を下回っており、担保不足610,874千円が生じているにもかかわらず、追加担保の提供は要求されておらず、必要な債権保全手続がされていない。

【指摘】

担保物件の評価

評価に際して、土地は固定資産税評価額を0.7で割戻し、建物は固定資産税評価額に0.8を乗じているが、他の担保物件では固定資産税評価額に0.7を乗じている。仮に、0.7を乗じた場合、担保物件の評価額は797,142千円となり、担保不足は796,879千円となる（担保不足は約186,000千円増加）。

掛け目は、地域性・個別性を勘案し、県において妥当と判断した比率を用いるとはいっても、当担保別件の掛け目が地域制・個別性を反映したことの裏付けはない。他の担保物件の掛け目と大きく違う場合には、その根拠を具体的に示す必要がある。

【指摘】

(d) 債権の評価

決算において債権の価値を正しく示すためには、連帯保証人への請求、財産調査等の実施により、債権の回収可能額を見積もる必要がある。そして、連帯保証人からの回収見積額が担保不足額を補えない場合には、その額を徴収不能額に計上し、会計上債権価値を減額する必要がある。

【意見】

d 貸付先F（条件変更債権）  
(b) 単年度猶予の繰返し実施

現在、債権回収上の有利性も視野に入れ、地元市・金融機関等で構成する「経営改善支援協議会」や中小企業基盤整備機構を交え償還計画の協議をしている。

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

これまでも、追加担保の徴収をしてきたところであるが、引き続き、追加担保を提供するよう指導する。

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

平成22年11月に、組合は資産を売却し、その売却額を中小企業高度化資金の償還に充てた。また、平成23年2月に組合は破産申立をしており、今後は、連帯保証人に請求し、法的措置を含めた対応を行う。

なお、法的措置実施後、回収見込みのない債権については、会計上の債権価値減額を行う。

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

債権回収段階において、債権回収会社による連帯保証人の資産調査を実施し、その後、弁護士等を活用し法的措置を講じて債権回収を図ることとなる。さらに、法的措置実施後、回収の見込みのない債権については、会計上の債権価値減額を行う。

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

改善途中

改善途中

措置済み

措置済み

<p>毎年の償還猶予を長期間繰り返すのは、債権の延滞債権化を防ぐためであり、不良資産隠しと言える。このような状態が10年間続いたと言うことは、県には、債権の実態を正しく報告するための管理体制が整備されていないと言える。条件変更はあらかじめ定められたルールに従って厳格に行う必要があり、所管課の恣意性が入らないように、管理体制を見直すべきである。</p>	<p>条件変更に当たっては、今後の償還計画に係る中小企業診断士の診断を受け、中小企業基盤整備機構とも協議した上、条件変更の承認を行っている。また、平成21年度から、条件変更に係る決裁を関係課に合議し、所管部局のみの判断とならないよう、適正化を図っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(c) 最終償還期限の10年延長      県は、今後の対応として、分納計画の確実な履行を見守り、貸付先親会社の民事再生手続の動きを注視すると共に、貸付先の意向を確認しながら、対応を検討するとしている。条件変更契約を交わし、一部分納も認めている以上、平成29年までの6年間、この対応方針でやむを得ないが、今後、仮に、償還の一部が未履行になった場合には、財産の差押え等の法的措置をとることを検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)      今後、償還計画に沿った償還の見込みがない場合には、連帯保証人も含め、債権回収会社による債権回収を行い、必要に応じ、法的措置を講じることとしている。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(d) 債権回収見込額の算定      現時点の貸付額1,605,348千円から担保評価額416,700千円を控除した969,952千円については、徴収不能額に計上すべきである。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)      債権回収段階において、債権回収会社による連帯保証人の資産調査を実施し、その後、弁護士等を活用し法的措置を講じて債権回収を図ることとなる。さらに、法的措置実施後、回収の見込みのない債権については、会計上の債権価値減額を行う。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>e 貸付先G(条件変更債権)      (b) 貸付条件変更の妥当性      この案件では、県としての対応状況からみて、貸付条件変更を安易に受け入れたと言うことはなく、管理課の責務を果たそうと言う姿勢がみてとれる。      今後の対応としても、組合に対して負債圧縮を条件に償還猶予に応じる姿勢を示す一方で、負債圧縮のための提案を行っており、県として適切な対応がされている。従って、仮に負債圧縮がされないまま貸付条件変更に応じる場合には、償還確実性についての客観的な分析・調査の実施をする必要がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)      償還確実性について、中小企業診断士に委託し、客観的な分析・調査を実施する。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(c) 連帯保証人への請求      この案件については、駐車場の任意売却等、時間をかければ全額回収の可能性があり、中小企業支援の観点から、法的措置を採らず、長期回収を容認することの合理性はある。ただ、連帯保証人への通知・請求は公平性の観点から行う必要があると考える。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)      延滞債権になった場合は、早期に組合資産の売却等の整理を行った後、速やかに連帯保証人への請求等を行う。</p>	<p>措置済み</p>

<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(ウ) 延滞債権区分の貸付先（9組合）</p> <p>a 貸付先AA（延滞債権）</p> <p>(b) 今後の対応策 客観的調査</p> <p>回収に長期間かかる現状を打開するため、少額償還の解消の見通しがいか検討する必要がある。現状は、毎年の変更契約を繰り返しているが、事実上不定期分納がされており、その裏付けとなる客観的調査をする必要がある。償還額の大幅な増額が将来的にできないことが明らかであれば、法的措置を検討すべきである。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課・室 商工労働部経営金融課）</p> <p>現在、債権回収会社による連帯保証人の資産調査及び担保不動産の不動産鑑定を実施している。今後は法的措置を含む債権回収を検討する。</p>	<p style="text-align: center;">改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>法的措置をとらない理由明確化</p> <p>契約変更を毎年形式的に繰り返している現状は、契約不履行として財産差押等の法的措置へ移行するのを回避していると思えない。財産差押等の法的措置をとらないのであれば、その合理的理由を明らかにすべきである。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課・室 商工労働部経営金融課）</p> <p>現在、債権回収会社による連帯保証人の資産調査及び担保不動産の不動産鑑定を実施している。今後は法的措置を含む債権回収を検討する。</p>	<p style="text-align: center;">改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>不能欠損処理の検討</p> <p>分納の大幅増額が期待できず、又、担保物件の処分が事実上できないのであれば、債権のほとんどを不納欠損処理することを検討すべきである。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課・室 商工労働部経営金融課）</p> <p>現在、債権回収会社による連帯保証人の資産調査及び担保不動産の不動産鑑定を実施している。今後は法的措置を含む債権回収を検討するが、法的措置後、回収の見込みのない債権については、不納欠損処理等を行う。</p>	<p style="text-align: center;">改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>債権価値の減額</p> <p>会計上は、回収可能性のない債権が県の財産として計上されるという問題がある。不納欠損処理しない場合でも、徴収不能額を計上し、会計上債権価値を減額する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課・室 商工労働部経営金融課）</p> <p>現在、債権回収会社による連帯保証人の資産調査及び担保不動産の不動産鑑定を実施している。今後は法的措置を含む債権回収を検討するが、法的措置実施後、回収の見込みのない債権については、会計上の債権価値減額の検討を行う。</p>	<p style="text-align: center;">措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(c) 担保不足</p> <p>平成8年に担保物件（土地）は675,451千円と評価されている。地価公示価格の変動率により、平成22年3月末の担保物件の評価額は、平成8年に比して29.3%減少しており、477,544千円と推計される。平成22年3月末の延滞金は1,096,500千円であるから、平成22年3月末にあっては618,956千円の担保不足が生じていることになる。</p> <p>「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。従って、必要な債権保全の手続きをとる必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p>	<p style="text-align: center;">（主務課・室 商工労働部経営金融課）</p> <p>これまで、追加担保の徴収をしてきたところであるが、引き続き、追加担保を提供するよう指導する。</p>	<p style="text-align: center;">改善途中</p>

b 貸付先BB（延滞債権）

(b) 債権の回収可能性

平成15年度から平成18年度までは、再生計画案通り年間28,003千円の償還がされていたものの、平成19年度以降、償還額は減額し不定額となっている。これは、経済情勢の悪化等により組合収入が大きく減少したため、弁済協定の変更を行ったものである。このままの償還額が続けば、全額償還されるまで60年以上かかる。債権全額を回収可能と評価するのは困難な状況にある。

従って、回収可能額を見積り、回収不能額から担保価値を控除した部分について徴収不能額を計上すべきである。

【指摘】

(c) 担保不足

平成21年4月に担保物件（土地・建物）は452,201千円と評価されている。平成22年3月末の延滞債権は888,806千円あり、担保不足は436,605千円生じていることになる。

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。従って、必要な債権保全措置をとる必要がある。

【指摘】

(d) 抜本的対応策の必要性

高度化資金の貸付目的は、県内中小企業の振興、雇用の維持・確保であるから、県が抵当権の実行による債権回収よりも、当該組合の再生を優先するのは妥当な判断である。しかし、それでも許容できる債権回収期間は、債務者間の公平性を考えると、当初計画の30年が限界ではないかと考える。現状のままでは、延滞債権の全額回収に長期間を要し、限界を超えているため、抜本的な打開策を検討する必要がある。

この点について、担当課は、今後、再生計画及び別除権弁済協定の確実な履行がされるよう注視すると共に、さらなる債権回収に向け努力する方針を掲げているが、対応策の客観的ルールを示さないと、弁済協定の変更だけが繰り返され、債権の回収可能性がますます困難になる可能性がある。

【意見】

客観的ルールに基づいた法的措置の検討

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

平成22年11月に、組合は資産を売却し、その売却額を中小企業高度化資金の償還に充てた。また、平成23年2月に組合は破産申立をしており、今後は、連帯保証人に請求し、法的措置を含めた対応を行う。

なお、法的措置実施後、回収見込みのない債権については、会計上の債権価値減額を行う。

措置済み

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

平成22年11月に、組合は資産を売却し、その売却額を中小企業高度化資金の償還に充てた。また、平成23年2月に組合は破産申立をしており、今後は、連帯保証人に請求し、法的措置を含めた対応を行う。

措置済み

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

平成22年11月に、組合は資産を売却し、その売却額を中小企業高度化資金の償還に充てた。また、平成23年2月に組合は破産申立をしており、今後は、連帯保証人に請求し、法的措置を含めた対応を行う。

措置済み

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

中小企業振興等の公益目的と債務者間の公平性とのバランスを図るためには、許容できる債権回収期間（例えば当初計画の30年間）と許容できる不履行期間を明確化し、許容範囲を超えた場合には抵当権の実行による債権回収を図るのが正義に適うと考える。

許容範囲を超えてもなお、抵当権の実行による債権回収をとらないのであれば、その合理的理由を明らかにし、県としての正当性を確保するため、税務課等の債権管理統括部署の承認を得るようにすべきである。合理的理由のない案件については、定めた基準に従って法的措置をとる必要がある。

【意見】

連帯保証人への請求の検討

担当課は、連帯保証人への請求については、弁護士からの指導を得ながら、今後も効果的に行うことを方針として掲げている。連帯保証人への効果的請求に関して、参考にし実行した弁護士の意見については、全庁的な対応策として具体化し、今後の類似案件に活かすことが望まれる。

【意見】

d 貸付先DD（延滞債権）

(b) 連帯保証人に対する県の対応

当該資金貸付の目的は中小企業振興であるが、当初組合事業は廃止されている以上、債務者間の公平性、債権管理事務の効率性の観点から、連帯保証人（組合員）に対する請求、法的措置等の抜本的な回収策を講じる必要がある。又、法的措置をとらないのであれば、それが債権回収上有利であることを明確に示す必要がある。

【意見】

(c) 担保不足

平成21年10月に担保物件（土地・建物）は1億1,540万円と評価されている。平成22年3月末の延滞金は5億3,760万円あり、担保不足は4億2,220万円生じていることになる。

「山口県中小企業高度化資金貸付金管理取扱要領」によれば、担保権の管理として、担保物件の価格が減少し、債権保全上支障があると認められる時は、追加担保を徴する等の必要な措置を講ずる旨定められている。従って、必要な債権保全策を講じる必要がある。

【指摘】

e 貸付先HH（延滞債権）

(a) 高度化資金の貸付状況

延滞となった組合に対しては、民事再生等の特別な理由がない限り、速やかに抵当権の実行による債権回収を行うこととしている。

措置済み

（主務課・室 商工労働部経営金融課）  
今後、弁護士の指導を得ながら、連帯保証人に請求することとしている。また、この取り組みについては、債権管理統括部署である税務課に情報を提供するなどし、今後の全庁的な債権回収の対応策に活かすこととする。

改善途中

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

現在、連帯保証人に請求するなど、法的措置を講じることとしている。

措置済み

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

平成23年3月に組合は、資産を売却し、その売却額を中小企業高度化資金の償還に充てた。現在、組合は清算中であることから、債権回収会社に委託し、清算への対応を進めている。

措置済み

（主務課・室 商工労働部経営金融課）

<p>連帯保証人への請求、差押え等の法的措置を検討する必要がある。</p> <p>なお、県の今後の方針として、連帯保証人の相続調査を開始し、連帯保証人及びその相続人からの債権回収に関する事務を弁護士に委託することが決められている。</p>	<p>連帯保証人への請求、差押え等法的措置を講じることとしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>f 貸付先II（延滞債権）</p> <p>(b) 延滞の原因分析</p> <p>高度化資金の貸付趣旨（中小企業振興）から、ある程度リスクを県が負うことはやむを得ない。しかし、結果的に貸付金が延滞に陥った場合、県として原因分析を行い、対応可能原因と対応不能原因に分類し、対応可能原因については今後の貸付審査等に反映させる必要がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>延滞債権が生じている現状において、新規の貸し付けについては、より慎重に対応を検討したい。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>イ 中小企業従業員住宅貸付制度</p> <p>(1) 監査の結果及び意見等</p> <p>a 債権管理の不備</p> <p>現在、契約関係を整理している途上にあるとのことであるが、主たる債務者及び連帯保証人の現況や、保証人の異動状況など、可能な限りの書類から追跡調査を早急に進め、県として誰に回収を請求するかを明確にする必要がある。</p> <p>又、回収困難案件として税務課へ移管することも検討する必要があると考える。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>債務者及び連帯保証人等の追跡調査については、概ね完了し、今後は連帯保証人等からの回収を図っていく。</p> <p>所管について検討した結果、当該債権は当課所管の建物と一体で管理する必要があることから、引き続き当課において管理を行っていくこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 債務者区分の見直し検討</p> <p>両社は、実質的には回収困難債権ではなく、回収不能債権に分類され、相応の対応方針がとられるべきと考えられる。</p> <p>この分類の違いにより、回収に向けた対応方針が異なるため、債権分類は厳格に行う必要がある。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>回収不能債権として、不納欠損等を視野に入れた対応を行っていくこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>c 不納欠損処理のタイミングの妥当性</p> <p>不納欠損処理する時期がなぜ平成21年度なのか、その根拠は上記の理由の中には見当たらない。昭和58年において、当時の状況から回収可能性は全くないのであるから、不納欠損処理すべきであったと言える。</p>	<p>(主務課・室 商工労働部経営金融課)</p> <p>今後、不納欠損の要件を満たすこととなった債権については、速やかに処理を行う。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(5) 農林水産業改善目的の貸付に起因する未収金</p> <p>ア 農業改良資金貸付金</p> <p>(1) 監査の結果及び意見等</p> <p>d 改善案</p> <p>(a) 交渉記録の不備</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業経営課)</p>	

<p>交渉内容の記録は、担当者又は管理監督者が現在の進捗状況を確認するためだけでなく、滞納解消に向けての今後の取組内容を具体的に決めていくために必要なものである。償還記録簿へ交渉記録を残すことにより、延滞者に対する効率的かつ公平な対応が確保できると考える。</p>	<p>指摘後直ちに、延滞者等との交渉を行った場合は、交渉内容等を償還記録簿に記載するとともに、平成23年4月以降については、償還記録簿への記載の都度、所属長まで償還記録簿を供覧し、進捗状況等についての情報の共有化を図っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(b) 財産調査等の必要性 適切な滞納処分を可能とするためには、財産調査をタイムリーに実施すると共に、財産調査の対象範囲については、安易に分納や徴収停止、欠損処理とならないよう、滞納者の属性を考慮して適切に定める必要がある。 又、財産調査には相当な事務負担がかかるため、延滞案件の内容を勘案し、優先順位を付して、計画的・効率的に実施する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業経営課 ) 指摘後直ちに、必要に応じて、延滞者等の財産及び収入の状況についての調査に着手しており、調査の結果に基づく客観的な分納額の設定など、延滞案件の内容に即した適切な対応に努めている。 なお、財産調査については、大口延滞先や違約が発生している先などを優先して実施している。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(c) 連帯保証人への連絡・請求等の必要性 連帯保証人への連絡及び請求等は、ほとんどされていない状況にあるが、大口延滞者内の場合、タイミングとしては遅いものの、平成22年8月の面談の際に借受人と連名で分納誓約書も収受している。以降、連帯保証人と共同で約定どおりの償還が行われており、一定の成果を生んでいる。 延滞発生後、即座に、延滞金の状況連絡及び請求予告を文書で行うことを徹底する必要があると考える。一定期間反応がない時は、連帯保証人への請求を行うべきである。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業経営課 ) 債務者が違約した場合などにおいては、必要に応じて連帯保証人に対して状況の連絡や請求を行うこととしている。 指摘後、新規の延滞発生事例はないが、特に、新規の延滞発生時においては、時期を失することなく、連帯保証人への状況連絡や請求を行うなど、適切な対応に努める。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(ウ) その他の延滞者 a 貸付手続 申請書等に、申請年月日がないものが見受けられた。 委託機関の長及び農林事務所長は、県の直貸を受けた借受者から経営状況の報告を受け、それを県に提出することとなっている。しかし、委託機関の長及び農林事務所長において、経営状況の現地確認の状況や事務所として判断をした結果等の記録が残されていない。 当制度はすでに廃止されているが、今後同様の制度が創設された時には留意する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業経営課 ) 農業改良資金貸付金については、既に貸付事業が廃止されており、新たな貸付を行うことはないため、指摘のあった事務処理を行うことはないが、今後、同様の制度が創設された場合には、同様の不備が発生しないよう、適切な事務処理に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 回収困難事案の税務課引継ぎの検討</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業経営課 )</p>	

山口県の農業者の経営安定など、農業者の基盤の安定確保等の重要性は理解できるが、償還開始当初から延滞が始まっている者や、長期にわたり延滞している者に対しては、税務課への引継ぎ等について、検討をする必要があるのではないかと考える。山口県の農業の安定とのバランスもあるが、税務課への引継ぎを検討している旨を本人に知らしめることも必要と考える。

【意見】

- ウ 沿岸漁業改善資金貸付金  
 (1) 監査の結果及び意見等  
 b 貸付審査の妥当性

貸付けにかかる直接の事業費だけしか返済計画に記載されていない。例えば、中古船を購入するために貸付金を利用する場合、中古船購入費を事業費として計上しているだけである。

貸付申請者の支払能力（支出）を審査する際には、漁業開始に必要な直接の経費のほか、それに関連する事業費も含めた返済計画を評価する必要がある。

【指摘】

保証人2名が担保されているが、財産調査又は所得調査等はされていない。漁協の意見書ではその妥当性について簡単な検討がされているのみである。貸付時に保証人の支払能力を裏付けるための財産調査等の必要性を検討する必要がある。

【指摘】

- c 滞納者の債務支払能力の評価

延滞金については一括払いが原則であるから、分割払いを認める場合には、漁協からの情報提供と本人との面談だけで判断せず、滞納者の納付能力について客観的な裏付調査を実施する必要がある。今後は、当該債権の回収マニュアルに沿って具体的な財産又は収入等の調査を行う必要がある。

【指摘】

- d 連帯保証人に対する弁済請求

連帯保証人の保証能力は当初貸付時の審査以降はされていない。又、延滞金の状況及び請求の予告を文書で通知しているが、延滞者の分割納付の状況などを勘案し、連帯保証人への請求に至っていないものが多い。

平成21年度から適用開始の債権回収マニュアルには、長期延滞者への対応として連帯保証人への請求が記載されている。今後は、独自の債権回収マニュアルに沿って、連帯保証人への請求を行う必要がある。

【指摘】

- e 強制執行の対象債権の具体化

延滞案件のほとんどが農業を継続しており、また、分納誓約の履行がなされていることから、現時点において、税務課への引継ぎ等を検討すべき案件はないと考えているが、状況の変化に応じて、検討を行うことも必要と認識している。

なお、延滞者との面談の際には、誓約が履行されない場合は、税務課への引継ぎを行うこともあり得ることを説明している。

改善途中

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

貸付審査を行う運営協議会の中で、収支全体の状況を明らかにした上で貸付決定を判断するよう検討する。

改善途中

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

保証人の支払能力を確認するための手法や提出書類を検討する。

改善途中

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

分割払いの条件が適当であるかの判断をするため、財産、収入等の状況を把握するよう検討する。

改善途中

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

債権回収マニュアルに沿った取扱いにより連帯保証人への請求を行うことを原則とするが、個別事情も考慮し、引き続き対応を検討する。

改善途中

(主務課・室 農林水産部水産振興課)



<p>債権回収の公平性と効率性のバランスを図る観点から、強制執行の対象となる債権の具体的な状況も明記する必要がある。</p> <p>例えば、支払督促により債務名義を取得した場合で、債務者が任意に弁済する姿勢を示さない時は、原則として強制執行の手続きをとること等、マニュアルの中に具体的に明記する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>強制執行の対象とすべき具体的な状況を検討し、その内容をマニュアル等に明記したい。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(6) 学生貸与的性格の貸付に起因する未収金</p> <p>ア 看護師等修学資金</p> <p>(1) 監査の結果及び意見等</p> <p>    b 大口滞納者(F)</p> <p>        (b) 今後の取組内容</p> <p>            貸付金総額1,800千円に対する平成21年度末の返還金未収残高は1,650千円である。調定期限未到来(潜在的未収金)はなく、当初の滞納発生から7年経過しているが、10%しか回収されていない。</p> <p>            税務課引継ぎの協議対象となる案件は滞納期間1年以上であり、この案件は平成19年1月以降、連帯保証人である母親から毎月3千円ずつの入金があるため、対象外になっている。しかし、このままでは全額回収するのに約45年かかる。</p> <p>            債務者は県外の医療機関に勤務しているのであるから、本人に対して償還能力に応じた金額を毎月の償還額とすることを要求していく必要がある。</p> <p>            医務保険課としては、今後、増額又は本人への返還を求めるとのことであるが、全額回収に約45年かかる分納状況が改善されないようであれば、税務課への引継ぎを検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(c) 延滞利息の取扱い</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課)</p> <p>本人の連絡先を確認し、今後、償還を求めていく。 なお、改善が図られない場合は、税務課への引継ぎについても検討する。</p> <p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課)</p>	<p>改善途中</p>

<p>延滞となっている返還金が一部回収されているが、延滞利息の請求はされていない。実質的に免除されている。</p> <p>延滞利息の取扱いについては、「保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸付規則第12条」において、「修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつた時は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。」旨定められている。</p> <p>しかし、これまで延滞利息を徴収した事例は見当たらず、又、徴収しないこととした根拠についても明らかでない。延滞利息は徴収するのが原則であり、今後、延滞利息を徴収しないこととする場合には、まずはそのルールを明確化し、更に、個々の事案ごとに徴収しないこととした理由を明らかにする必要がある。</p>	<p>関係課の取扱いも含め、延滞利息徴収についての必要性を個別事案ごとに検討し、対応していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>c 大口滞納者（A） 貸付金総額1,296千円に対する平成21年度末の返還金未収残高は1,045千円である。調定期限未到来（潜在的未収金）はなく、当初の滞納発生から10年近くが経過しているが、20%しか回収されていない。</p> <p>税務課引継ぎの協議対象となる案件は滞納期間1年以上であり、この案件は平成17年8月以降、連帯保証人である母親から毎月5千円ずつ返還があるため、対象外になっている。しかし、このままでは全額回収するのに約17年かかる。</p> <p>医務保険課は、今後、増額又は本人と連絡を取るとのことであるが、全額回収に約17年かかる今の分納状況が続くようであれば、税務課への引継ぎを検討すべきである。</p>	<p>（主務課・室 健康福祉部医務保険課） 本人の連絡先を確認し、今後、償還を求めていく。</p> <p>なお、改善が図られない場合は、税務課への引継ぎについても検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>イ 高等学校等進学奨励費 (1) 監査の結果及び意見等 a 未収金解消に向けた今後の取組内容（今後の取組内容の明確化）</p> <p>今後の課題としては、未収金解消のための具体的取組内容を個々の案件ごとに計画化・明確化すると共に、取組みに期限を設ける必要がある。</p> <p>期限ごとに実際の取組内容と計画内容とを比較し、計画に向けて実際の取組内容をコントロールしていく必要がある。又、返還金の回収に効果がない時には計画内容を見直す必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>b 債権管理マニュアルの見直し</p>	<p>（主務課・室 教育庁人権教育課）</p> <p>未収金の回収状況により収納未済者を分類し、マニュアルに分類区分に応じた具体的な取組内容とその期限を定めた。</p> <p>今後は、マニュアルに基づき計画的に収納未済金回収を行うとともに、一年毎に回収状況を確認・検証し、必要に応じ、計画内容を見直すこととした。</p> <p>（主務課・室 教育庁人権教育課）</p>	<p>措置済み</p>

<p>独自の債権管理マニュアルを作成しているものの、実際の運用においては、プライバシーへの配慮が求められており、県から借受人本人への能動的な接触が難しい状況にある。それが県の方針であれば、マニュアルに反映させ、債権管理の具体的基準として明確にする必要がある。</p>	<p>債権管理マニュアルに定める収納未済者に対する返還指導と実際の運用に乖離があることから、平成23年7月に債権管理マニュアルを実情に即した内容に改め、それに基づいた返還指導を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>c 対応履歴の管理 債権管理を適切に行うため、各債務者への対応・交渉記録の全体を明らかにする必要がある。 何らかの事情により、相手先から連絡があった時だけ折衝資料等を作成し保管しているのであれば、その事実及び理由を債権管理簿上明らかにする必要がある。</p>	<p>(主務課・室 教育庁人権教育課) 平成23年6月から、収納未済者への対応の記録を作成するとともに、収納未済者ごとに保存し、対応状況を明らかにすることで、適切な債権管理に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>d 長期延滞債権の発生時期及び理由の管理 債務者全体の延滞金発生及びその回収時期は、債権管理の基本的方針を決めるのに必要な重要情報であり、担当課の責任者が定期的にその状況を分析することは重要な債権管理行為である。現状、システム対応ができないのであれば、手作業により延滞状況の分析表を作成する必要がある。 又、未収管理の効率性の観点からは、既存システムの改修等を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 教育庁人権教育課) 平成23年3月から、現行システムのデータを加工することにより、収納未済者全体の状況を把握することが可能となり、収納未済者を分類しての重点的・効果的な債権管理が可能となった。また、収納未済金の収納状況を定期的に確認するようにした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>e 連帯保証人に対する請求 連帯保証人に対する履行請求については具体的基準をマニュアル化して、債務者間の公平性を確保する必要がある。ただ、現実的対応として債務者の個別事情を考慮する必要がある場合には、その理由を明らかにして、マニュアルに従った画一的処理をしないことに合理性があることを示す必要がある。</p>	<p>(主務課・室 教育庁人権教育課) 平成23年7月に、連帯保証人に対する請求方法等を債権管理マニュアルに定め、今後は、この規定に基づき適切に運用していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>f 返還免除の規定の有無と適用状況の把握 生活保護基準等により将来約定分の返還免除を行った場合、過去分について回収可能性があるとは思えない。制度上は、粘り強く回収する努力を続けていくにしても、会計上は相当額の未収金価値の減額を行う必要がある。この場合の未収金の評価について一定の基準を設けることを検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 教育庁人権教育課) 関係課と協議しながら、評価基準について検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>g 不納欠損処理</p>	<p>(主務課・室 教育庁人権教育課)</p>	

不納欠損処理については要件を規定する等、客観的に行える仕組みを整備することを検討する必要がある。

実務的に不納欠損が無理であれば、会計上、所在不明者及び時効期限完了の債権は全額、徴収不能額とする必要がある。

【意見】

(7) 福祉目的の貸付に起因する未収金

ア 母子寡婦福祉資金貸付金

(1) 過去に実施した包括外部監査の結果に基づく措置状況

c 貸付金管理システムに関するフォローアップ状況

(c) 措置内容の検証

システムに起因する差異は、未だ解消されていない。毎年度、この部分の差異が生じていることを分析する必要がある。

問題は、処理漏れによる差異が生じていることである。財務会計システムとの整合性のチェックが統制業務として整備されていないことが根本的原因であり、平成16年度の措置済み判定は過去の指摘の趣旨に沿ってなされていない。措置済み判定は取り消すべきである。

(改善案)

処理漏れの発見・防止については、各健康福祉センターでは、処理ごとに修正依頼資料と処理結果との照合を行い、その都度、責任者の承認を受けるようにする必要がある。

現状の人員配置では携わる人間に限られ、特に人事異動で担当者が変わると、処理漏れに気づかない可能性があるため、両システムの差異原因分析を定期的に行い、責任者の承認を受けるようにする必要がある。

システムに起因する差異(戻入金)については、当面解消はできないため、定期的に両システムのデータ照合を行い、差異の原因分析を行い、内容が戻入金だけであることを確認する必要がある。

こども未来課においては、各健康福祉センターの合算数値が全体合計数値と合致するか確認する必要がある。

【指摘】

(ウ) 各健康福祉センターの共通的事項

a 償還指導台帳の整備状況

償還指導記録等の履歴作成について、統一的な作成が可能となるよう既存のマニュアル内容の見直しが必要である。

【指摘】

関係課と協議しながら、整理の仕方について検討していく。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

差異の原因は、システムによって、定例外の処理の取扱いが異なることによる「システムに起因する差異」及び、システムのデータ照合処理を失念していることによる「処理漏れに起因する差異」である。

原因の究明はできており、今後は定期的に数値の確認を行い、早期に誤差を解消していく。への具体的な取組は下記のとおり、

措置済み

各健康福祉センターで、定例外の処理をする場合には、こども未来課に報告の上、責任者の承認を得る。

こども未来課において、3月に1度の間隔で、母子及び財務会計システム間のデータ照合を行い、誤差が確認できたセンターにその原因を確認した上、適切な処置を指示する。

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

当面は税務課による巡回指導を通じて、償還指導記録作成のスキルアップを図っていき、その後既存マニュアルの内容の見直しを検討したい。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

各健康福祉センターの責任者による、償還指導台帳の承認が必要である。

【指摘】

こども未来課による、定期的な償還指導台帳の検査が必要である。

【指摘】

b 貸付審査等の見直し

(a) 連帯保証人の保証能力  
定期的な保証能力の確認

現状、貸付時における連帯保証人の保証能力の審査に関しては、所得証明を求めているが、貸付後においても、定期的に所得証明等を求める等、保証能力を確かめる必要があると考える。

【意見】

年齢制限の引き下げ

現状、保証人の年齢制限は65歳を限度としている。60歳以上65歳未満又は償還中に退職を迎える状態で連帯保証人になる者については、借受人等が償還困難になった場合の償還財源を確認することで、保証能力を確かめているとのことである。

ただ、借主の親が保証人の場合は、元々年齢が高く、保証を求める時期には、収入が減少している、死亡している等が見られる。保証人の年齢制限引き下げを検討する必要があると考える。

【意見】

(b) 借受人の実地調査

貸付時に所得証明等を入手しているものの、実際には、財産や遺産が多額にある場合や支援者がいる場合など、本貸付制度を利用しなくとも資金確保ができる者に貸付けが実行される場合が考えられる。審査件数が多いことから、基本的には申請内容をベースに貸付事務を進めることしかできないが、一部の借受申請者に対しては、豪華装飾品の有無や生活水準を把握するため、自宅訪問による実地調査も必要ではないかと考える。

【意見】

税務課の債権管理研修会等を通じて、償還指導台帳への記録及び組織的な進行管理について徹底を図り、定期的に管理者の承認を得ている。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)  
効率性の点からも、全ての台帳についてこども未来課で検査を行うことは困難であるが、困難案件や長期滞納者に関しては、こども未来課及び関係機関で、長期滞納者を対象に実施している合同償還指導時の機会に、対象者の指導記録台帳の確認を行い、必要に応じ指導を行っている。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る制度の趣旨から、連帯保証人への接触については慎重に行う必要があり、全ての案件において保証人に定期的に所得証明等を求めることは困難であるが、事案ごとに検討の上、必要な場合においては、所得証明等を求め保証能力を確認することとし、その保証能力に疑義が生じた場合には、連帯保証人の追加を求めるなど適切な対応を取ることとする。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)  
連帯保証人として設定可能な者が親しいない事案が多く、年齢制限の引き下げを行うことによって、連帯保証人を設定できなくなる可能性が高く、制度の目的上、適当ではない。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る制度の趣旨から、自宅訪問については慎重に行う必要があるが、高額貸付等、貸付の必要性の見極めのため必要と判断される場合においては、実地調査を行うこととする。

措置済み

<p>c 連帯保証人への対応 連帯保証人を交えた協議 「債権管理マニュアル」には、C分類の場合は連帯保証人や連帯借受人等を交えて協議の場を持ち、今後の償還について決定すると規定されている。 しかしながら、実際には償還指導記録において、連帯保証人を交えた協議は行われていない。「債権管理マニュアル」にも規定されているが、必要な場合には職権による償還能力の最もある者を主償還人として変更し、請求を行っていくことも検討が必要である。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>保証人に接触することを原則としているが、母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る目的から、実際の接触にあたっては、事案ごとに慎重に検討する必要があるため、個別事案ごとに方針決定を行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】 連帯保証人への履行請求のルール化 「債権管理マニュアル」には連帯保証人を交えて協議する対応策を規定しているが、保証人への具体的な履行請求に関するルールは規定されていない。当該債務者についても、保証人宛に指導文書は送付している記録は残っているが、先方からの反応がなく、結果として何ら意味のない対応となっている。保証人に対する履行請求に関して具体的な取扱いをルール化することが必要である。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る目的から、連帯保証人への接触については事案ごとに慎重に検討する必要があるため、ルール化は困難である。 なお、実際の検討にあたっては、事案ごとに判断をしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>d 時効中断管理の適切性 時効の中断についての認識を高め、手続きを確実にを行うため、本庁未来課と各センターでの役割分担を明確にする必要がある。 又、現在、税務課の指導により、滞納している借主を訪問し、債務確認書入手する作業を順次行っているが、貸付けが二口以上ある場合には、入金を各契約に分散させることも必要である。 なお、本課(こども未来課)が調定を行った貸付金について、最終収納日から10年以上経過しているものが多く見られる。各センターにおいても、これらは古いため、何ら対策を行っていない。今後、これら時効満了債権に対し、どのように対応するのか、本課(こども未来課)と早急に打合せが必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>貸付が複数ある場合は、入金を分散させ、時効中断措置をとるよう徹底している。いくつかの時効期間満了債権については、税務課に移管しており、今後の対応については、税務課と協議し、適切な対応を図っていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>e 法的措置検討の必要性 経済的な理由等止むを得ない理由以外の滞納者、特に悪質な滞納者については、法的措置等も検討することが必要である。強制執行の対象となる債権の条件等を整理・明文化して、公平性・透明性を確保しておくのが望ましい。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る趣旨に鑑みると、個々の事情に応じた対応が重要であり、条件に該当する場合に一律に強制執行の対象とすることは適当ではないと考える。 ただし、公平性・透明性の確保は重要であることから、強制執行の判断にあたっては、税務課と合議を行うこととする。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		

f 償還指導等の適切性確保

形式的・無意味な文書催告を繰り返すのではなく、訪問指導、所得・財産調査、返済条件変更、連帯保証人への接触・請求、時効管理及び悪質な債務者への法的措置等を検討する必要がある。

対応職員数の適正化

このような対応を確保するためには、まず、対応職員の数に適正なものにする必要がある。なぜなら、現状は、たとえば周南健康福祉センターでは、職員1名と3市の指導員3名の合計4名で、又、山口健康福祉センターでは、職員2名と2市の相談員3名の合計5名で、滞納者に対応している。しかし、市から毎月提出されている活動報告の膨大な件数、内容からみて、現状の人員体制で必要な償還指導を行うことは困難であると考えられる。

こども未来課による定期的検査

次に、各健康福祉センターの債権管理業務をこども未来課が定期的に検査する必要があると考える。

債権管理マニュアルに従った督促・催告及び連帯保証人への接触等が行われているかどうかチェックし、実態と合わないマニュアル内容がある場合には、マニュアル自体の訂正を行うことになり、効果的な債権管理業務に向けて改善が可能となると考える。

【指摘】

g 違約金の不徴収願

違約金の不徴収決定に担当者の恣意性が入らないようにするため、生活保護者と同等と判断した内容を記録に残し、責任者の承認を受ける必要がある。

【意見】

h 不納欠損処理等の検討

現行では債権分類はマニュアルに沿って行われているが、実質的に回収不可能かどうかといった観点では分類・評価されていない。債務者自身の資産状況や収入状況等に応じた分類であり、保証人を含めた回収の評価とまでは言えない。

債権分類に応じた回収事務の対応と言う観点だけではなく、回収できるのかがどうかといった実質的な評価を行うことが、強制執行や不納欠損処理といった措置をとる上では必要である。

【意見】

i 情報の共有化

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

各健康福祉センター職員については複数課の業務を担当していることもあり、適正な償還指導を行うための体制等については、今後、人事課及び関係各課と協議・検討していく必要がある。

年2回実施しているこども未来課及び関係機関による合同償還指導の機会を利用し、関係機関の回収状況の把握に努めている。その他個別事案においても、関係機関と随時対応策について協議を行うなど、関係機関との連携を図っている。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

違約金不徴収願上の「福祉事務所長又は健康福祉センター所長の所見」欄において、生活保護者と同等と判断した内容を記載した上、責任者の承認を受けるよう周知徹底していく。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る目的からすると、連帯保証人への接触については慎重に行う必要があり、事案ごとに検討し、保証人との接触が適切であると判断できれば、交渉を行うこととしているが、処理上必要な場合においては、保証人を含めた回収の評価についても検討をする。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

各健康福祉センターの未収金データは、最終的に、こども未来課において残高データとして吸い上げられるものの、個別に債権管理といった観点では行われていない。

債権管理を効率的・効果的に実施していくためには、回収業務の取組状況や未収発生の原因及び対応策などについて、現場と管理側の県とが連携を図る必要がある。各健康福祉センターとこども未来課との間の情報共有体制をより強化する必要がある。

【意見】

(I) 滞納債権区分別の対応状況

b 債権区分B

(a) 大口滞納案件 a

連帯保証人に対する通知等

滞納後、連帯保証人への通知はされていない。不定期納付の場合、マニュアルによれば、連帯保証人から借受人・連帯借受人への指導を依頼（電話・文書）することになるが、されていない。特に、この案件の債務者は、現在、学校卒業後、看護師（正看）として仕事に就いており、償還意識の薄さ、不誠実さが滞納の原因である。このような滞納者に対しては、福祉的配慮は不要であり、連帯保証人に対して分納増額の指導を要求すべきである。

そして、借受人・連帯借受人が分納額の増加等に応じない時には、連帯保証人に請求することを検討する必要がある。

【指摘】

(b) 大口滞納案件 b

徴収不能額の計上

現在、分納により回収しているが、今の分納額では完済までに34年かかり、県も全額回収は困難と考えている。従って、徴収不能額の計上を検討する必要がある。

【指摘】

(c) 大口滞納案件 c

貸付審査の適正性

当該債務者は、母子寡婦福祉資金の貸付けの他に、金融機関からの融資も受けており、貸付時において、債務者の生活水準が厳しいことや返済能力に疑義が生じることは、市税を滞納していることから明らかであったと言える。当時の貸付審査の適正性に問題があると言える。

【指摘】

徴収不能額の計上

年2回実施しているこども未来課及び関係機関による合同償還指導の機会を利用し、関係機関の回収状況の把握に努めている。その他個別事案においても、関係機関と随時対応策について協議を行うなど、関係機関との連携を図っている。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る目的からすると、連帯保証人への接触については慎重に行う必要があり、事案ごとに検討し、保証人との接触が適切であると判断できれば、交渉を行うこととする。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

回収の可能性のない事案の処理については、税務課と協議の上、対応策を検討したい。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

厳しい基準により貸付を制限することは、制度の目的にも反するとの判断から、該当事例が生じたものと考えられる。

平成18年度に、母子寡婦福祉資金貸付要領を改正し、税金や当貸付金に滞納がある者には新たな貸付は行わないよう定めるなど、近年は返済能力を考慮した貸付を行っている。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)



<p>僅かずつ償還されているものの、滞納額は多額であり、完済するまでには長期間を要する。会計的には、一定期間を超える期間に相当する回収見込額は徴収不能額に計上すべきである。</p>	<p>回収の可能性のない事案の処理については、税務課と協議の上、対応策を検討したい。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(d) 大口滞納案件 d 滞納直後の適切な対応</p> <p>償還記録台帳には、初回滞納時（平成19年10月）からの記録はなく、滞納発生後の詳細な管理記録が記載されていないため、滞納発生の経緯・原因についての詳細な内容が不明である。又、平成20年8月の償還記録台帳への記録は、第1回目の催告状の送付から始まっているが、それは滞納発生の平成19年10月から約1年経過している。新規の滞納債権について、当初1年間は早期解消のために必要な管理がされないまま、放置されている。滞納債権を長期化させないため、滞納直後の対応が重要である。今後は、平成21年8月作成の債権管理マニュアルに従って、滞納直後の対応を適切に行う必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課・室 健康福祉部こども未来課）</p> <p>今後は、債権管理マニュアルに従って、滞納直後に債務者と接触し、償還計画について協議するなど、滞納を長期化させないようにしていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>連帯保証人に対する通知・請求 連帯保証人への通知はしていない。理由は、不定期ではあるが納付を続けているため、借受人の納付意思を尊重し、借受人に納付指導をしているためである。しかし、「債権管理マニュアル」にも記載されているように、「急に借受人が失業等の理由により分納が滞った場合、その時点で連帯保証人へ連絡すると、滞納額がかなり大きくなっている場合」があり、納入が困難になる可能性がある。「債権管理マニュアル」に従って、滞納者が分納している場合であっても、その事実及び滞納額を連帯保証人に連絡する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課・室 健康福祉部こども未来課）</p> <p>連帯保証人等への接触を行うことを原則としているが、母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る目的や、滞納者を精神的に追い詰める危険性があることを考慮し、実際の接触にあたっては、事案ごとに慎重に決定している。なお、適切だと判断される場合においては、連帯保証人に滞納額等を通知している。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(e) 大口滞納案件 e 期限の利益の喪失</p>	<p style="text-align: center;">（主務課・室 健康福祉部こども未来課）</p>	

滞納金の発生時期は平成20年4月の償還期限からである。滞納原因は、借主の弁済資力の欠如である。滞納後の対応については、償還指導記録が作成されていないため、督促内容及び滞納者の状況は不明である。

平成21年度末の未収金は173,400円であり、比較的軽微に見えるが、この時点の期限未到来額は1,296,000円もある。滞納者区分はB評価であるから、分納はされているものの少額であり、今後、滞納額（未収金）が徐々に増える可能性が高い。

従って、期限未到来額1,296,000円に対しても請求できるような仕組みが必要であり、契約書等に滞納等が生じた場合には期限の利益を喪失させ、一括請求できる旨規定することを検討すべきである。

#### 【意見】

連帯保証人に対する通知・請求

連帯保証人への通知はしていない。理由は、継続的に償還中であるからであり、借受人の納付意思を尊重し、借受人に納付指導をしているためである。しかし、「債権管理マニュアル」にも記載されているように、「急に借受人が失業等の理由により分納が滞った場合、その時点で連帯保証人へ連絡すると、滞納額がかなり大きくなっている場合」があり、納入が困難になる可能性がある。

従って、「債権管理マニュアル」に沿って、滞納者が分納している場合であっても、その事実及び滞納額を連帯保証人に連絡する必要がある。

#### 【指摘】

#### c 債権区分C

##### (a) 大口滞納案件 f 償還指導等の不備

県は平成22年9月に償還指導しているが、それまで一度も償還指導は行っていないとのことである。現在、僅かずつではあるが償還されている。債務承認書を提出しており、誠意はあるものの、滞納額は多額であり、借主自身に返済能力が十分あるとは思えないので、回収の可能性は不明な状況にある。従って、連帯保証人への対応も検討する必要がある。

#### 【指摘】

##### (b) 大口滞納案件 g 償還指導等の不備

母子及び寡婦福祉法施行令に償還金の支払を怠ったときに一時償還を請求することができる規定があるが、検討した結果、福祉資金という性質上、当該事案のように弁済資力がなく分納しているケースにおいて、一括請求をし過度な負担を負わせることは適切ではないと判断した。

代わって、連帯借主及び連帯保証人を交えて今後の償還について協議を行っていくこととしている。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)  
分納を行っている場合でも、連帯保証人等への接触を行うことが原則ではあるが、母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る目的や、滞納者を精神的に追い詰める危険性を考慮すると、連帯保証人への接触については事案ごとに慎重に検討する必要がある。

その上で、適切だと判断できれば、連帯保証人に滞納額等を通知することとしている。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

連帯保証人等への接触を行うことが原則ではあるが、母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る目的や、滞納者を精神的に追い詰める危険性があることを考慮し、実際の接触にあたっては、事案ごとに慎重に決定している。適切だと判断できれば連帯保証人に滞納額等を通知している。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部こども未来課)

<p>平成18年10月、1回も償還されないまま滞納が生じている。滞納後、こども未来課から毎月督促状を送付している。しかし、平成20年7月に借主に連絡するまで、借主との接触が不十分であったため、連帯借主及び連帯保証人への連絡等されておらず、時効中断にも対応していない。</p>	<p>債務者と接触を図り、今後の償還計画について協議するとともに、あわせて債務承認書を取得するよう努める。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(c) 大口滞納案件h 違約金の計算</p> <p>平成18年1月30日に、平成17年11月30日納付期限分が引き落とされている。現行の事務では、平成17年11月30日納付期限分について引き落としたことから、このように取り扱っている。</p> <p>しかし、平成13年10月31日納付期限分が未納の状況であるため、最も古い未納額から先に充当すべきである。そして、当該充当額について、平成13年10月31日から平成18年1月30日までの期間に応じた違約金が計算されるべきである。</p> <p>適切な違約金計算の観点からは、最も古い未納額に対して違約金が計算されるように取扱うべきである。</p>	<p style="text-align: center;">(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>各納入通知書にはそれぞれ個別の調定番号が付与されており、その通知書に基づいて納入された場合は、県の側で任意に当て込み先をコントロールすることはできない。</p> <p>県の裁量が及ぶ範囲においては、最も古い滞納額に対して充当するようにしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>貸付審査の妥当性</p> <p>償還財源として、借主本人(母親)及び連帯借主(息子)で返済する旨を申請書にて記載しているが、将来の不確定要素が多分に含まれており、償還財源の認定としては適切ではない。少なくとも、財源の具体的な内容を要求する必要があり、抽象かつ定性的な情報のみによって貸付けが行われた結果となっている。</p> <p>又、貸付時に申請者である本人(母)は月収80,000円であり、返済がスタートすると月57,000円が負担増となることは、当初から明白であった。収支バランスから、返済が厳しいことは容易に判断がついたはずであり、毎月の償還額を抑えるなどの措置をとっても良かったと考えられる。</p>	<p style="text-align: center;">(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>当該資金については、経済的に困窮している母子家庭の進学を支援する奨学金的な性質があり、その趣旨から、借主(母親)の収入による償還が見込めない場合において、連帯借主(息子)の就職後の収入を見込んで貸付を行ったことは、一定やむ得なかったものと考ええる。</p> <p>なお、平成18年度に、貸付要領を改正し、貸付基準の見直しを行うなど、近年は借主の返済能力を考慮した貸付を行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>マニュアルの徹底</p>	<p style="text-align: center;">(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p>	

<p>債権管理マニュアルには、C分類の場合は連帯保証人や連帯借受人等を交えて協議の場を持ち、今後の償還について決定すると規定されている。</p> <p>しかしながら、実際には償還指導記録において連帯保証人を交えた協議は行われていない。</p> <p>マニュアルにも規定されているが、必要な場合には職権による償還能力の最もある者を主償還人として変更し、請求を行っていくことも検討が必要である。</p>	<p>保証人に接触することを原則としているが、母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る目的から、実際の接触にあたっては、事案ごとに慎重に検討する必要があるため、個別事案ごとに方針決定を行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>連帯保証人に対する履行請求のルール化</p> <p>保証人に対する履行請求に関して、具体的な取扱いをルール化することが必要であると考えます。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る目的から、連帯保証人への接触については事案ごとに慎重に検討する必要があるため、ルール化は困難である。</p> <p>なお、実際の検討にあたっては、事案ごとに判断をしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(d) 大口滞納案件 i 償還指導等の不備</p> <p>償還指導台帳には、指導時期、指導履歴を適切に記載する必要がある。この記載があって初めて滞納理由、借受人等の生活状況及び納付能力等が明らかになり、今後の対応方針が、滞納者の個別事情を反映した適正なものになる。福祉的資金と言う性格上、滞納債権の長期化を防止するだけでなく、滞納者の生活状況への配慮も重要である。これらを勘案した指導方針を立て、実際の償還指導を適正化に向けて管理するためには、その前提となる指導履歴等の適切な記載が必要である。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>当面は税務課による巡回指導を通じて、償還指導記録作成のスキルアップを図っていき、その後既存マニュアルの内容の見直しを検討したい。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>貸付審査の不備</p> <p>貸付申請の審査資料に、償還の財源について、二女が卒業後に得る収入により返済予定とある。しかし、貸付審査時に二女の卒業後の就労状況は現実視できなかったはずであり、それを財源として充てにすることは審査が十分であったとは言えない。結果的に、二女が月額3,000円ずつ返済するという償還指導記録はあるものの、それさえもされておらず、現在まで償還は一度も行われていない。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>当該資金については、経済的に困窮している母子家庭の進学を支援する奨学金的な性質があり、その趣旨から、借主(母親)の収入による償還が見込めない場合において、連帯借主(二女)の就職後の収入を見込んで貸付を行ったことは、一定やむを得なかったものと考えます。</p> <p>なお、平成18年度に、貸付要領を改正し、貸付基準の見直しを行うなど、近年は借主の返済能力を考慮した貸付を行っている。</p> <p>また、未償還の問題については、引き続き、借主及び連帯借主に対し、計画的な償還を行うよう、引き続き指導を行っていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>時効中断手続の不備</p> <p>償還期限は、最終償還日の平成18年9月末である。時効中断措置として債務確認書などを行ったことはない。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>今後は債務者と接触を図り、今後の償還計画について協議するとともに、あわせて債務承認書を取得するよう努める。</p>	<p>改善途中</p>

<p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>(e) 大口滞納案件 j 償還指導等の不備 償還指導記録は平成19年8月で終わっており、以降の記録はされていない。督促及び借主等の状況把握が途切れており、債権管理が適正にされていない。理由は、新たな滞納者も発生しており、過去の滞納者への催告まで手が回らなかったとのことである。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>今後は債務者と接触を図り、今後の償還計画について協議するとともに、あわせて債務承認書を取得するよう努める。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>回収可能性の検討 回収の可能性はあるとのことであるが、現時点で具体的な返済計画はなく、回収の可能性は不明である。償還指導記録でも、直近年度の平成22年度でも返済計画等を協議した形跡はなく、過去の償還約束を引き延ばし、事実上は回収作業が放置されていると見える。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>今後は債務者と接触を図り、今後の償還計画について協議するとともに、あわせて債務承認書を取得するよう努める。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>貸付審査の妥当性 現状、貸付申請書には、償還財源として本人及び娘で返済する旨記載されている。しかし、将来の不確定要素が多分に含まれており、償還財源の認定としては適切ではない。結果的に、滞納当初から支払猶予を申請しており、貸付時の審査の妥当性に疑念を持たれる状況となっている。 改善案としては、貸付審査の妥当性を確保するため、抽象かつ定性的な情報のみでなく、少なくとも、財源確保の具体的な内容を要求する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>当該資金については、経済的に困窮している母子家庭の進学を支援する奨学金的な性質があり、その趣旨から、借主(母親)の収入による償還が見込めない場合において、連帯借主(娘)の就職後の収入を見込んで貸付を行ったことは、一定やむ得なかったものと考ええる。 なお、平成18年度に、貸付要領を改正し、貸付基準の見直しを行うなど、近年は借主の返済能力を考慮した貸付を行っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>連帯保証人に対する通知・請求 「債権管理マニュアル」に従って、滞納者が分納している場合であっても、その事実及び滞納額を連帯保証人に連絡する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る目的から、連帯保証人への接触については事案ごとに慎重に検討する必要があるため、ルール化は困難である。 なお、実際の検討にあたっては、事案ごとに判断をしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>違約金計算 個人別貸付償還台帳を入手したが、元本償還の充当について、古い債権から順に充当処理していない。返済があった都度、その時に償還すべき債権元本を消込みしている。そのため、違約金の計算が本来の古い債権額の納期限から算定されておらず、違約金の算定方法が実態と合っていない。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>各納入通知書にはそれぞれ個別の調定番号が付与されており、その通知書に基づいて納入された場合は、県の側で任意に当て込み先をコントロールすることはできない。 県の裁量が及ぶ範囲においては、最も古い滞納額に対して充当するようにしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>時効中断手続</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p>	

<p>当該債権の償還期限は平成22年9月末であるが、償還台帳上では、10年間収納がなく、時効期間が満了している元本がある。古い債権からの充当処理を行っていないため、実際には時効期間が成立した債権がいくらかは不明である。</p>	<p>各納入通知書にはそれぞれ個別の調定番号が付与されており、その通知書に基づいて納入された場合は、県の側で任意に当て込み先をコントロールすることはできない。県の裁量が及ぶ範囲においては、最も古い滞納額に対して充当するようにしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p>		
<p>d 債権区分D</p>		
<p>(a) 大口滞納案件k 償還指導の不備</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p>	
<p>平成14年～21年までの償還指導の記録は、滞納者の所在が不明のため残されていない。この間、所在調査がされたかどうか不明である。又、連帯保証人への通知は滞納当初だけであり、その後、債務者本人の所在が不明になってからも、連絡はされていない。所在不明の事実及び接触していない理由を記録し、管理者の承認を受ける必要がある。</p>	<p>所在不明者に係る取扱いについては、所在調査・台帳への記載・管理者の承認等、マニュアルの見直しの中で検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p>		
<p>徴収不能額の計上等</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p>	
<p>県は、本人の生活状況から資力の回復は困難と判断している。従って、会計上は徴収不能額を計上する必要がある。又、所在不明のため、時効の中断には対応していないことから、将来的には欠損処理を検討すべきである。</p>	<p>回収の可能性のない事案の処理については、税務課と協議の上、対応策を検討したい。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p>		
<p>(b) 大口滞納案件l 所在不明者への対応</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p>	
<p>平成13年9月から平成21年3月までの償還指導記録は、滞納者の所在が不明のため、残されていない。この間、所在調査がされたかどうか不明である。本人所在不明の事実を記録し、管理者の承認を受ける必要がある。</p>	<p>所在不明者に係る取り扱いについては、住民票等を手掛かりに調査を進めていくことになるが、調査状況を台帳に記録し、管理者の承認を得るようにした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p>		
<p>連帯保証人への対応</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p>	
<p>平成4年8月に連帯保証人に面接した際に、「連帯保証人になった覚えはないと言っている。」とのことである。その後も連帯保証人宅に訪問、電話しているが、債務者本人の所在が不明になってからは、連絡はされていない。この事実を管理台帳に記載し、管理者の承認を受ける必要がある。</p>	<p>所在不明者に係る取扱いについては、所在調査・台帳への記載・管理者の承認等、マニュアルの見直しの中で検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p>		
<p>時効中断への対応</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p>	

<p>本人所在不明のため、時効の中断には対応していない。所在が判明した現在も県は、本人の生活状況から資力の回復は困難と判断している。今後も、時効中断に対応しないのであれば、管理台帳にその旨記載し、管理者の承認を受けることにより、それが県の方針であることを明らかにする必要がある。</p>	<p>本人と接触できる限りにおいては、今後も納付交渉を進めていくが、税務課ともよく協議し、今後の対応を検討したい。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p>		
<p>e 債権区分E</p>		
<p>(b) 大口滞納案件 n 対応の不備</p> <p>単に電話催告及び文書催告を継続しているだけでは根本的解決にならない。債務者の誠意のない対応が一定期間続く場合、財産調査等を実施し、法的措置をとることを検討すべきであり、法的措置をとらないのであればその理由を管理台帳に示して、管理者の承認を受ける必要がある。</p> <p>又、財産調査等の実行性を確保するため、契約書等に滞納が生じた場合には、債務者以外から債権管理に必要な個人情報入手できることに同意する条項を加えることを検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>悪質な滞納者には税務課と協議の上、法的措置をとることを検討したい。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>徴収不能額の計上</p> <p>債権評価の観点からは、債務者（保証人含む）の支払能力については不明の状況であり、会計的・実態的には、債権の回収は困難と評価されるため、徴収不能額を計上する必要がある。今後、同様のケースでは、滞納が生じた時から徴収不能額計上の検討を行う必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>回収の可能性のない事案の処理については、税務課と協議の上、対応策を検討したい。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p>		
<p>(c) 大口滞納案件 o 不能欠損処理の検討</p> <p>本人、保証人共に行方不明のため、又、時効の中断には対応しておらず、回収の可能性はないため、欠損処理すべきである。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p> <p>回収の可能性のない事案の処理については、税務課と協議の上、対応策を検討したい。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p>		
<p>(d) 大口滞納案件 p 対応の不備</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p>	

償還管理台帳への詳細な記載が見当たらないことから、必要な管理はされていないと見ざるを得ない、特に、連帯保証人への対応がされていないことは、当該滞納額を納入不可能（E評価）と判断していることと整合しない。

福祉的性格の強い資金であり、時間をかけてでも完納に努めることが公平性に適うことではあるが、このままでは、関係者が全員死亡するまで不良債権として放置され、債権管理の効率性を著しく損ねる可能性がある。

今後の対応として、当該未収金は、実質的に納入不可能な債権として、不納欠損処分を検討する必要がある。不納欠損しない場合には、借主及び連帯保証人の生活状態等を把握し、納入の可能性が少しでもあることを客観的に説明する必要がある。

又、不納欠損に関係なく、会計的には徴収不能額を認識する必要がある。（決算において、会計課にE評価事実が連絡される仕組みが必要である。）

#### 【指摘】

- (e) 大口滞納案件 q  
納付交渉の不備

今後の対応としては、当該未収金の実質的な納入可能性を客観的に裏付けるため、今後は、借主への納付交渉だけでなく、連帯保証人への通知・督促も行い、少額でも時間をかけて納入されるかどうか、債務者の誠実性、所在明確性、生活状況及び財産状況等を調査する必要がある。そして、納入可能性が客観的に裏付けられない場合は、不納欠損処理の検討を行う必要がある。

#### 【指摘】

- (f) 大口滞納案件 r  
対応の不備

今後は債務者及び連帯保証人と接触を図り、今後の償還計画について協議するとともに、あわせて債務承認書を取得するよう努める。

なお、回収の可能性のない事案として判断した場合の処理については、税務課と協議の上、対応策を検討したい。

改善途中

（主務課・室 健康福祉部こども未来課）

母子家庭や寡婦の経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図る目的からすると、連帯保証人への接触については慎重に行う必要があるため、借主の生活状況等から適切に判断したい。

なお、回収不能として不能欠損処分を行うかどうかは税務課と協議の上、検討することとする。

改善途中

（主務課・室 健康福祉部こども未来課）



詳細な記録がないのは、他の滞納者の債権管理業務に追われ、当該滞納者への催告まで手が回らなかったことが理由である。連帯保証人及び時効中断への対応もされていないことから、平成16年10月以降、滞納のまま放置されていたものと思われる。

現在、滞納者は所在不明であるため、本人からの回収は困難な状況にある。今後は、本人の現住所確認を行うと共に、連帯保証人に督促する必要がある。少しでも回収の可能性があれば、時間をかけてでも完納を目指して分納等の納付交渉を行うべきである。しかし、借主等の所在不明、連帯保証人の生活状況・財産状況からみて、客観的に回収可能と評価できない場合には、不納欠損処分を検討する必要がある。

#### 【指摘】

### イ 高齢者住宅整備資金貸付金

#### (1) 監査の結果及び意見等

##### a 貸付手続の適正性

平成21年度に生じた滞納5件について、貸付手続の適正性について検討した結果、以下の問題が検出された。

##### 本人確認

貸付審査の段階で、運転免許書等で本人確認をすることになっているが、1件ほど、本人確認を示す書類が見られなかった。社会福祉協議会からの同意があったので運転免許証等の提示を省略したとのことである。本人確認の方法自体には問題はないが、運転免許証の提示などあらかじめ定められた方法以外の方法で確認した場合には、その旨を記録に残す必要がある。

##### 所得内容の検討

所得証明書の、給与所得の金額、雑所得の金額及びその他の所得の金額を比較したところ、その他の所得の金額が、給与所得・雑所得の金額を上回っているケースがあった。内容確認を依頼した結果、このケースは本人ではなく、同居する親族のものであり、貸付申請者の返済資力には関係がなかった。

ただ、所得証明書により貸付申請者の返済資力を審査する際には、雑所得やその他の所得が比較的多い場合、その所得が一時的なものでないか確認する必要がある。

この貸付制度は既に廃止されており貸付審査を行っていないが、今後、新たな制度を設ける場合には、注意を要するものと考ええる。

#### 【指摘】

### b 個別滞納案件の対応状況分析

#### (a) 大口滞納案件(A)

##### 連帯保証人への対応

まず主債務者の所在確認に努め、所在が確認できない場合には連帯保証人に督促をすることとする。

なお、不能欠損処分を行うかどうかは税務課と協議の上、検討したい。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

高齢者住宅整備資金貸付金は、平成20年度末をもって新規貸付を廃止した。

現在のところ、同様の制度を設ける予定はないが、今後、新たな制度を設ける場合には、指摘の趣旨に沿った対応を行う。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)

<p>この案件では、滞納発生後の債務者本人への対応としては、電話連絡や自宅訪問及び債務承認書の收受等により、適切な対応がされている。連帯保証人に対しても、平成22年まで年2回の催告状の送付が続けられている。しかし、連帯保証人のうち1人は自己破産しており、もう1人は連帯保証人になった覚えはないと主張している状況にあり、催告状の送付が形式化している可能性が高い。連帯保証人に対しても、文書催告だけでなく、定期的な電話連絡や臨戸により生活状況の把握等に努める必要があると考える。</p> <p>なお、この案件は、状況を打破するため、税務課への引き継ぎを行ったところである。</p>	<p>現在の債権管理においても、必要に応じて連帯保証人に対する電話連絡や臨戸を実施しているが、引き続き徹底して行っていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(b) 大口滞納案件（B） 財産把握の困難性解消</p> <p>当貸付制度は既に廃止されているが、今後新たに制度を創設する場合には、例えば、貸付申請書及び契約書に、滞納が生じた場合には、財産把握に必要な個人情報入手することに同意する旨の条項を設ける等、財産把握が容易にできる仕組みを整備する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課・室 健康福祉部長寿社会課）</p> <p>高齢者住宅整備資金貸付金は、平成20年度末をもって新規貸付を廃止した。現在のところ、同様の制度を設ける予定はないが、今後、新たな制度を設ける場合には、指摘の趣旨に沿った対応を行う。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>ウ 障害者住宅整備資金貸付金（障害者支援課）</p> <p>(イ) 監査の結果及び意見等</p> <p>c 償還台帳への対応記録</p> <p>抽出した4つの案件のうち、最終入金時から連帯保証人等への連絡時期が迅速にされていないもの、又は不明のものが3件ある。</p> <p>又、どの案件も、償還台帳上に交渉履歴が記録されていない。実際には、その間も借受人等との話し合いは継続されていた可能性はあるが、その履歴が記録されていない以上、県の対応が放置されていたと見ざるを得ない。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課・室 健康福祉部障害者支援課）</p> <p>これまでは、滞納者と交渉を行った際に担当者が内容を記録するのみで、滞納者個人別の償還指導台帳を整備していなかったため、記録が途切れるなど、不十分になりがちであった。</p> <p>指摘を受けて、滞納者全員について個別台帳を作成し、交渉記録を毎回台帳に記録するとともに、責任者へ供覧することで、記録の整備を図ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>d 連帯保証人への請求</p> <p>福祉的性格の強い債権とはいっても、単に借受人本人と話し合い継続中と言うだけで滞納をそのまま放置することは、債権徴収の公平性・効率性からみて妥当ではない。</p> <p>借受人本人からの回収が困難であると判断した時点で、即座に、連帯保証人へ請求し、連帯保証人に対して粘り強い納付交渉を始める必要がある。</p> <p>担当者間で、連帯保証人への履行請求時期にバラツキが出ないようにするため、借受人への督促後一定の未履行期間が経過した場合、原則として、連帯保証人に対する請求を行う必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課・室 健康福祉部障害者支援課）</p> <p>借受人（滞納者）について、回収が困難と判断した時点で、連帯保証人に対して納付交渉を行うという方針であったが、一部行われていなかったため、指摘を受けて方針に基づく取扱いを徹底した。</p> <p>借受人（滞納者）への督促後、一定の未履行期間が経過した場合、連帯保証人への請求を行うという方針であったが、一部行われていなかったため、指摘を受けて方針に基づく取扱いを徹底した。</p>	<p>措置済み</p>

<p style="text-align: right;"><b>【指摘】</b></p> <p>エ 心身障害者扶養共済制度  (1) 監査の結果及び意見等  a 債権管理マニュアル</p> <p>障害者福祉施策における共済制度であることから、強制執行に踏み切るのは困難であるとしても、掛金納付者との公平性を図るため、時効中断を図り、債務弁済能力に見合った返済を、時間をかけてでも粘り強く求めていく必要がある。</p> <p>又、年齢等から回収可能性がない場合には、不納欠損処理を検討する必要がある。</p> <p>このような債権管理方針を明確にし、回収事務を公平に進めていくためには、心身障害者扶養共済制度に適った独自の未収金管理マニュアルを作成する必要があると考える。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>時効の中断について、これまでは特段の対応を行っていなかったが、指摘を踏まえ、督促時に加入継続意思確認書を提出させ、時効中断を図るとともに、訪問や電話でも返済を求めることとするなど、制度の特性を踏まえた形で、具体的な事務処理方針を定めた。</p> <p>また、共通的な債権管理については、総合政策部政策企画課作成の「共通的な債権管理ガイドライン」に基づき、事務処理を行うこととしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 督促手続の妥当性</p> <p>制度脱退者からの回収には、大きな課題はあるが、未収金のほとんどが制度脱退者であることを考えると、制度加入者と脱退者との督促手続に差が生じている現状管理を改め、公平に督促を継続して行い、回収対策を講じる必要がある。</p> <p>又、文書督促が形式的に繰り返されないように、訪問、面会、電話といった滞納者との直接的な接触は図る必要がある。そして、これら督促の履歴を債権管理簿へ正確に記載する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>制度脱退者への対応方針については、今後、検討を行っていく。</p> <p>督促については、何らかの対応を行った場合は、全て滞納整理記録票に記録を残すよう徹底するとともに、文書督促に加え、訪問や電話等も組み合わせることで実施することとした。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: right;"><b>【指摘】</b></p> <p>c 不納欠損処理等の検討必要性</p> <p>現状、滞納者の中心である共済制度脱退者は、高齢化しており、回収困難な状況にある。時効が成立しているもの、及び実質的に回収が困難ないし不可能なものについては、議会での説明・承認により不納欠損処理を検討する必要があると考える。</p> <p>又、何らかの理由により不納欠損処理しない場合でも、会計的には消滅時効が完了している未収金については、全額、徴収不能額を計上し、債権額を正しく示す必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>回収困難ないし不可能な状況にある未収金について整理を行い、徴収不能額の計上を行うと共に、不能欠損処理について検討を行うこととする。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: right;"><b>【意見】</b></p>		
<p>3 貸付金の管理  (3) 山口宇部空港ビル対策事業貸付金  エ 貸付手続に係る要綱等の作成</p> <p>今後発生する可能性のある災害復旧のための貸付けに迅速・公平に対応できるよう、要綱等の作成を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 地域振興部交通運輸対策室)</p> <p>この度の貸し付けは、異例の措置であり、平成22年度末をもって完済となった。今後、民間法人に対する同様な貸し付けは想定しておらず、一般的な制度としての恒常的な要綱等の必要はない。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;"><b>【指摘】</b></p> <p>(4) 広域最終処分場整備促進対策事業貸付金  エ 貸付手続の合規制・経済性・効率性  (ア) 業務報告書の提出期限の遵守</p>	<p>(主務課・室 環境生活部廃棄物・リサイクル対策課)</p>	

要綱においては、貸付後の業務報告書は5月末までに知事に提出することとなっているが、平成21年度の事業報告書の実際の提出日は、平成22年6月28日となっており、5月末までに提出するように事業団を指導する必要がある。

【指摘】

オ 貸付金評価の妥当性

平成21年度末において、事業団の決算書の正味財産の部はマイナスとなっている。具体的には、一般正味財産 158,771千円と出損金 110,695千円の差額である正味財産合計額は、48,076千円のマイナスであり、債務超過となっている。

平成21年度の処分場収入の実績額216,720千円は、当初予算309,600千円に対して30%下回っており、処分場収入が予定より92,880千円減少しているが、平成22年9月から産業廃棄物の受入対象地域を県内全域に拡大し、処分場収入の増加を図っている。

現時点の営業キャッシュフローは借入返済のために十分なものであるが、処分場収入が減少するようであれば、貸付金の回収が困難となる可能性がある。貸付金の回収可能価額が低下すると、営業キャッシュフローが不足して返済原資が生まれにくいことも考えられる。特に、新南陽処分場についてはこれから設備資金の貸付けが発生するため、貸付金の回収可能価額については留意を要する。

【意見】

(5) 研修医研修資金貸付金

当該制度貸付が行われることは、県内に特定診療科医師が定着することを意味し、公益上必要と言える。しかし、年間の募集人数5名に対する新規応募者数は、平成20年度は4名、平成21年度は1名及び平成22年度は1名の状況にある。この3年間での平均応募率は40%にすぎない。応募率が低い原因は、そもそも特定診療科の研修医師が少なく、制度開始後間もないからとのことである。確かに、制度開始後まだ2年であり、貸付事業が成功したか否かの判断はできないが、小児科、産婦人科、麻酔科、救急科の4診療科（特定診療科）における医師不足解消は、緊急性を有する公益上の問題であると考えられる。

募集人数に達せず予算消化率が低いと言うことは、対象者に制度が完全に周知されていないか、又は、周知されていても制度の利用に不便さがある可能性がある。県内の特定診療科医師の定着に向けて、貸付政策の目的がより有効に達成されるように、応募率の更なる向上のための県内外にわたる一層の周知徹底に取り組む必要がある。

【意見】

(7) 水産都市しものせき活性化支援資金

貸付先の事業団に対して、今後、要綱に定める事業報告書の提出期限を遵守するよう平成23年4月1日付け文書で指導を行った。

事業団からは、同年4月26日付け文書で期限を遵守する旨の回答があり、かつ、平成22年度の事業報告書は平成23年5月31日に提出された。

(主務課・室 環境生活部廃棄物・リサイクル対策課)

事業団においては、平成22年9月から産業廃棄物の受入対象地域を県内全域に拡大し、処分場収入の増加を図った結果、平成22年度には、処分場収入は、前年度に比べ48,417千円増加し、265,137千円となり、また、一般正味財産マイナス106,215千円と出損金の差額である正味財産合計額は、4,480千円となり、債務超過の状態から脱している。

(主務課・室 健康福祉部地域医療推進室)

従来から当該研修資金の貸与要件となる特定診療科の後期研修を受けることが可能な全ての県内病院に周知するとともに、県医師会を通じて県内在住の医師に広く周知を図っている。また、県ホームページや医師確保対策用のポータルサイト「やまぐちドクターネット」を通じて広く全国にも情報発信しているところである。

監査での指摘以降、これらの取組に加え、更に制度の周知を図るため、民間の医師職業紹介事業を行う民間大手会社のWEBサイトへ、当該研修資金制度の紹介コーナーを設置するとともに、県内高校の協力のもと、将来当該研修資金の対象となる県内高校出身の医学部生に対しても周知を行うなど、県内外への一層の周知徹底に努めているところである。

(主務課・室 農林水産部農林水産政策課)

措置済み

措置済み

改善途中

予算額は県が示した活動目標額であり、政策達成度を測る指標と言える。従って、現状のままでは、貸付制度は目的を有効に達成しているとは言えず、制度の存在意義が問われる状況にある。制度利用の低い原因が保証料以外にないか検討すべきである。例えば、現状の資金使途は卸売人や買受人の決済運転資金に限定されているが、資金使途を拡大する必要があるか、又、取扱金融機関を拡大する必要があるか検討する必要がある。

今以上の利用拡大が期待できないのであれば、預託金自体の金額を減少させて貸付金額の総額枠を抑えることで、効率的な融資消化を図るか、もしくは、預託金方式でも一定額を予め預託するのではなく、必要に応じて資金を預託する方式に変更すること等を検討する必要がある。

【意見】

(8) 就農支援資金貸付金  
エ 貸付制度の有効性

予算額は県が示した活動目標額であり、政策達成度を測る指標と言える。従って、現状では、貸付実績は、貸付目標額に達しておらず、目標が達成されるよう、制度利用の低い原因を分析し、利用促進策を検討する必要がある。利用促進策の検討の結果、今以上の利用拡大が期待できないのであれば、融資枠の見直しを検討するなど、効率的な予算消化を図る必要がある。

【意見】

(9) 森林組合林産事業貸付金  
ウ 貸付リスクと開示

現状は、貸付金を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に償還を受ける短期貸付金であるため、年度末には残高はゼロになる。しかしながら、過去の運用実態からみて実質的には長期貸付金であると推認される。

改善案としては、県の決算書に、貸付実態に整合するよう長期貸付金として開示を検討する必要がある。

【意見】

エ 貸付制度の有効性

本事業の近年の融資利用率は高くないが、水産物は価格変動も大きく、水揚げ量も年変動が大きい。ため、急な水揚げ量増加時のセーフティネットとして現在の融資枠の確保は必要と考えている。

措置済み

(主務課・室 農林水産部農業経営課)

融資枠の設定にあたっては、就農計画等により一定の資金需要予想を行うとともに、想定外の大口の資金需要が発生することも考慮して、十分な融資枠を確保している。

利用促進に向け、資金のPRや説明会の開催、就農計画の的確なフォローアップなどの取組を実施しているところであるが、今後の貸付実績等の状況によっては、予算措置にあたって、融資枠の見直しも検討していく。

ただし、融資枠の見直しについては、補助事業の動向や国の就農支援資金の見直し状況などに加えて、県の重要課題である農業の担い手育成の推進なども総合的に勘案して検討する必要があると考えている。

改善途中

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

会計課で作成する県の決算書は、地方自治法施行令第166条で様式が法定されており、個々の貸付金の実態を記載する様式となっていない。

措置済み

(主務課・室 農林水産部森林企画課)

<p>「山口県森林組合受託林産事業資金貸付要綱」によれば、「県森連は、貸付けを受けた資金をこの要綱に定める目的及び用途に従い善良な管理者としての注意をもって運用しなければならない。」とある。しかし、県は県森連から貸付資金の運用状況の報告書の提出を受けているが、運用状況が分かる記載がされていない。</p> <p>貸付制度の目的は、森林組合に対し必要な資金を貸し付けることにより、林業生産の増大及び森林更新の推進による公益的機能の保持を図ることにある。従って、その目的を有効に達成するため、県は県森連に貸し付けた資金の運用状況を注視する必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p>	<p>県森連に貸し付けた資金の運用状況を注意するため、県森連と資金の運用状況について協議をすることとした。併せて、県森連からの説明が一過性の対応にならないように、県森連に対して依頼した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(10) 椎茸生産対策事業貸付金        工 貸付リスクと開示</p> <p>現状は、貸付金を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に償還を受ける短期貸付金であるため、未収金はなく、年度末には残高はゼロになる。しかしながら、過去の運用実態からみて実質的には長期貸付金であると推認される。</p> <p>改善案としては、県の決算書に、貸付実態に整合するよう長期貸付金として開示を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課)</p> <p>会計課で作成する県の決算書は、地方自治法施行令第166条で様式が法定されており、個々の貸付金の実態を記載する様式となっていない。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(11) 木材産業等高度化推進資金貸付金        工 貸付制度の有効性</p> <p>高度化推進資金について、借受者の改善計画等による必要資金額を積上げ及び翌年度に発生すると想定される額を森林企画課で集計している。この金額を金融機関に通知し、金融機関は農林企画課集計の金額について借入申請を山口県に行うことになる。平成21年度の金融機関の融資枠合計額は、480,000千円の設定であるが、月末残高の最大額は250,990千円となっている。融資枠に対して寄託額を設定するため、融資枠自体が過大になると寄託額も過大になるため、資金効率の観点からは必ずしも好ましいとは言えない。</p> <p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>	<p>(主務課・室 農林水産部森林企画課)</p> <p>指摘を踏まえ、預託額が過大とならぬように融資枠の精査を行った。(平成23年融資枠：371,000千円)また、預託額が過大であると判明した場合は償還を行うよう指導することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(12) 獣医学生修学資金貸付金        工 貸付台帳の記載</p> <p>「獣医学生修学資金貸付(対象)者名簿」と「獣医学生修学資金貸付台帳」には、返還の場合に「返還期日」を記載する欄があるが、返還期日を記載しているものもあれば、実際の入金日を記載しているものもある。返還期日を記載している場合は、実際に入金したか否かが分からないし、又、実際の入金日を記載している場合は返還期日以内に入金があったか否かわからない。使用方法を統一して「返還期日」と「入金日」の両方を記載すべきである。</p> <p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p>	<p>(主務課・室 農林水産部畜産振興課)</p> <p>指摘後直ちに、貸付者名簿、貸付台帳には、「返還期日」と「入金日」の両方を記載できるように記入欄を設け記載することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>オ 連帯保証人の保証能力</p> <p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p>	<p>(主務課・室 農林水産部畜産振興課)</p>	

<p>連帯保証人は申請書に住所、氏名、職業、押印があるが、裏付資料としては住民票と印鑑証明書が添付されるだけであり、収入等の裏付資料がない。所得証明を求める等の検討が必要である。</p>	<p>平成23年度の貸付に係る交付申請から、収入等の裏付資料として、保証書に保証人の所得証明を添付することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>カ 貸付関係書類の保存期間      今後の新南陽野積場の利用計画（利用率の向上策）としては、10m岸壁背後の野積場について、背後企業の工場拡張等に伴うコンテナ貨物の利用増が見込まれている。      新南陽地区野積場は、昭和50年当時の貨物取扱量に見合った利用可能面積となっているため、貨物取扱量が従来に比べ大きく減少している今日において、利用率の大幅な改善は望めないものと思われる。      今後、同様の低利用財産の発生を防ぐため、低利用施設が生じた場合は、普通財産台帳等に当初予定の利用ができなくなった時期や理由等を記録し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>（主務課・室 土木建築部監理課）      港湾施設は普通財産ではないので、低利用施設が生じた時期や理由等について、港湾施設台帳等で一元的に管理を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(13) 漁船漁業短期運転資金貸付金      エ 貸付リスクと開示      現状は、貸付金を4月1日に貸し付け、翌年3月31日に償還を受ける短期貸付金であるため、未収金はなく、年度末には残高も残らない。しかしながら、過去の運用実態からみて実質的には長期貸付金であると推認される。      改善案としては、県の決算書に、貸付実態に整合するよう長期貸付金として開示を検討する必要がある。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部水産振興課）      会計課で作成する県の決算書は、地方自治法施行令第166条で様式が法定されており、個々の貸付金の実態を記載する様式となっていない。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>オ 貸付金制度の有効性      中小企業的漁業者に対する融資枠は、県が示した活動目標額であり、政策達成度を測る指標と言える。従って、現状のままでは、貸付制度は目的を有効に達成しているとは言えず、制度利用の低い原因を分析し、例えば、資金用途を拡大する必要がないか、又、貸付条件を緩和する必要がないか等、利用者が使いやすい制度とする検討が必要である。      その結果、今以上の利用拡大が期待できないのであれば、融資枠を減少させて効率的な貸付利用を図る必要がある。</p>	<p>（主務課・室 農林水産部水産振興課）      漁業者や系統機関等の意見等を踏まえ、制度内容の見直しを検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>4 基金の管理      (2) 山口県災害救助基金</p>	<p>（主務課・室 健康福祉部厚政課）</p>	

<p>(現状)  災害救助法第38条により、過去3年間における県普通税収入額決算額の平均年額の0.5%相当額を積み立てる義務が課せられている。山口県の過去3年間の普通税収入額の平均年額は約1,686億7千万円であり、その0.5%相当額は約8億4千万円になる。現状の災害救助基金の積立額は約8億4千万円であり、ほぼ義務額相当額である。</p> <p>ただ、県として独自の被害想定額を算出しているわけではなく、義務額相当額の積立てで十分であると言う根拠は示されていない。</p> <p>(基金の利用状況)  基金設置の昭和39年3月以降、平成21年度までの約45年間において、実際に災害に使用された基金総額は約1億6千万円(災害発生8件)である。又、年間最高使用額は平成17年度の約7千万円、災害発生1件数当たりの平均使用額は約2千万円である。</p> <p>従って、法律で最低の基金積立額が義務付けられているのでやむを得ないが、基金残高と過去の使用実態からみて、今後も基金が有効活用されない状況が続く可能性があり、現状の基金残高約8億4千万円が妥当かどうか検証する必要がある。</p>	<p>現行の災害救助法において、各都道府県は法に基づく救助を実施する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金として前年度3年間における普通税収入額の1000分の5に相当する額を積み立てることが義務付けられていることから、積立額の最少額を下回る減額は困難である。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p> <p>(災害救助基金の広域化)  山口県の災害に県だけが備えるのではなく、例えば中国地方全体の必要額を1つの基金として設けることができないか等、広域的な検討を始める時期に来ていると考える。</p> <p>実際、国の要請を受けて他県の災害救助に使用しているケースがある。これを中国5県、もしくははより広い範囲の県等で1つの基金を創設できれば、災害救助資金及び救助給与品を効果的に運用できるのではないかと考える。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部厚政課)  現行の災害救助法において、各都道府県は法に基づく救助を実施する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てることが義務付けられていることから、災害救助基金の広域化は困難である。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p> <p>(3) 山口県国民健康保険広域化等支援基金  ウ 基金の必要性  「国民健康保険法」では、広域化等支援基金を設けることができると規定されているが、「できる規定」により基金を創設する場合は、県として創設する必要性及び基金規模の根拠等を明確にしておく必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課)  平成21年度に基金の取崩を行っている。現在のところ、基金創設の予定はないが、広域化に関する国の動向によっては創設が必要となる可能性もあり、指摘に対する対応については、今後検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p> <p>(4) 山口県後期高齢者医療財政安定化基金  イ 基金の利用状況</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部医務保険課)</p>	



<p>当該基金設置の経緯については、「高齢者の医療の確保に関する法律」第116条に基づき、平成20年4月1日、各都道府県に財政安定化基金を設置し、広域連合における給付費の見込み違いや保険料の未納による財政不足に対する資金の貸付け等を実施することとされた。基金は法律設置であり、基金積立額も国が示した算出基準により定められている。</p> <p>基金事業の内容は直接的に不特定多数の県民に利益を与えるものであり、公益性の高いものである。</p> <p>ただ、基金の利用状況については、基金設置の平成20年12月以降、貸付け又は交付実績はない。これは、広域連合において想定外の支出がないこと、又、保険料の未納も想定内となっていることによるものである。</p> <p>しかしながら、国が定めた積立額とはいえ、基金財源の3分の1は県負担である以上、基金の必要性及び基金規模の根拠等について何らかの説明が必要であると考える。</p>	<p>基金の必要性及び基金規模の根拠等については、法令により明示されているところではあるが、今後も、利用状況等について検証を行っていくこととする。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(5) 山口県医療施設耐震化臨時特例基金 イ 基金の有効活用</p> <p>今後、補助金を希望する医療機関候補先が出てこなかった場合、国へ交付金を返還することとなるが、県としては耐震基準を満たしていない医療機関(災害拠点等機関)へ積極的に働きかけることが重要な課題であり、又、基金制度の有効活用及び県民の安全性の確保観点からも必要である。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部地域医療推進室)</p> <p>県としては、災害拠点病院で耐震化の進んでいない病院に対して耐震化の意向確認及び当該基金の活用を促したが、中・長期的な計画はあるものの早期の耐震化計画はないとの回答があった。</p> <p>また、その他の二次救急医療機関に対しても当該基金活用の要望を募集し、希望のあった病院に基金活用を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(7) 山口県地域自殺対策緊急強化基金</p> <p>基金の財源負担が100%国であったとしても、県としては基金を創設した以上、計画に沿って有効活用する必要がある。予定通りの基金使用がされていない原因を分析し、基金活用に向けた方策を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部健康増進課)</p> <p>市町、関係団体、庁内関係課等と連携を図りながら、積極的に基金を活用してまいりたい。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(8) 山口県地域福祉基金 イ 基金の有効活用</p> <p>そもそも基金創設時において、将来の基金充当事業について具体的な実施時期と金額を示した計画がないため、その時の基金残高が必要十分な額かどうか判断できない状況にあった。基金事業の公益性自体について問題はなくても、基金の額に見合った効果があるかどうかの検証がされていなかったと言える。</p> <p>今後、他の基金においても、基金の財源負担が100%国であるとしても、県として基金を設置する以上、基金の有効活用又は基金目的の達成度について、評価し説明する必要があると考える。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)</p> <p>山口県地域福祉基金は、平成22年4月1日をもって解散している。</p> <p>現在のところ、新たな基金設置の予定はないが、今後、新たな基金を設置する際には、指摘の趣旨を踏まえた対応を行う。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(9) 山口県介護保険財政安定化基金 イ 基金規模の妥当性</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部長寿社会課)</p>	<p></p>

<p>この点につき、平成20年5月の会計検査院の検査において、基金規模を縮小できるような制度に改めるよう厚生労働大臣に対して改善の処置を要求したことが報告されている。県としても、将来の資金需要に必要な基金額を明確にし、再度、拠出者への返還による基金調整が可能となるように、国に働きかける等の努力が必要である。</p>	<p>第177回通常国会で、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が平成23年6月15日に可決成立し、当該基金を取り崩して保険料の軽減等に活用することが可能となった。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p>		
<p>(12) 山口県中山間地域等直接支払基金 イ 基金の目的達成度</p>	<p>(主務課・室 農林水産部農業経営課)</p>	
<p>平成22年度国予算の成立に伴い、国の方針により、これまでの資金積立方式を廃止し、単年度ごとの所要額交付方式により実施することとされたことから、「山口県中山間地域等直接支払基金」を廃止することとなった。基金積立は廃止されたが、単年度ごとの所要額交付方式として、制度は継続実施されることである。今後は、事業目的の達成度の評価についての手法等を検討する必要がある。</p>	<p>「中山間地域等直接支払交付金実施要領」に、中立的な第三者機関において取組状況の評価を行うよう示されている。制度発足以来、山口県中山間地域等直接支払制度検討会において、取組状況等の審査を行っているところである。今後も引き続き、実施要領に従い適切に対応していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p>		
<p>(13) 山口県安心こども基金 イ 補助金使用の正当性確保</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部こども未来課)</p>	
<p>市町事業について監査した範囲では、補助金の多く(90%~50%)は備品購入に充てられている。これが、正当な補助金使用であることを保証するため、カタログや設置場所写真等を添付させる必要があると考える。又、購入の事実を示す書類、例えば、見積書や請求書などの添付も必要であると考え。特に、市の定めた交付要綱では対象経費を定めており、「...空気清浄機等の感染症の防止に資する機器の購入に要する費用」で、「平成21年5月29日以降に支出した費用に限る。」とあるが、この事実を示す領収証やカタログ等の添付が必要である。</p>	<p>平成23年3月の市町の担当者説明会において、交付申請、実績報告の際に、各市町から備品の購入等に関して、見積書や請求書、カタログ等の写しなど、購入予定の品や購入事実を示す書類を添付するよう指導し、添付させている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【指摘】</p>		
<p>(14) 山口県障害者自立支援対策臨時特例基金 イ 基金規模の妥当性</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)</p>	

基金創設以降の積立額（利息を含む）は合計で4,436,788千円であり、これに対する基金取崩による事業への交付は1,226,989千円（約27.7%）である。従って、平成21年度事業実施後の基金残高3,209,441千円は、それまでの利用実績から見る限り過大と言える。

平成22年度末に国の追加交付を受けて、事業計画上は、平成22年度及び23年度において2,629,234千円の支出が見込まれているが、これまでの使用実績から見てその実現には疑問が残る。

将来の基金充当事業について具体的な実施時期と金額を示した計画はあるが、平成21年度末までの支出実績からみて、現在の基金残高は必要な額とは言えない。

なぜ、基金の使用実績が計画よりも少ないのか、その原因を分析し、事業メニューに問題があるのであれば、県の実態に合った事業への使用ができるよう国に改正等の働きかけをする必要があると考える。

【意見】

(15) 山口県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金

イ 基金使用の正当性確保

実質的な現地調査については、補助基本額が5千万円以上の大規模な建設工事が対象となっており、小規模な補助事業に対しては、現地調査が行われていない。基金使用の正当性を確保するため、小規模な補助事業については書類上での審査をより厳格に行う必要がある。

なお、平成21年度の基金使用4件について合規制の観点から監査した結果、入手すべき書類はすべて入手されており、書類上の審査事項（交付申請書、事業計画書、見積書、歳入歳出予算書、請負契約書、入札結果報告書等の提出及び審査）についても適正であると認められる。

【意見】

ウ 基金の有効利用策の検討

基金の各事業について、平成23年3月の事業者説明会や、各事業担当から各法人へ23年度の事業実施協議の通知などにより、関係者に周知し、事業の掘り起こしを行った。引き続き、今後とも、必要な事業の拡大に努める。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)

現地調査は、「社会福祉施設の整備に係る現地調査要領」に基づいて適正に実施しており、それ以外の小規模な工事についても、提出の際に求める写真点数を増やす等、より厳格な審査を行うようにした。

また、必要に応じて所管課により現地調査を実施することとしている。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部障害者支援課)

所管課としては、今後の基金使用見込について、平成23年度の当初予算においては全て消化する方向で予算計上がされている。今後、対象事業者に対し整備要望の確認を行い、予算の適正な執行に努めるとのことである。

しかし、これまでの基金消化率から見て、平成23年度に全て消化されるとは思えない。過去2年間の基金消化率の低い原因については、事業者負担分が対象経費の4分の1あることがネックとなっているとの分析がされている。

しかし、事業者負担がネックとなって基金使用程度が著しく低くなっているのであれば、そもそも今の事業メニューが事業者の要望に合っていない可能性もある。事業者にとって真に必要な事業であれば、自己負担がネックになるとは思えない。

当基金が社会福祉事業の状況から必要なものとして臨時に創設されたものである以上、県は、事業者負担以外に理由がないか再度検討し、もし事業メニューに問題があるのであれば、県の実態に合った事業への使用ができるよう国に働きかける必要がある。

【意見】

(16) 山口県ふるさと雇用再生特別基金  
イ 事業の妥当性

ふるさと雇用再生特別基金事業は、国交付金により県において造成された基金を活用した雇用創出事業であるが、基金の取崩時期及び事業計画は明らかにされており、基金自体の必要性も確保されていると言える。

雇用の創出が目的であり、直接的に県民に効果を及ぼすものであるから、今後は、県における雇用実績等について効果を検証していく必要がある。

県としては、国によって示された額の基金をもとに、継続的な雇用を創出するという目的に沿って、人件費50%以上という要件の中で事業を行っていることから、雇用人数をもって、基金目的の達成度を示す指標と見ていくとの考えである。

【意見】

(17) 山口県緊急雇用創出事業臨時特例基金

当事業は、平成23年度までの事業であるため、今後は各法人からの整備要望等を踏まえ、既存の国の施設整備補助事業を活用して、計画的な整備促進が図られるよう、努めていく。

措置済み

(主務課・室 商工労働部労働政策課)

県としては、事業費等をもとに雇用人数に目標を設け、効果的な雇用創出に努めており、これまで、2年間で710人(目標818人)の雇用を創出している。目標の達成度は87%であり、おおむね基金目的を達成しているといえるが、今後、目標達成に向け、更に効果的な事業実施に努めていく。

改善途中

(主務課・室 商工労働部労働政策課)

<p>緊急雇用創出事業については、直接的に県民に効果を与えるものであり、平成20年度以降、経済対策により数回の基金積増及び要件緩和等が図られており、今後も更に事業の拡充に応じた基金積立が予定されている。将来の基金の取崩時期及び具体的事業内容が明らかにされ、基金自体の必要性が確保されると言える。</p> <p>しかし、国の交付金により県において造成された基金を活用した雇用創出事業であるが、県における雇用実績等について効果を検証していく必要がある。</p> <p>なお、県としては、国によって示された額の基金をもとに、一時的な雇用を創出するという目的に沿って人件費50%以上と言う要件の中で事業を行っていることから、雇用人数をもって基金目的の達成度を示す指標と見ていくとの考えである。</p>	<p>県としては、事業費等をもとに雇用人数に目標を設け、効果的な雇用創出に努めており、これまで、2年間で6,901人(目標6,379人)の雇用を創出している。目標の達成度は108%であり、基金目的を達成しているといえる。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>5 出資金の管理</p> <p>(2) 瀬戸内海リゾート(株)への出資金の管理</p> <p>エ 出資金管理の見直し案</p> <p>平成21年度末は、純資産 56,008千円の債務超過である。過去3期を見ると、徐々に改善しているとはいえ、債務超過であり、今後の回復可能性は不透明である。</p> <p>万一当該会社が破綻した場合、県の出資金13,000千円は全額減損処理しなければならない。従って、現時点の出資者としての県の負担は、法的には有限責任としての出資金13,000千円になる。</p> <p>ただ、県としての立場を考えると、債務超過についての負担が発生することも考えられる。このため、これ以上債務超過が拡大しないよう、これまで以上に、一出資者としての立場から、周防大島町とも連携し、経営状況を注視するとともに、必要に応じて指導・助言していく必要がある。</p>	<p>(主務課・室 地域振興部地域政策課)</p> <p>これまでも、株主総会への出席、周防大島町との意見交換、会社執行部や取締役への指導・助言を行っており、今後も、引き続き、一出資者としての立場から、周防大島町との連携のもと、必要な指導・助言を行っていくこととしている。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>(3) (財)やまぐち角膜・腎臓等複合バンクへの出資金の管理</p> <p>エ 出資金管理の見直し案</p> <p>出資金1億円は効率的に運用されているとは言えない。従って、県は、当該出資法人に対して、出資金相当額の寄付を求める等の検討と同時に、事業活動の支援手段を出資金から補助金に切り替える等の検討も必要である。これにより、出資金運用の不効率性が解消され、公益性の高い事業に対する県支出の効率的な運用が図られると考える。</p>	<p>(主務課・室 健康福祉部地域医療推進室)</p> <p>当該法人は、平成23年度末を目途に新制度下における公益認定を受けることをめざしており、現在、組織体制及び財務基盤の抜本的な見直しを行っている。このため、県としても、業務に関する関与のあり方、出損金の取扱いをゼロベースで見直すこととしている。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>(4) 錦川鉄道(株)への出資金の管理</p> <p>ウ 出資金管理の見直し案</p>	<p>(主務課・室 地域振興部交通運輸対策室)</p>	

当該出資法人については、近年、経常損失が続き、補助金収入でカバーしている状態であり、県は、当該出資法人が地元市や地域住民等と連携して、利用促進を図るなど、今後の経営改善や効率化を進めるよう指導する必要がある。

【意見】

(6) (財) 山口県環境保全事業団への出資金の管理

イ 出資法人の財政状態及び事業活動収支状況

基本財産は全て定期預金で運用されている。基本財産運用収入は442千円であり、運用利回りは約0.4%である。県の出資金22,000千円の寄与額は88千円にすぎない。正味財産はマイナスであり、財務的基盤は弱いと言える。

ただ、現金預金が131,529千円あり、流動資産に占める割合は72.4%である。流動負債が29,951千円であるから、現金預金は必要以上に保有されている可能性がある。

このため、将来の資金需要を精査し、定期預金等による運用や長期借入金の返済等による効率的な資金管理を図ることで、財務内容も改善されると思われることから、県は出資者として財務内容の改善に向けて意見すべきである。

【意見】

(7) 財団法人やまぐち農林振興公社への出資金の管理

イ 出資の効率性

強化基金引当資産は、その運用益を農地保有合理化事業に充当することを目的にしており、その財源は国と県が半分ずつ負担して積み立てている。県は出資金ではなく、交付金として支出している。

しかし、強化基金引当資産については、基本的に取崩しができないこと、県への払戻条件があること、公社が解散した時に県への寄付が可能であること等から、県の出資金の場合と取扱いが同じである。従って、出資金と同様、資金効率性の観点からは交付金相当額の寄付を要請すると共に、当該事業に必要な資金を補助金等により賄うことを検討すべきである。

【意見】

(9) 山口県漁業信用基金協会への出資金の管理

ウ 出資目的の達成度

当該出資法人は、これまでも、運行本数や人件費の削減、新車両導入やイベントの開催などによる収入増加対策を実施している。

今後においても、当該出資法人が、利用促進を図るなど、経営改善や効率化を進めるよう、「錦川鉄道対策連絡協議会」などを通じて、指導・助言等を行っていく。

(主務課・室 環境生活部廃棄物・リサイクル対策課)

出捐先の事業団に対しては、定期預金等の運用や長期借入金の返済等による効率的な資金管理を図るよう、平成23年4月1日付け文書で助言を行い、また、これに先立ち口頭で助言を行った。

事業団においては、平成22年9月から産業廃棄物の受入対象地域を県内全域に拡大し、処分場収入の増加を図った結果、平成22年度には、正味財産合計額は4,480千円となり、プラスに転じている。

また、平成22年度末の決算では、現金預金が231,063千円、流動資産(301,102千円)に占める割合は76.7%、流動負債は78,140千円となっているが、事業団においては、平成22年度末に新たに定期預金50,000千円の積み立てを行い、平成22年度末での流動資産に占める定期預金を除いた現金・普通預金の占める割合は58.5%(現金・普通預金:176,063千円)と前年度末の69.7%(流動資産:181,553千円、現金・普通預金:126,529千円)から低下している。

その後も、事業団においては、将来の資金需要に配慮しつつ、平成23年4月28日にも別途定期預金50,000千円の積み立てを行い、効率的な資金管理に努めているところである。

(主務課・室 農林水産部農業経営課)

「農地保有合理化事業促進事業強化基金」および「農地保有合理化事業推進拡充基金」(以下、強化基金)については、国の通知(平成22年12月2日付け22経営第4607号経営局長通知)により、平成26年3月31日までに返還することとされた。

(財)やまぐち農林振興公社の公益法人への移行・体制整備に併せて、農地保有合理化事業の実施体制を検討し、平成26年3月までに国および県に返還をすることとしている。

(主務課・室 農林水産部水産振興課)

改善途中

措置済み

改善途中

当該出資目的について定量評価は行われていない。

しかし、県として多額の出資を継続する以上、出資額に見合う効果を県民に説明する責任があり、又、定期的に有効な出資額の見直しを行う必要がある。従って、目的達成度の定性的評価は、可能な限り避けるべきである。

出資効果を直接測定できないのであれば、間接的な指標を抽出し、その有効性を評価する必要がある。

県としては、継続出資の必要性及び出資額の妥当性を確かめるため、出資法人の活動実績の中から、出資目的に関連する公益的活動を抽出し、指標化して、その有効性を定量的に評価する必要があると考える。

(今後の方針)

現在、平成24年度を目標に全国的な組織再編の検討が行われ、本県においては中国5県での再編が模索されており、この動きを踏まえ、出資金も含めた組織の在り方についての方針を検討したいとのことである。

【意見】

- (10) 山口県健康福祉財団への出資金の管理  
エ 出資金管理の見直し案

出資金1,520,000千円は効率的に運用されているとは言えず、出資金運用益による事業の充実・拡大は困難な状況にあるものと考えられる。

従って、県は、当該出資法人に対して出資金相当額の寄付を求めるなど、出資金運用の不効率性を解消する必要がある。

なお、既に出資法人については、保有財産の効率的な活用を図る観点から、県の方針を踏まえ、本年度中に当該出資額を県へ寄付し、県において効率的な事業実施を図る方向で調整が進められているとのことであり、適切かつ妥当な対応と考えられる。

【意見】

- (11) 山口県更生保護協会への出資金の管理  
エ 出資金の見直し案

出資金10,000千円は効率的に運用されているとは言えず、県が出資により財政基盤を強化するという役割は既に達成されていると見ることができる。

従って、県は、当該出資法人に対して出資金相当額の寄付を求めるなど、出資金運用の不効率性を解消する必要がある。

中国5県での組織再編が模索されており、引き続き、この状況を踏まえて検討していく。

改善途中

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

県において、福祉マンパワー事業の総合的かつ効率的、安定的な実施を図るため、出資金のうち、1,500,000千円相当分については、平成22年度末に県に寄付した。

措置済み

(主務課・室 健康福祉部厚政課)

検討した結果、次の理由により山口県更生保護協会に対する出資金の回収などを目的とする見直しを行うことは適当でない。

更生保護事業法第3条において、地方公共団体は更生保護事業に必要な協力ができると定められていること。

山口県更生保護協会は県内の更生保護事業や保護司活動へ連絡、調整又は助成を行うことにより、県内の更生保護に係る事業の充実発展に寄与していること。

山口県更生保護協会の事業活動収入は、約40%を不安定な寄付金又は補助金収入に依存しており、山口県出資金の運用益を含む約17%の財産収入は安定した財源となっている。その意味で、山口県出資金は事業活動収入の安定に一定の役割を果たしていること。

山口県が出資金回収などの見直しを行った場合、他の団体による出資金の見直しに波及する恐れがあること。

措置済み

<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(13) (財)山口・防府地域工芸・地場産業振興センターへの出資金の管理 エ 出資金の見直し案</p> <p>県がある団体に出資するのは、その団体の事業目的に公益性があり、その事業目的達成には財務基盤の強化等の必要性があるからである。当該出資法人の場合、公益財団法人に移行する予定にあるとはいっても、県からの補助金はなく、県事業との関係は薄いのであるから、出資金が効率的に運用されていない現状においては、財務基盤の強化と言う県の役割は既に達成していると思われる。</p> <p>従って、県は、当該出資法人に対して出資金の効率的運用を求めていく必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">( 主務課・室            商工労働部経営金融課 )</p> <p>県が当該出資法人に対して出資したものは、法人の寄付行為に基づき基本財産として定期預金で運用されている。</p> <p>運用利回りが低く、出資金の効率的運用を求めていく必要がある、との指摘については、運用利回りの高い資産での運用は価格変動リスクが高まり、安全性が損なわれるおそれがあることから、適切ではないと判断した。</p> <p>なお、当該出資金は、安全確実な方法で運用管理されることにより、長期的かつ継続的に運用益を得ることができることから、運用の効率性に関わらず、財務基盤の強化という出資目的に大きく寄与していると評価している。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(14) (財)周南地域地場産業振興センターへの出資金の管理 エ 出資金の見直し案</p> <p>県がある団体に出資するのは、その団体の事業目的に公益性があり、その事業目的達成には財務基盤の強化等の必要性があるからである。当該出資法人の場合、公益財団法人に移行する予定にあるとはいっても、県からの補助金はなく、県事業との関係は薄いのであるから、出資金が効率的に運用されていない現状においては、財務基盤の強化と言う県の役割は既に達成していると思われる。</p> <p>従って、県は、当該出資法人に対して出資金の効率的運用を求めていく必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>	<p style="text-align: center;">( 主務課・室            商工労働部経営金融課 )</p> <p>県が当該出資法人に対して出資したものは、法人の寄付行為に基づき基本財産として定期預金等で運用されている。</p> <p>運用利回りが低く、出資金の効率的運用を求めていく必要がある、との指摘については、運用利回りの高い資産での運用は価格変動リスクが高まり、安全性が損なわれるおそれがあることから、適切ではないと判断した。</p> <p>なお、当該出資金は、安全確実な方法で運用管理されることにより、長期的かつ継続的に運用益を得ることができることから、運用の効率性に関わらず、財務基盤の強化という出資目的に大きく寄与していると評価している。</p>	措置済み



## 平成21年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

### 第1 包括外部監査の特定事件

県の管理する土地及び建物に関する財務事務の執行等並びに過去の包括外部監査結果に係る措置状況（土地及び建物の管理に関連するものに限る。）について

### 第2 包括外部監査の結果に基づく措置

次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>1 総括意見</p> <p>(1) 公有財産台帳の適正な整備・運用</p> <p>(ア) 台帳間の正確性及び網羅性を保証する統制手続の不備</p> <p>手作業による台帳作成においては、人間系のミス防止し、正確性・網羅性を保証するため、財産異動報告手続について統一的・標準的な手続を定める必要がある。</p> <p>又、担当者又は管理者による転記確認作業とその記録保持、所管課自らの定期的な台帳の実地調査など、厳密な統制手続を整備する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(イ) 台帳間の正確性及び網羅性を保証する間接的な牽制手続の不備</p> <p>台帳間の転記作業の正確性及び網羅性を間接的に確保するため、実地調査に併せて、台帳現物差異に係る分析的手続を行い、異常値があれば発見できる体制にする必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(2) 公有財産台帳の情報システム化</p> <p>ア 情報システム化の必要性</p> <p>公有財産台帳の情報システム化については、単純に現行の公有財産台帳に関わる業務をシステム化するのではなく、現行の公有財産台帳、物品管理台帳（システム）に関わる業務を、新公会計制度への対応も加味して再構築し、全体として理想的な業務フローが実現できるように、システム化することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>イ 他のシステムとのデータ連動</p> <p>新公会計制度への対応を前提とした情報システム化においては、公有財産台帳と物品管理台帳とを統合し、固定資産を一元的に管理する固定資産システムを構築すると共に、データ連携すべきシステムとのデータ連動においては、データ連動の整合性をシステム的に確保する仕組みとすることが必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>ウ 情報システム化への提言</p> <p>(ア) 物品と公有財産</p>	<p>(主務課 総務部管財課)</p> <p>財産異動報告手続においては、統一的・標準的な手続方法について定めているが、人的ミスの防止に向けて、厳密な統制手続が取れるよう、平成22年度に通知文書により指導、徹底を行った。更に毎年度末通知文を出すことにした。</p> <p>(主務課 総務部管財課)</p> <p>紙台帳管理であったものを表計算ソフトでも管理するよう改善し、平成23年度から、財産台帳データ合計値と財産管理分掌者の財産台帳データの合計値を照合することにより万が一異常値があったとしても直ちに判別、修正できる体制とした。</p> <p>(主務課 総務部管財課)</p> <p>公有財産台帳の情報システム化にあたっては、新公会計制度に対応するため、資産管理、評価体制を踏まえた全庁的な方針を決定する中で、システムの構築を引き続き検討していく。</p> <p>(主務課 総務部管財課)</p> <p>全庁的な方針を決定する中で、他システムとの連携やデータ連動の整合性をシステム的に確保する仕組みについて引き続き検討していく。</p> <p>(主務課 総務部管財課)</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>改善途中</p> <p>改善途中</p>

<p>物品と公有財産を必ずしも同一のシステムで処理すべき必然はないが、取得・除却等の財産異動に関わる基本的な業務・システムフローは共通化でき、財務会計システムとの間でデータをやり取りする手順や形式等の基本方針も統一しないと、業務的にもシステムの非効率である。</p>	<p>全庁的な方針を決定する中で、より効率的なシステム整備について引き続き検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>	<p>(主務課 総務部管財課) 全庁的な方針を決定する中で、財務会計システムとの連携について引き続き検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(1) 財務会計と固定資産 財務会計とのデータインターフェースについて、財務会計と固定資産とでは財産管理を目的とした固定資産のほうが細かな単位で管理されている。そのため、データ連動は財務会計から固定資産システムへのデータインターフェースとし、固定資産台帳側で個々の資産への振り分けを行い、合計データの一致を系統的に保証する仕組みとするのも一つの方法である。</p>	<p>(主務課 総務部管財課) 表計算ソフトで台帳をデータベース化し、管理レベルの向上を図った。 今後、より効率的なシステム整備についても引き続き検討していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>	<p>(主務課 総務部管財課) 表計算ソフトで台帳をデータベース化し、管理レベルの向上を図った。 今後、より効率的なシステム整備についても引き続き検討していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(3) 公有財産の有効管理 重複した台帳管理など無駄な作業を排し、高い管理レベルと高い業務効率を両立するためには、情報システムの利用が不可避であり、システム化による業務プロセスの再構築により業務の効率化を図ると共に、データベースを積極的に活用し戦略的な財産管理、データの信頼性保証など管理レベルの向上を図ることが望ましい。</p>	<p>(主務課 総務部管財課) 平成22年度から、取得後3年間利用されておらず、利用計画の見直しが可能な財産を調査の対象に加えた。これにより、処分可能な財産は未利用財産として登録し、売却処分等を行っていくこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>	<p>(主務課 総務部管財課) 平成22年度から、取得後3年間利用されておらず、利用計画の見直しが可能な財産を調査の対象に加えた。これにより、処分可能な財産は未利用財産として登録し、売却処分等を行っていくこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(4) 未利用土地の管理 ア 管財課への未利用報告 取得後一定期間を超えて利用に供されない土地等があった場合には、自動的に管財課等へ報告される仕組み等をつくり、所管課とは異なる立場で利用可能性の見直しを図る必要があると考える。 具体的には、利用に向けての期限を設け、その期限までに状況が変わらなければ、未利用財産として登録し、売却処分する等の対策が必要である。</p>	<p>(主務課 総務部管財課) 不明なものについては調査を行い、未利用発生時期及びその理由等を台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>	<p>(主務課 総務部管財課) 不明なものについては調査を行い、未利用発生時期及びその理由等を台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>イ 未利用発生時期及び理由の管理 未利用財産として登録されている土地の中に、未利用発生時期及びその理由が不明なものがあるため、未利用財産に登録された平成10年度までに適切な財産管理がされたかどうか評価できない。 今後同じようなケースが生じた場合には、未利用発生時期及びその理由を明らかにし、台帳等に記録し、管理していく必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部管財課)</p>	<p></p>
<p>【意見】</p>	<p>(主務課 総務部管財課)</p>	<p></p>
<p>ウ 長期末利用土地の原因及び対応履歴の管理</p>	<p>(主務課 総務部管財課)</p>	<p></p>

<p>長期未利用土地についてその原因（価格が高い、道が狭い等）の報告記録がされているが、長期にわたり売却できない原因や対応履歴が体系的に整理された形で記録されていない。未利用状態が長期化すると、保有コスト（維持管理費及び機会コスト）の負担が増すため、早期の売却に向けた効果的な取り組みを行う必要がある。</p> <p>そのため、長期間売却できない原因（予定価格が高い等）を普通財産台帳等に明記しておき、原因解消に向けた対応履歴を管理していく必要があると考える。</p>	<p>売却できない原因及び対応履歴等については、概ね個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>エ 事情に見合った個別対応計画の作成 中期的に売却実現の可能性のない未利用財産については、未利用財産処分計画には含めず、その事情に見合った個別対応計画を作成し、進捗状況を管理していく必要があると考える。</p> <p>そして、長期間売却できない処分困難財産として、貸し付け等、他の利活用の検討を行うか、あるいは、売却ではなく公園として整備するなどの方針・計画を検討すべきではないかと考える。</p>	<p>（主務課 総務部管財課） 未利用財産の事情に見合った個別対応計画を未利用財産台帳に記載し、進捗状況を管理していくこととした。また、長期間売却できない場合は、貸付等による利活用を促進することとしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(5) 職員駐車場の有料化（意見） ウ 本庁職員駐車場の有料化の必要性 基本的に、山口県の財政状況が逼迫していることを考えると、職員福利厚生よりも受益者負担を基本とし、財政の立て直しを図るべきであり、本庁職員駐車場の有料化を検討する必要がある。</p> <p>ただ、山口県は、他の県庁所在地と異なり、交通機関が不便という事情もあることから、駐車場料金については、山口県と同じ規模の県を参考にして、段階的に有料化を進めることを検討する必要があると考える。</p>	<p>（主務課 総務部管財課） 職員駐車場の有料化の導入に向けて、運用等について検討し、関係団体と協議を行っており、引き続き検討、協議を行い、関係団体の理解を求めていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>エ 出先機関における職員駐車場有料化の必要性 山口県の場合には、出先機関と本庁を比較しても、交通の利便性等に違いがないことから、出先機関も本庁と同様に、段階的に有料化を進めることを検討する必要があると考える。</p>	<p>（主務課 総務部管財課） 職員駐車場の有料化の導入に向けて、運用等について検討し、関係団体と協議を行っており、引き続き検討、協議を行い、関係団体の理解を求めていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(6) 庁舎等建物の維持管理費及び取替投資額 ウ 今後の対応</p>		

今後は、取替投資額の平準化及び公共施設等の延命化等の検討が必要であると考えます。  
 現在、県が取り組んでいる県政集中改革プラン（平成20年度から24年度までの5年間）の中には、取替投資額の平準化及び公共施設の延命化についての具体的取組は示されていないが、将来的には、具体的取組を当該プランに織り込むことを検討する必要があると考えます。

職員公舎については、「職員公舎再編整備計画」により、不要な老朽公舎は廃止、存続させる公舎については必要な改修を行うことで、建物の延命化を図っている。

教職員住宅については、平成22年度に策定した「職員公舎再編整備計画(第2次計画)」により、不要な教職員住宅は廃止、存続させる教職員住宅については必要な改修を行うことで、建物の延命化を図っている。

平成17年度から警察署再編整備計画により県下27警察署から16警察署に統合し、平成20年度から警察職員住宅再編整備計画により15棟の職員宿舎を解体・売却している。取替投資額の平準化については、老朽施設等が滞留することなく年次計画的な整備に努めている。

なお、現行の県政集中改革プランにおいても、財政改革の具体的取組の一つとして、「公の施設の見直しを進め、これらの成果を毎年度の予算への確に反映する」（取組方針10「行政改革の推進と成果の反映」とし、上記のとおり、取替投資額の平準化や公共施設の延命化を図っているところであり、今後、同様の計画を策定する場合は、適切に対応したい。

改善途中

【意見】

(7) 耐震化

(I) 市町所有施設の耐震化と県の役割

県は、市町所有施設の耐震化を進めるために重要な役割を担っている。しかし、市町所有施設である小中学校校舎・体育館の耐震改修は、実施されていないに等しい。又、市町の庁舎、社会福祉施設及び消防本部・消防署の耐震改修は、ほとんど進んでいない。

これらの市町所有施設は、地震発生の際には、住民救済のための重要な活動拠点となるものであり、県は、このような現実を深刻に受け止め、市町に対する指導・支援を充実させる必要がある。

具体的には、協議会の設置及び市町への情報又は技術提供等により、市町の耐震化強化を支援する必要があり、県の役割として、市町との連携強化が特に重要となる。

(主務課 土木建築部建築指導課)

平成18年度「山口県耐震改修促進計画」を策定し、市町所有施設についても、平成27年度を目途に、市町所有建築物の状況を勘案し耐震化の目標値（約80%）を定めた。

このため、平成18年度より「山口県耐震改修促進市町協議会」を設置し、市町への情報提供や県で実施した耐震1次診断の実施方法の提供などの技術的な支援も行っている。

また、指摘のあった小中学校については教育庁、防災拠点である庁舎・消防署については総務部、社会福祉施設については健康福祉部において、それぞれ市町への指導・支援が図られているが、さらに、「山口県耐震改修促進庁内委員会」を設置して、各施設を所管し、または耐震改修に係る補助を所管している各部局間の情報共有、調整を行い、その状況等についても市町に情報提供を行っている。

これらの取組を通じて、市町所有施設の耐震化率の向上に向け指導・支援していく。

改善途中

【意見】

(8) 公有財産（土地・建物）管理に関する過

年度包括外部監査の是正措置の状況

ア 措置済み効果の検証体制

(主務課

総務部人事課)

現時点において、「措置済み」の事案を追跡しその効果等を確認する体制は整備されていない。

基本的に所管課に任せており、外部監査結果に対する進行管理等の担当課（政策企画課等）が効果を確認する体制は取られていない。しかし、所管課においても「措置済み」をその後追跡して効果が出ているかどうか確かめる体制になっていない。

内部統制上からは所管課に措置後の検証をさせるのは問題である。所管課から独立している組織が措置済みの効果を検証することが、今後の県勢の発展につながると考える。

#### 【意見】

#### イ 「措置済みの判断基準」の具体化

措置済み判断基準のひとつに、「努力目標的なもので、改善策の一部を実施しているもの」がある。

この基準の趣旨は、改善が困難で時間を要するものは、効果が一部現れ、長期的な改善傾向が客観的に確認できる状況にあることを条件に、措置済みと判断するものである。

しかし、何をもちて効果の一部が現れたと見るのか曖昧な部分があるため、「努力目標的な指摘・意見事項はすべて効果が出ないまま、「措置済み」として放置されてしまう可能性がある。

「措置済み」後の効果の追跡を所管課から独立した組織が実施する体制になっていない以上、この基準の適用は厳格に行うべきであり、その具体的解釈を示す必要がある。

なお、外部監査人との見解の相違等により、措置等が出来ないものもあると思われるが、これらは未措置としていつまでも残るため、今後どのように対応していくか方針を定める必要がある。

#### 【意見】

#### ウ 「措置済み」判定後の内容変更

「措置済み」と判定した時点と異なる利用内容に変更される場合、その事実が「措置済み」と判定した進行管理等担当課に報告されていない。

報告を受けた進行管理等担当課は、過去の「措置済み」判定を一旦取り消し、再度、変更後の利用状況が「指摘・意見」の趣旨に合致しているかどうか、判定をし直すべきである。

指摘・意見の趣旨に沿った措置といえるためには、その効果が発現し、継続的に維持されなければならないが、現状、措置後の効果を検証する仕組みはない。効果がある筈だということで「措置済み」とし、その後の効果の発現及び持続を追跡・検証しない仕組みでは、措置の内容が形式化する可能性がある。措置内容が指摘・意見の趣旨に沿って確実になされることを保証するため、一旦「措置済み」とした内容も、その後の効果の発現状況によっては取り消されるような仕組みにする必要があると考える。

#### 【意見】

時間的な経過に伴い、問題の背景等が変わり、当初の指摘どおりの措置や効果の追及が、必ずしも実情にそぐわない場合もあり得ることから、「措置済み」事案について事後一律的に効果を追求・検証することは考えていない。

代替措置として、平成23年度に措置状況の判断基準を定め、「措置済み」としたが効果が生じていないということがないよう、措置が完了したものか、措置の実施が確実なもののみを「措置済み」とすることとした。

（主務課 総務部人事課）  
平成23年度に措置状況の判断基準を定め、具体的な解釈を示した。

また、基準では「努力目標的なもので、改善策の一部を実施しているもの」については「改善途中」と判定することとし、措置が完了したものか、実施が確実なもののみを「措置済み」とすることとした。

なお、国の指導や監査人との見解の相違等により、措置等ができない事案については、その理由を明確にし、可能な限り指摘の趣旨を踏まえた代替の改善策を講じることで「措置済み」と判定することとした。

（主務課 総務部人事課）  
時間的な経過に伴い、問題の背景等が変わり、当初の指摘どおりの措置や、効果の追及が、必ずしも実情にそぐわない場合もあり得ることから、措置状況変更時等の「措置済み」判定取り消しについては、考えていない。

代替措置として、平成23年度に措置状況の判断基準を定め、措置が完了したものか、措置の実施が確実なもののみを「措置済み」とすることとし、「措置済み」としたが、効果が生じていないことがないよう、対応を行った。

また、同判断基準により、措置を継続実施すべきものについては、必要な措置が継続されるよう、対応方針の文書化（マニュアル化）等、そのための体制が整備されていることを条件に「措置済み」と判定することとした。

措置済み

措置済み

措置済み

2 普通財産の管理

(2) 普通財産の売却

オ 土地取得後、普通財産移管及び売却までの期間が短いもの

(7) 消防学校職員公舎用地

そもそも、2棟のうち1棟を、増員等の状況を見ながら整備を行うという計画自体が、妥当であったかどうか疑問である。計画の妥当性を検証して、なぜ過剰に土地を購入したのが原因を分析し、今後同様のケースが生じたときの参考にする必要がある。

又、その後の派遣教官増員が建築した1棟の宿舎で対応できたということは、残り1棟の建築予定地は必要ないという判断が可能な状況にあったと考える。

未利用土地を保有することのリスク（時価の下落）を意識して、未利用期間をできるだけ少なくする必要がある。未利用の判断基準を具体化し、今後、同様のケースでは早期に処分できるようにする必要がある。

【意見】

(1) 後河原部課長公舎建設用地

当初の土地取得計画の妥当性を検証して、結果的に不要となったことの原因を分析し、今後同様のケースが生じたときの参考にする必要がある。

(主務課 総務部防災危機管理課)  
将来的な派遣教官の増員のほか、阪神・淡路大震災を経て国が整備を推進するであろう消防・防災ヘリコプターの導入により、派遣職員の宿舎の確保も視野に入れ当初の計画はなされている。消防・防災ヘリコプターの導入は慎重に検討され、平成12年に運航が開始された。ヘリコプターに係る派遣職員の宿舎については、勤務地等の条件から当該土地より条件のより良い場所となった。よって、残り1棟の建築は必要ないと判断され、平成16年に未利用財産の調査に回答の上、速やかに普通財産に区分替えを行った。

措置済み

(主務課 総務部管財課)  
昭和40年に建設された部課長公舎の代替施設用地として取得したが、赤線以外の接道がないため、隣接する北側の民有地を取得して一連の用地として有効活用することとしていた。

措置済み

その後、西側に近接する接道のある用地の取得が可能となったため、より適切な土地を取得することで、計画を変更した。

土地を取得した平成3年の時点では、接道のあるより適切な土地が取得できることは予測できなかったため、妥当な計画であったと判断している。

なお、平成18年4月に策定した「職員公舎再編整備計画」により、新たな公舎の建設は凍結されており、今後は同様の事態が生じるおそれはない。

【意見】

(ウ) 桜畠独身寮隣接地

平成8年2月に取得した土地がなぜ平成18年まで未利用のまま保有されていたのか疑問である。山口地区の独身及び単身赴任者用公舎が不足している状況に変わりないとのことであり、そうであれば、取得した平成8年以後に独身用公舎が建築されていたはずである。平成18年より以前に未利用の判断が可能だったのではないかと考える。

結果として、必要のない土地を取得したことにより、平成8年2月の取得価額34,730千円と、売却した平成18年度の予定価格17,900千円との差額16,830千円（下落率48.5%）の保有損失を被ったことになる。

【意見】

(主務課 総務部管財課)  
不足している山口地区の独身及び単身赴任者用の公舎用地として取得し、独身寮(31戸)を建設した。単身赴任用の公舎については、土地取得時には入居率の高かった同市内の世帯用公舎に空き室が生じたため、世帯用公舎を利用することで、需要を賄うことが可能と判断し、公舎の建設を見合わせた。

措置済み

その後、新たな公舎の建設のための用地として保有していたが、同市内の世帯用公舎の入居率が減少傾向となり、利用者の増加が見込めないことから、平成18年4月に策定された「職員公舎再編整備計画」を踏まえ、売却処分とした。

(I) 改善案（意見）

(主務課 総務部管財課)

未利用の判断が遅れると、資金が無駄に固定化されるだけでなく、現在の経済下にあっては売却可能価額の下落による保有損失が生じることを意識する必要がある。

しかし、将来の需要見込や必要性等が担当課の判断でなされていると、管財課への未利用の報告が遅れる傾向があると考え

る。  
従って、取得後一定期間を超えて利用に供されない土地等があった場合には、自動的に管財課等へ報告される仕組み等をつくり、所管課とは異なる立場で利用可能性の見直しを図る必要があると考える。

具体的には、利用に向けての期限を設け、その期限までに状況が変わらなければ、未利用財産として登録し、売却処分する等の対策が必要である。

#### 【意見】

### (3) 普通財産の貸し付け

#### ウ 共通的事項

#### (ア) 貸付料の減免

当該普通財産の使用料（貸付料）は、算出根拠に基づき計算された使用料の25%又は50%とされている。しかし、25%又は50%減額の根拠に乏しいことから、恣意的に減免率が決定され、不公平が生じる可能性がある。このため、減免の基準は現行の規定より明確にしておく必要がある。

#### 【指摘】

#### エ 貸付普通財産（土地）の現地調査

#### (イ) 旧出納長公舎・旧防空学校等の跡地

#### a 貸付期間の妥当性

現在の契約期間は30年契約とされており、現行法上、普通財産の長期貸付は認められているが、普通財産は売却が基本であり、貸し付けは売却までの一時的利用が売却困難な財産に限定すべきであると考え

る。  
従って、長期の貸し付けを行う前に、売却の可能性がないかどうか、社会福祉会館、自治会館等の貸し付けに合理的な理由があるかどうか等の検討を行う必要がある。

#### 【意見】

#### b 減免の妥当性

当該普通財産の使用料（貸付料）は、算出根拠に基づき計算された使用料の25%又は50%とされている。しかし、25%又は50%減額の根拠に乏しいことから、恣意的に減免率が決定され、不公平が生じる可能性がある。このため、減免の基準は現行の規定より明確にしておく必要がある。

#### 【指摘】

#### (ウ) 旧山口県図書館書庫跡地

#### a 減免理由の妥当性

平成22年度から、取得後3年間利用されておらず、利用計画の見直しが可能な財産を調査の対象に加えた。これにより、処分可能な財産は未利用財産として登録し、売却処分等を行っていくこととした。

措置済み

(主務課 総務部管財課)  
平成22年度に普通財産貸付料の減免見直しを行い、新規貸付については原則減免を廃止する等、更に受益者負担の公平性の確保を図った。

措置済み

(主務課 総務部管財課)  
普通財産の貸付を行う前には、財産の売却の可能性、及び、貸付の妥当性について検討し、売却困難な財産等に限って貸付を行うこととしている。  
当該財産についても、貸付契約前に検討を行っているが、再度、妥当性について検討した。

措置済み

(主務課 総務部管財課)  
平成22年度に普通財産貸付料の減免見直しを行い、新規貸付については原則減免を廃止する等、更に受益者負担の公平性の確保を図った。

措置済み

(主務課 総務部管財課)

<p>山口県の場合、普通財産（土地）の貸付件数が少なく、例外的な取り扱いとなるため、原則として知事が過去の減免事例や個別の事情を考慮して、裁量権に基づいて決定することになっていることである。</p> <p>しかしながら、貸付件数が少なく、知事決裁とはいっても、減免額に恣意性が入る可能性は変わらず、行政財産と同様、普通財産にも減免の基準は、現行の規定より明確にしておく必要がある。</p>	<p>平成22年度に普通財産貸付料の減免見直しを行い、新規貸付については原則減免を廃止する等、更に受益者負担の公平性の確保を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 貸付目的の妥当性  山口市は当該財産を公園の一部として利用しており、公園の管理をNPO法人に指定管理委託している。旧山口県図書館書庫（赤れんが）は、平成4年に山口市へ無償譲渡され、建物も補強工事等が施され、市民に開放されていることから、山口市への譲渡等を検討する必要があると考える。</p>	<p>（主務課 総務部管財課）  山口市と協議中であり、引き続き協議を行っていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(I) 旧宇部更生館跡地  a 貸付期間  現在の契約期間は、平成6年から36年までの30年間である。  しかし、普通財産は売却が基本であり、貸し付けは売却までの一時利用、あるいは売却不可能な財産に限定されるのではないかと考える。  長期の普通財産の貸し付けについては、極力避けるべきであり、必要であれば、補助金や交付金で対応し、場合によっては、行政財産の貸付制度の活用も検討する必要があると考える。</p>	<p>（主務課 総務部管財課）  普通財産の貸付を行う前には、財産の売却の可能性、及び、貸付の妥当性について検討し、売却困難な財産等に限って貸付を行うこととしている。  貸付期間が長期に渡る場合は、必要に応じ、再度、売却可能性等の検討を行い、可能なものについては、適宜売却処分を行うこととしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>b 減免の妥当性  社会福祉法人への土地の貸し付けであることから、無償としているが、普通財産の使用料等に係る減免については明確な基準がないため、無償理由の妥当性の判断ができない。普通財産の減免基準を明確にしておく必要がある。</p>	<p>（主務課 総務部管財課）  平成22年度に普通財産貸付料の減免見直しを行い、新規貸付については原則減免を廃止する等、更に受益者負担の公平性の確保を図った。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(オ) 後河原部課長公舎跡地  a 売却の可能性  普通財産の土地は売却が基本であると考えているが、現在の貸付先である民間会社が、売却対象としては一番可能性があり、交渉等を進める必要がある。  又、公舎跡地周辺は、家屋もかなり建て込んでおり、周辺への駐車場としての売却も検討する必要があると考える。</p>	<p>（主務課 総務部管財課）  平成24年4月1日に普通財産から行政財産に分類替えを行い活用することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		



<p>b 貸付目的の妥当性        駐車場以外に利用方法は考えられないため、当面、駐車場として貸し付けを継続するとの方針を出しているが、現公舎を含め、まとまった土地での売却可能性等も検討する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課 総務部管財課 )        平成24年4月1日に普通財産から行政財産に分類替えを行い利活用することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(カ) 美祢高等学校敷地</p> <p>a 貸付土地の管理        県は美祢市と普通財産管理委託契約(地積5,208.79㎡)を締結している。しかし、グラウンドへの進入路はすでに敷と化しており、グラウンドへ行くには美祢高等学校を横切らなければならない。これほど荒れた状態を放置している状況から、美祢市は、管理委託契約を履行しているとは考えられない。        県としては、有名無実となっている普通財産の無償貸付や管理委託について実態調査し、当該普通財産の処分等を真剣に検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課 )        調査した結果、グラウンド進入路は確保されており、当該業務については適正に行われていることから、現状でも適切な管理がなされていると判断している。        なお、処分については美祢市に対して売却を働きかけており、引き続き交渉に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 減免の妥当性        無償貸付としているが、行政財産と違い、普通財産には減免の明確な基準がないため、評価できない。行政財産と同様、普通財産の貸し付けにおいても具体的な減免基準を設ける必要がある。        なお、行政財産の取り扱いを適用すれば、50%の減免となる。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課 )        契約方法等について検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>c 今後の方針・計画        市が住民に土地を返還するには、一般的には原状回復義務があると思われ、グラウンドに設置された防球フェンスや夜間照明用の鉄塔等の除去に相当な費用がかかることが予想される。そのため、現状のまま放置される可能性があり、県としては、積極的に土地の買い取りなどを働きかける必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課 )        引き続き当該普通財産の買取りを積極的に働きかけていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>(キ) 旧光林園庁舎跡地</p> <p>a 貸付料の妥当性        旧光林園庁舎敷地は社会福祉法人に対し、使用料(貸付料)の算定根基に基づいた額から30%減免した料金を徴収している。しかし、普通財産の貸付使用料等に係る減免については明確な基準がないため、減免理由の妥当性判断ができない。        行政財産と同様、普通財産にも明確な減免基準を設ける必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課 健康福祉部こども未来課 )        平成22年度に管財課において、普通財産貸付料の減免見直しを行い、新規貸付については原則減免を廃止する等、更に受益者負担の公平性の確保を図った。        なお、当該貸付については、貸付契約期間満了時に相手方の状況を踏まえた上で、貸付内容の見直しも含めて交渉することとなった。</p>	<p>措置済み</p>
<p>b 貸付目的の妥当性</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課 健康福祉部こども未来課 )</p>	<p></p>

<p>建物は社会福祉法人に売却し、土地は同法人に貸し付けている。</p> <p>県側の説明では、土地・建物を一括売却すると、その法人負担分は措置費や補助金で賄うことになり、結局、県の負担が増えるからとのことである。児童養護施設は公共性が高く、措置費（税金）のみで運営される施設であることから、施設運営者の負担が過重にならないよう配慮したものである。のり面等も同じ考えから残したとのことである。</p> <p>しかし、それならば、建物と土地（のり面を含む）を併せて無償で貸し付けるほうが、負担が少なくて済むのではないかと考える。</p>	<p>建物については、施設運営者の判断で改修が可能となる等のメリットがあることから、既に売却の上、社会福祉法人において改修済みであり、貸付への方針転換はできない。</p> <p>土地については、厳しい県の財政状況や、他の利用者との公平性の観点から、無償での貸付は困難であり、のり面等を除く部分を有償で貸し付けている。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>c 貸付範囲の妥当性</p> <p>利用が困難及び学園運営上必要ないとの理由から、のり面と樹木は、貸付面積から除外されているが、残されたのり面等はますます利用困難となるだけであり、県の財政上からも負担となるのは確実である。</p> <p>現状、のり面と樹木の部分も、当該社会福祉法人が利用しているとも見ることできるため、貸付契約書に当該使用目的を追加する必要があると考える。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 健康福祉部こども未来課）</p> <p>普通財産の貸付は双方合意の契約であり、一方的に変更することはできないため、相手方と協議を行ったが、のり面等も当該法人が使用しているとの見解については相手方の理解を得られなかった。貸付範囲については、貸付期間満了後に改めて協議を行うこととする。</p>	改善途中
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>3 未利用財産に登録されている土地（普通財産・行政財産）</p> <p>ア 金額的重要性の高い長期未利用土地</p> <p>(1) 過去における入札状況の分析（共通的事項）</p> <p>a 長期未利用土地の原因及び対応履歴の管理</p> <p>長期未利用土地についてその原因（価格が高い、道が狭い等）の報告記録がされているが、長期にわたり売却できない原因や対応履歴が体系的に整理された形で記録されていない。未利用状態が長期化すると、保有コスト（維持管理費及び機会コスト）の負担が増すため、早期の売却に向けた効果的な取り組みを行う必要がある。</p> <p>そのため、長期間売却できない原因（予定価格が高い等）を普通財産台帳等に明記しておき、原因解消に向けた対応履歴を管理していく必要があると考える。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 総務部管財課）</p> <p>売却できない原因及び対応履歴等については、概ね個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 事情に見合った個別対応計画の作成</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 総務部管財課）</p>	

中期的に売却実現の可能性のない未利用財産については、未利用財産処分計画には含めず、その事情に見合った個別対応計画を作成し、進捗状況を管理していく必要があると考える。

そして、長期間売却できない処分困難財産として、貸し付け等、他の利活用の検討を行うか、あるいは、売却ではなく公園として整備するなどの方針・計画を検討すべきではないかと考える。

【意見】

- (ウ) 山口東京理科大学隣接敷地  
a 未利用発生時期及び理由等の管理

エチレンセンター建設の中止及び大学敷地の拡幅中止がいつ、如何なる理由で生じたのか、つまり未利用発生時期及びその理由が不明のため、未利用財産に登録された平成10年度までに適切な財産管理がされたかどうか評価できない。

今後同じようなケースが生じた場合には、未利用発生時期及びその理由を明らかにし、台帳等に記録し、管理していく必要がある。

【指摘】

- b 売却できない原因等の管理

早期の売却を実現するため、普通財産台帳等に売却できない原因等を記載し、原因解消に向けて管理していく必要があると考える。

【指摘】

- c 今後の方針・計画

景気が好転し、企業進出が見込めるまで静観といっても、未利用財産として登録した平成10年から既に10年以上経過しており、その間、保有コスト(機会コスト)が生じている。将来の土地の値上がりを待って、少しでも高く処分するのであれば、保有コストと売却価額との比較のうえ、保有か売却かを検討する必要がある。

【意見】

- d 機会コスト

売却収入額(削減できた借入金額)に係る金利は、土地保有のコストとして見る必要がある。

平成3年から21年までの機会コスト(金利)は、約3億円となる。

当該土地の保有については、機会コスト(金利)が生じていることを認識して、売却か保有かを決める必要がある。

【意見】

- e 土地評価損

未利用財産の事情に見合った個別対応計画を未利用財産台帳に記載し、進捗状況を管理していくこととした。また、長期間売却できない場合は、貸付等による利活用を促進することとしている。

措置済み

(主務課 総務部管財課)

未利用発生時期及びその理由等については、概ね個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。

措置済み

(主務課 総務部管財課)

売却できない原因等については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。

措置済み

(主務課 総務部管財課)

未利用財産については、売地看板の設置やホームページの掲載等PRに努めるとともに、宅建協会等とも連携し、需要状況の把握に努め、早期の売却を図っていく。

措置済み

(主務課 総務部管財課)

早期の売却を図っていくことにより、機会コストの削減に努める。

措置済み

(主務課 総務部管財課)

<p>平成22年2月1日時点の鑑定評価額は、544,000千円である。 平成22年2月1日時点の土地評価額は、2億9千万円となる。 平成3年に交換取得してから、土地の売却価値は下がっている。土地保有に係る機会コスト（金利）だけでなく、売却可能価額の減少による評価損の発生という保有リスクもあるということを認識して、売却か保有かを選択する必要がある。</p>	<p>需要状況の把握に努め、早期の売却を図っていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>f 今後の地価の動向 当該大学隣接敷地は、今後、地価が下がる可能性が高いと推測できる。県は、土地保有か売却かを決める際には、将来の地価の動向も考慮しておく必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部管財課) 需要状況の把握に努め、早期の売却を図っていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(I) 相良小路女子寮跡地 売却可能性が少ない未利用財産については、その原因を財産台帳等に明記しておく、原因解消に向けた取り組みを管理していく必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部管財課) 売却できない原因等については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(オ) このみ園職員住宅跡地 a 使用承認している建物 未利用地の一角に建てられている住宅は、昭和42年から、宇部総合支援学校の校長住宅として教育長へ使用承認（使用面積は572㎡）されている。しかし、現在の利用状況は把握されておらず、現地視察でも校長住宅として利用されている状況は感じられなかった。 行政財産を目的外に使用させている以上、その使用目的を具体的に把握しておくと共に、使用承認どおりの使用がされているかなどの確認も必要である。</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課) 使用承認を行った土地及び当該地の校長住宅については、平成17年度から、宇部市内のNPO法人が、教育長から行政財産使用許可を受け、障害児に係る日中一時支援事業に活用している。 今後とも、行政財産の適切な管理に努めていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 未利用発生時期 取得目的であるこのみ園養護施設用地としての利用予定がいつ、如何なる理由で消滅したのか、つまり未利用発生時期及びその理由が不明のため、未利用財産に登録された平成10年度までに、活用又は処分に向けて適切な財産管理がされたかどうか判断できない。 財産台帳に当初予定の利用ができなくなった時期及び理由を記録し、管理していく必要がある。</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課) 指摘後直ちに、未利用となった時期や理由について、財産台帳に記載した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>c 売却できない原因等の管理</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p>	<p></p>

<p>未利用財産登録後、未利用土地の活用又は売却に向けた具体的な取り組みはされていない。未利用財産登録が開始された平成10年度以降、現時点まで、使用承認している住宅部分を除き荒地のまま放置されているが、未利用状態の解消に向けた取り組みも十分できていない。</p> <p>売却困難な主な原因は、宇部市の開発許可をクリアするためには、多額の経費を投じて接続道路を拡幅しない限り、開発が困難であるからである。</p> <p>今後は、未利用状態の解消に向けた取り組みを効果的に行うため、財産台帳等に売却等できない原因や取組履歴等を記載し、管理していく必要がある。</p>	<p>台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>d 行政財産区分の妥当性</p> <p>当該未利用地は未利用財産登録後も行政財産に区分されている。しかし、将来的に養護施設用地として利用されるとは思えない。</p> <p>しかも、当該土地は未利用財産処分計画にも記載され、県ホームページで公開している「山口県が所有する未利用土地の一覧」にも含まれており、完全に普通財産としての扱いである。</p> <p>従って、行政財産として管理する理由が不明確であり、普通財産に区分替える必要がある。</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p> <p>現在の行政財産使用許可の期間満了後の対応について、関係部署とも協議しながら、普通財産への分類替えについて検討を進める。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(カ) 佐波高校運動場</p> <p>b 未利用発生時期及び理由等の管理</p> <p>当該運動場土地がいつ、如何なる理由で未利用状態となったのか記録がなく不明である。</p> <p>このため、未利用財産に登録された平成10年度までに、活用又は処分に向けて適切な財産管理がされたかどうか判断できない。</p> <p>財産台帳に当初予定の利用ができなくなった時期や理由等を記録し、管理していく必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>不明なものについては調査を行い、未利用発生時期及びその理由等を関係帳簿に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>c 売却できない原因等の管理</p> <p>売却見込が低い等判断理由が明確にされていないため、売却に向けてのこれまでの取り組み等については、評価できない。</p> <p>今後、売却等に向けた取り組みをコントロールしていくため、土地需要の低い理由等を財産台帳に具体的に記録し、管理する必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>売却できない原因及び対応履歴等については、関係帳簿に記載し管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(キ) 宇部工業高校跡地</p> <p>a 未利用発生時期及び理由等の管理</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	<p>措置済み</p>

<p>宇部工業高校跡地は取得時期、利用状況及び未利用財産発生時期等の記録がなく不明であるため、未利用財産に登録された平成10年度までに、活用又は処分に向けて適切な財産管理がされたかどうか判断できない。</p> <p>財産台帳に当初予定の利用ができなくなった時期や理由等を記録し、管理していく必要がある。</p>	<p>不明なものについては調査を行い、未利用発生時期及びその理由等を関係帳簿に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 売却できない原因等の管理</p> <p>売却困難理由と対応履歴の記録が残されていないため、これまでの原因解消に向けた取り組みについて評価することができない。</p> <p>今後は、未利用状態の解消に向けた取り組みを効果的に行うため、普通財産台帳等に売却等できない原因や取組履歴等を記載し、管理していく必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>売却できない原因及び対応履歴等については、関係帳簿に記載し管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>c 行政財産区分の妥当性</p> <p>宇部工業高校跡地は、未利用財産登録後も行政財産に区分されているが、未利用財産処分計画では平成23年か24年に売却予定とされており、行政財産として管理する理由はなくなっている。</p> <p>ただ、現在の管財課の体制では、売却が困難な遠隔地の財産を管理することは、困難であるため、コスト的にも非効率である。従って、売却需要の少ない財産については、売却が見込めるまで、管理方法について検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>検討した結果、管財課が普通財産として遠隔地を管理することは実質的に困難であり、コスト面でも非効率であることから、引き続き学校が行政財産として管理することとした。</p> <p>なお、売却看板の設置やホームページの掲載等、PRに努めるなど、早期の売却に努める。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(ケ) 課長公舎32号跡地</p> <p>a 売却できない原因等の管理</p> <p>売却困難理由と対応履歴の記録が残されていないため、これまで原因解消に向けての取り組みについては評価ができない。取組内容を見直し、改善(売却困難原因の解消)に向けてコントロールしていくため、売却困難理由とその解消に向けた取組履歴等を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>(主務課 総務部管財課)</p> <p>売却困難理由及び取組履歴等については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 今後の方針・計画</p> <p>未利用地の保有コストを意識し、早期売却を実現するためには、隣接者の所有者に対して積極的な働きかけを行うと共に、時価に合うよう予定価格の引下基準を設けて早期の売却を図る必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部管財課)</p> <p>隣接地所有者等への働きかけを強化し、予定価格の引下等については、不動産鑑定士の意見を聴取し、早期売却を図ることとした。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(ケ) 課長公舎40号跡地</p> <p>a 売却できない原因等の管理</p>	<p>(主務課 総務部管財課)</p>	

<p>すぐにも未利用状態の解消に繋がるとは考えられないことから、取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくため、売却困難理由とその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>売却困難理由及び取組履歴等については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p><b>【指摘】</b> b 今後の未利用財産の売却方針 今まで売却できない原因を検証し、その検証結果に基づく計画の策定や予定価格引き下げの新たな基準を設けるなど、売却に向けた促進を図ることも必要であると考え。</p>	<p>（主務課 総務部管財課） 売却促進方策及び予定価格の引下等について、更に検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p><b>【意見】</b> (ロ) 岩国警察署待機宿舍跡地 a 売却できない原因等の管理 取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくためには、売却困難理由とその解消に向けた取組履歴等を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>（主務課 警察本部会計課） 売却困難原因（土地形状に評価落ち要素）及びその解消に向けた取組履歴等を台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p><b>【指摘】</b> b 行政財産区分の妥当性 当該跡地は行政財産として管理する理由はなくなっており、速やかに行政財産としての用途を廃止し、普通財産へ移管する必要がある。</p>	<p>（主務課 警察本部会計課） 平成23年9月に行政財産としての将来需要を勘案の上、行政財産の用途を廃止し、普通財産へ分類替えした。</p>	<p>措置済み</p>
<p><b>【指摘】</b> c 未利用財産登録後の売却努力 未利用地の保有コストを意識して早期売却を実現するためには、売却できない原因を再検証すると共に、時価に応じて予定価格の引下基準を設ける等、売却に向けて努力する必要がある。</p>	<p>（主務課 警察本部会計課） 売却促進方策及び予定価格の引き下げ等について、更に検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p><b>【意見】</b> (ハ) 蟹倉職員公舎跡地 a 売却できない原因等の管理 取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくためには、売却困難理由とその解消に向けた取組履歴等を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>（主務課 総務部管財課） 売却困難理由及び取組履歴等については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p><b>【指摘】</b> b 今後の方針・計画 当該未利用土地の今後の方針としては、未利用財産処分計画上、平成23年か24年に売却予定とされている。未利用地の保有コストを意識して早期売却を実現するためには、売却できない原因を検証し、売却促進に向け努力する必要がある。</p>	<p>（主務課 総務部管財課） 売却促進方策について、更に検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p><b>【意見】</b> (シ) 天花職員寮跡地（長期末利用土地） a 売却できない原因等の管理</p>	<p>（主務課 総務部管財課）</p>	

<p>売却困難理由と対応履歴の記録が残されていないため、これまで原因解消に向けてどのような取り組みがされたか評価できない。取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくため、売却困難理由とその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>売却困難理由及び対応履歴等については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 今後の方針・計画 未利用地の保有コストを意識して、早期売却を図るためには、売却できない原因を検証し、予定価格の引き下げ等を行う必要がある。適正価格（時価）で処分しなければならないという地方自治法第237条の規定があるが、長期末利用の原因が高い予定価格であるとすれば、それはもはや、適正価格とは言えない。</p>	<p>（主務課 総務部管財課） 売却促進方策及び予定価格の引下等について、更に検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(ア) 天花課長公舎敷地 a 未利用発生時期及び理由等の管理 天花課長公舎敷地については、未利用財産発生の時期が不明のため、未利用財産登録の平成18年度までに、活用又は処分に向けて適切な財産管理がされたかどうか判断できない。台帳に当初予定の利用ができなくなった時期や理由等を記録し、管理していく必要がある。</p>	<p>（主務課 総務部管財課） 当該用地については平成23年3月に売却処分した。 なお、他の未利用財産については、未利用発生時期及びその理由等を台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 売却できない原因等の管理 売却困難理由と対応履歴の記録が残されていないため、これまで原因解消に向けてどのような取り組みがされたか評価できない。取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくため、売却困難理由や解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>（主務課 総務部管財課） 当該用地については平成23年3月に売却処分した。 なお、他の未利用財産については、売却困難理由及び対応履歴等を台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>c 今後の方針の方針・計画 売却事務は継続することとしており、平成22年度に再度、入札を実施することであるが、前回不調に終わった原因等を再度検証し、適当な面積への分割及び予定価格の引き下げ等の取り組みを実施する必要がある。</p>	<p>（主務課 総務部管財課） 平成23年3月に売却処分した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>イ その他の長期末利用土地 (イ) 東部畜犬指導班基地抑留所の跡地 a 売却できない原因等の管理</p>	<p>（主務課 健康福祉部厚政課）</p>	<p></p>



売却困難理由と対応履歴の記録が残されていないため、これまで原因解消に向けてどのような取り組みがされたか評価できない。

取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくため、売却困難理由やその解消に向けた取組履歴等を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。

【指摘】

b 今後の方針・計画

未利用財産処分計画では平成23年か24年に売却予定とされている。

しかし、現地状況からみて、畜犬基地跡の売却処分は難しいと思われるため、売却方針だけではなく、地元住民との協議などをとおして、他に利用の可能性がないか等を検討する必要があると考える。

【意見】

(ウ) 課長公舎52号跡地

a 未利用発生時期及び理由等の管理

課長公舎52号跡地は、未利用財産の発生時期が不明のため、未利用財産登録の平成13年度までに、活用又は処分に向けて適切な財産管理がされたかどうか判断できない。財産台帳に当初予定の利用ができなくなった時期や理由等を記録し、管理していく必要がある。

【指摘】

b 売却できない原因等の管理

売却困難理由と対応履歴の記録が残されていないため、これまで原因解消に向けてどのような取り組みがされたかどうかは不明であり、取り組みについて評価できない。取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくため、売却困難理由やその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。

更に、課長公舎52号跡地は最近の試掘調査の結果、開発に際しては埋蔵文化財の保護措置が必要となっており、試掘調査結果等の情報も財産台帳に記載する必要があると考える。

【指摘】

c 今後の方針・計画

売却の実現可能性のない未利用財産については、未利用財産処分計画には含めず、それぞれの事情に見合った長期的対応計画を別に作成する必要があると考える。

例えば、課長公舎52号跡地は、長期間売却できない処分困難財産として、貸し付け等、他の利活用の検討を行うか、あるいは、売却ではなく公園として整備するなどの方針・計画を検討すべきではないかと考える。

指摘後直ちに、財産管理台帳以外で記録されていた取組履歴について、財産管理台帳に記載した。

なお、今後の対応状況等は財産管理台帳に必ず記載する。

(主務課 健康福祉部厚政課)

地元住民と当該土地の貸付等の可能性については、今後検討することとしたい。

(主務課 総務部管財課)

未利用発生時期及びその理由等については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。

(主務課 総務部管財課)

売却困難理由、取組履歴及びその他行政制限等については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。

(主務課 総務部管財課)

処分困難な未利用財産については、貸付等による利活用等の選択肢も含め、それぞれの事情に見合った個別対応計画を作成することとした。

なお、課長公舎52号跡地については、個別計画の中で、貸付等による利活用についても検討したが、進入路が狭小であることから価格の見直しやPRを充実するなどの取組により、引き続き早期売却に努めることとした。

措置済み

改善途中

措置済み

措置済み

措置済み

<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(I) 旧農業試験場用地 a 売却できない原因等の管理 売却困難理由や対応履歴の記録が残されていないため、これまで原因解消に向けてどのような取り組みがなされたか評価ができない。 取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくため、売却困難理由やその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p> <p>これまでの経緯等をまとめた内部協議報告書などの写しを財産台帳に添付する方法で、一元的に管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 行政財産区分の妥当性 現在、行政財産に区分されている旧農業試験場用地（場外ほ場）は、普通財産に区分替えする必要がある。 又、今後は、将来の行政財産としての利用見込みがなくなった場合には、その時点で普通財産へ区分替えし、処分等に向けた取り組みを検討していく必要がある。</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p> <p>当該事案については、試験研究課題のあり方によっては、将来の行政財産としての利用可能性があったことから、行政財産として保有していた。 しかし、平成21年8月に策定された「山口県農林総合技術センター研究推進計画」の見直しに伴い、利用可能性がなくなったことから、平成22年度に普通財産への区分替えを行った。今後は、管財課の方で売却処分を行う予定となっている。 また、他の用地等については、行政財産としての利用見込みがなくなった場合は、速やかに財産管理者（農林水産政策課）や管財課など、関係者との協議を行い、できる限り早急に未利用財産として普通財産へ区分替えできるよう対応していく。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>c 今後の方針・計画 旧農業試験場用地（場外ほ場）については、短期的に売却実現の可能性のない未利用財産であるから、未利用財産処分計画には含めず、その事情に見合った長期的対応計画を個別に作成し、進捗状況を管理していく必要があると考える。</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p> <p>当該用地は、平成22年度に普通財産に区分替え済みであり、今後、管財課と連携し、近隣の宅地開発等の状況を見極めながら、売却処分を行う予定である。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(オ) 山口宇部空港事務所長公舎跡地 a 売却できない原因等の管理 取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくため、売却困難理由やその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>(主務課 土木建築部港湾課)</p> <p>売却困難理由、取組履歴及びその他行政制限等については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 今後の方針・計画 当該未利用土地の今後の方針としては、未利用財産処分計画、平成23年から24年に売却予定とされている。しかし、未利用地の保有コストを意識して早期売却を実現するためには、売却できない原因を検証、売却促進を図る必要がある。</p>	<p>(主務課 土木建築部港湾課)</p> <p>売却できない原因を検証し、その解消に向けた取組を進め、売却促進を図る。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(カ) 山口警察署地福駐在所跡地 a 売却できない原因等の管理</p>	<p>(主務課 警察本部会計課)</p>	

売却困難理由や対応履歴の記録が残されていないため、これまで原因解消に向けてどのような取り組みがなされたか評価できない。

取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくためには、売却困難理由やその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。

【指摘】

- b 今後の方針・計画  
短期的に売却実現の可能性のない未利用財産であるから、未利用財産処分計画には含めず、その事情に見合った長期的対応計画を個別に作成し、進捗状況を管理していく必要があると考える。

【意見】

- (†) 山口警察署嘉年駐在所跡地
  - a 売却できない原因等の管理  
取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくため、売却困難理由やその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。

【指摘】

- b 今後の方針・計画  
旧嘉年駐在所跡地は、短期的に売却実現の可能性のない未利用財産であるから、未利用財産処分計画には含めず、その事情に見合った長期的対応計画を個別に作成し、進捗状況を管理していく必要があると考える。

【意見】

- (ク) 旧厚狭警察署次長公舎跡地
  - a 売却できない原因等の管理  
売却等に向けてどのような取り組みがされたのか、売却困難なやむを得ない事情があるのかどうか、記録が残されていないため、その評価ができない。  
取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくため、売却困難理由やその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。

【指摘】

- b 今後の方針・計画  
旧厚狭警察署次長公舎跡地は、短期的に売却実現の可能性のない未利用財産であるから、未利用財産処分計画には含めず、その事情に見合った長期的対応計画を個別に作成し、進捗状況を管理していく必要がある。

【意見】

- ウ 最近生じた未利用土地
  - (1) 風呂ヶ迫職員住宅跡地
    - a 今後の方針・計画

売却困難原因（土地取得の経緯）及びその解消に向けた取組履歴等を台帳に記載し、管理することとした。

措置済み

（主務課 警察本部会計課）  
平成22年度から事情に見合った個別対応計画を作成し、引き続き売却に向けて取り組みを行うが、貸付等による利活用についても検討していく。

措置済み

（主務課 警察本部会計課）  
売却困難原因（過疎地による土地需要）及びその解消に向けた取組履歴等を台帳に記載し、管理することとした。

措置済み

（主務課 警察本部会計課）  
平成22年度から事情に見合った個別対応計画を作成し、引き続き売却に向けて取り組みを行うが、貸付等による利活用についても検討していく。

措置済み

（主務課 警察本部会計課）  
売却困難原因（土地形状に評価落ち要素）及びその解消に向けた取組履歴等を台帳に記載し、管理することとした。

措置済み

（主務課 警察本部会計課）  
平成22年度から事情に見合った個別対応計画を作成し、引き続き売却に向けた取り組みを行うが、貸付等による利活用についても検討していく。

措置済み

（主務課 総務部管財課）

<p>未利用状態が長期化すればするほど、土地保有コスト（維持管理費及び機会コスト）が増えるため、早期売却を図る必要がある。</p> <p>又、売却困難な未利用財産については、未利用財産処分計画には含めず、それぞれの事情に見合った長期的対応計画を別に作成する必要があると考える。</p>	<p>平成23年度に事情に見合った個別対応計画を作成し、引き続き売却に向けて取組を行う。</p> <p>なお、貸付等による利活用についても検討したが、進入路が狭小であり、面積が広大であることから困難と判断した。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>b 売却できない原因等の管理 売却へ向けた取組内容を定期的に見直し、改善（売却障害原因の解消）に向けてコントロールしていくため、売却の障害要因やその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 総務部管財課）</p> <p>売却困難理由及び取組履歴等については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(ウ) 柳井千歳独身寮跡地 a 今後の方針・計画 柳井千歳独身寮跡地については、未利用状態が長期化し、保有コスト（維持管理費及び機会コスト）が増える可能性がある。</p> <p>そのため、取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくため、売却困難理由やその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p> <p>又、売却の実現可能性のない未利用財産については、未利用財産処分計画には含めず、それぞれの事情に見合った長期的対応計画を別に作成する必要があると考える。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 総務部管財課）</p> <p>当該用地については、平成23年12月に売買契約を締結した。</p> <p>なお、他の未利用財産については、売却困難原因やその解消に向けた取組履歴を台帳に記載し、管理するとともに、処分困難な未利用財産については、長期的対応計画を別に作成することとした。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(I) 旧柳井商業高校校長住宅敷地 a 売却できない原因等の管理 取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくため、売却困難理由やその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 教育庁教育政策課）</p> <p>売却できない原因及び対応履歴等については、関係帳簿に記載し管理することとした。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 今後の方針・計画 未利用財産処分計画では平成21年度に売却予定とされている。</p> <p>未利用地の保有コストを意識して早期売却を実現するためには、売却できない原因を検証して、売却促進を図る必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 教育庁教育政策課）</p> <p>売却できない原因を検証し、売却看板の設置やホームページの掲載等、PRに努めるなど、早期の売却に努める。</p>	改善途中
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(オ) 徳山商工高等学校黒岩グラウンド b 資産保全（不法侵入防止）対策</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 教育庁教育政策課）</p>	

<p>グラウンド内にはゴルフボールが落ちており、何者かがゴルフの練習をしている形跡がある。県有地であることや許可なく立ち入ることを禁じる旨の看板や張り紙はない。事故が発生する前に、看板等を設置するなどして不法侵入を防止する必要がある。</p>	<p>平成22年3月に交換により処分した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(カ) 教職員防府住宅跡地  a 売却できない原因等の管理  取組内容を見直し、売却できない原因の解消に向けてコントロールしていくため、入札不調の理由やその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>(主務課 総務部管財課 )  売却困難理由及び取組履歴等については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 今後の方針・計画  未利用地の保有コストを意識して早期売却を実現するためには、墓地が隣にある等売却できない原因を検証しつつ、売却促進を図る必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部管財課 )  売却できない原因を検証し、売却促進を図ることとした。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(キ) 天花部課長公舎跡地  a 売却できない原因等の管理  入札不調の原因や対応履歴の記録が残されていないため、今後、売却に向けてどのような取り組みが必要か把握できない。  取組内容を見直し、売却できない原因の解消に向けてコントロールしていくためには、入札不調の理由やその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>(主務課 総務部管財課 )  売却困難理由及び取組履歴等については、個別のファイルを作成しているが、台帳に記載し、管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(3) 廃川敷・廃道敷  ア 廃川敷  (1) 富田川水系富田川廃川敷  a 不法占有への対処  現在、交渉は決裂しているとのことであるが、今の状況では放置しているに等しいとも言える。  これから、解決に向けては、まず、消滅時効の中断の手続きを行う必要がある。又、不法占有を許しておくこと自体が問題であり、早急に解決するため法的な手続きをもって対処することも検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部管財課 )  平成17年に不法占有している者からの払下申請書を受領し、県有地であることを認めていることから、時効は中断していると判断しているが、不法占有解消に向けて取り組む。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 売却できない原因等の管理</p>	<p>(主務課 総務部管財課 )</p>	

<p>不法占有発生から現在までの交渉過程の記録が保管されていないため、これまでに土地売却に向けてどのような取り組みがなされたか評価できない。</p> <p>交渉内容を見直し、売却困難理由の解消に向けてコントロールしていくためにも、売却困難理由とその解消に向けた交渉等の履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>不法占有発生から現在までの記録については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載し、より適正な管理ができるよう整理した。</p> <p style="text-align: right;">措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>(ウ) 木屋川河口廃川敷</p> <p>a 売却できない原因等の管理</p> <p>売却できない理由やその対応履歴が残されていないため、これまで原因解消に向けてどのような取り組みがされたのか、現状の維持管理でやむを得ないのか等が評価できない。</p> <p>取組内容を見直し、改善（売却困難原因の解消）に向けてコントロールしていくためにも、売却困難理由やその解消に向けた取組履歴を財産台帳に記載し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>(主務課 総務部管財課)</p> <p>売却困難理由及び対応履歴等については、個別のファイルに記録しているが、台帳に記載する等更に適正な管理をしていく。</p> <p style="text-align: right;">措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>イ 廃道敷</p> <p>(1) 国道490号廃道敷</p> <p>a 今後の方針・計画</p> <p>現在、交換対象としている土地は、家一軒分であり、当該廃道敷全体の20%にも満たないが、宇部市との交換協議が決まらなると残地の面積等の確定ができず、売却に向けた検討も遅れてくる。</p> <p>従って、当該土地の未利用状態が長期化しないように、まずは宇部市との協議の早期決着を図る必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部管財課)</p> <p>宇部市との交換がまとまらなかったため、売却に向け取り組む。</p> <p style="text-align: right;">措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>4 行政財産の有効利用</p> <p>(2) 知事部局における職員公舎再編と未利用・低利用財産</p> <p>ア 共通的事項</p> <p>感覚的には、職員公舎を解体・売却し、民間の賃貸住宅で対応するほうが県財政には有利と考えるが、近年、古い建物の見直しの機運も出てきており、今、失えば二度と手に入らないことから、古い建物の再生に向けた動きも出ている。(リノベーション)</p> <p>県としても、必要がなくなった、あるいは老朽化した公舎は全て「解体」「更地」「売却」ではなく、場合によっては、建物を残したままの売却や県自ら「リノベーション」などの試験的取組を検討する時代ではないかと考える。</p>	<p>(主務課 総務部管財課)</p> <p>「職員公舎再編整備計画」により廃止となった公舎については、募集停止措置を行うとともに入居者の退去を促し、入居者がなくなった時点で「閉鎖」をしている。</p> <p>その後、建物付きでの処分の可否について地元自治体等への照会を行い、要望のない建物については「解体」処分することとしている。</p> <p>なお、同計画により、旧タイプ(共同の風呂やトイレ)の独身寮を「リノベーション」して再利用の取組を行っている。</p> <p style="text-align: right;">措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>エ 個別的事項</p> <p>(ア) 門前寮</p>	<p>(主務課 総務部税務課)</p>

<p>平成10年2月に、隣接する門前公舎（本来世帯用住宅）の入居資格が緩和され、独身者の入居が可能になった時点で、当独身寮は不要になっている。平成11年に入居者が実質ゼロになってから現在に至るまで、長期間放置されている。</p> <p>現場では、安全等の問題から早急な取り壊しが必要と判断している。これは、事故等の発生を危惧しているためであり、早急に対応する必要がある。</p> <p>又、跡地の利用についても検討し、方針を立てる必要がある。</p>	<p>解体については、同一敷地内の門前公舎が廃止となった時点で一括解体とした方が、経費が安価となる。安全面で早期対応が必要となれば、防護柵を設置する。</p> <p>また、門前寮跡地のみを処分した場合、同一敷地内の門前公舎駐車を再編する必要がある、その影響により、処分困難な区画となることから、門前公舎廃止時に、一団地としての処分をする。</p>	改善途中
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(イ) 門前公舎 本来、世帯用住宅として整備された職員公舎であるが、利用率の向上を図るため入居資格の変更を行った結果、現在の入居者は全て独身又は単身者となった。</p> <p>この状況は、本来の利用がされていないと言える。</p> <p>築44年経過した物件であり、解体・処分を検討し、又、長期にわたり職員公舎の確保が求められるのであれば、建て替えも検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部税務課 ) 今後の入居動向を見極めながら廃止も検討する。</p>	改善途中
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(ウ) 室の木寮 室の木独身寮の駐車場の収容台数は32台であるが、改修により管理戸数が31戸から16戸に減少したことにより、駐車場が結果的に過大となっている。</p> <p>部外者の不法駐車の実態もあり、余剰駐車場については、一般への賃貸、又は、売却等を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部税務課 ) 余剰駐車場については、賃貸、処分等の有効活用を検討する。</p>	改善途中
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(I) 梅ヶ丘公舎 梅ヶ丘公舎（世帯用住宅）は、利用率が低い（29%（7戸）～46%（11戸））。</p> <p>梅ヶ丘公舎と門前公舎の統廃合を検討すべきである。近隣の公舎との統廃合、又は、財産処分して民間の賃貸住宅で対応するなどの検討をする必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部税務課 ) 門前公舎の入居動向を見極めながら、門前公舎を廃止すると判断した場合に集約を検討する。</p>	改善途中
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(オ) 柳井公舎 利用者にとっては、多少の不便があっても、立地条件が良く、使用料が安いということでメリットがあるが、世帯用住宅として建築された住宅の8割近くを独身者（単身者）が利用しており、本来の利用はされていない。</p> <p>築40年以上経過しており、安全性、維持管理の観点から廃止を検討すべきである。民間の賃貸住宅で対応できるなら解体・処分を検討し、長期にわたり、職員公舎の確保が求められるなら、建て替えを検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部税務課 ) 入居状況から必要な公舎であるため、老朽化に対しては内部改修等により対応する。</p> <p>なお、平成18年4月に策定された「職員公舎再編整備計画」により、原則、新たな公舎の建設は行わないこととしている。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(カ) 大島公舎</p>	<p>(主務課 地域振興部地域政策課 )</p>	

<p>昭和62年度建築でそれほど老朽化していないため、職員住宅だけでなくその他の利用も含め、有効利用を図る必要がある。どうしても利用が見込めない場合は、財産処分も含め検討する必要がある。</p>	<p>大島地域にある他部局の公舎との相互利用を実施し、警察部局の公舎へ集約が完了。現在は閉鎖中である。 地元自治体等への利活用の照会后、要望がなければ解体し処分する予定。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(キ) 屋代ダム公舎 住宅の老朽化が進んでおり、職員減少、遠距離通勤の増加などから、職員の入居の増加は望めない状況にある。 当該公舎は住宅地域に位置する等、立地条件には恵まれているため、町営住宅等、町への移管も検討の対象とし、有効利用を模索する必要がある。 少なくともA棟については、取り壊すべきであると考えるが、住宅地であり、草刈り等、管理には注意を要する。</p>	<p>(主務課 土木建築部監理課 ) 今後の新規入居、有効活用が見込めないことから、処分する方向で河川課と協議済み。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(ク) 若草寮 若草寮自体の入居率は平成21年度96%と高いものの、若草寮建築後、独身者用住宅の需要が落ち込んだ東山寮は平成21年6月に解体撤去、残る大内公舎も平成21年度58%と低利用となっている。 このような状況で、あくまで結果論であるが、若草寮の建築が本当に必要であったのか疑問が残る。 公舎の新規建築又は建て替えについては、民間の賃貸住宅が利用困難な地域で、かつ確実に長期間にわたり利用が見込まれる場合等に限るべきと考える。</p>	<p>(主務課 総務部税務課 ) 平成18年4月に策定された「職員公舎再編整備計画」により、原則、新たな公舎の建設は行わないこととしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(ケ) 大内公舎 利用率を上げるためにも、環境整備(草刈り等)も必要である。特に低年令向けの遊具等も設置されており、整備すれば入居希望者も増えるのではないかと考える。 民間の賃貸住宅でも対応することで、廃止及び財産処分できないかを検討すべきである。</p>	<p>(主務課 総務部税務課 ) 入居者により組織されている自治会において、毎月1回清掃・草刈作業を実施し、環境整備について取り組むこととした。 また、同一敷地内に2棟あることから、昨年度末1棟に集約し、1棟は現在閉鎖中である。同公舎は、平成23年度解体処分の予定である。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(コ) 職員宿舎 面積と評価額は3筆を合算したものであり、3筆の中に「職員寮」、「姫山公舎A」、「姫山公舎B」及び「姫山戸建公舎」がそれぞれ設置されている。 独立行政法人化の中で検討するとしているが、廃止の方向で検討すべきである。</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課 ) これらの資産は、地方独立行政法人に承継し、今後の利用については、法人が検討していく。現時点で入居者が一定数存在し、廃止を検討するのは困難と思われる。 現在は、入居促進策を講じるなど、利用を促進する方向で検討されている。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(カ) 旧八王子公舎 a 未利用対応の問題</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課 )</p>	



旧八王子公舎は、現在未利用財産に区分されていない。今後の利用方針としては、「平成23年度の独立行政法人化に際し、法人がそのまま引き継ぐか、未利用財産として管財課へ引き継ぐか検討する」とのことである。

しかし、著しい老朽化で使用価値が保たれておらず、耐震調査もされていない現在の管理状況からみて、旧八王子公舎は将来的に使用は予定されていないと思われる。

平成9年度の利用率は18.7%であり、その時点で、将来使用する見込みがないことは予想できたはずであり、未利用財産として管財課に報告し、処分等を検討しておくべきであったと言える。

【指摘】

b 建物維持管理の問題

旧八王子公舎の窓ガラスが一部破損しており、不法侵入等の可能性がある。

【指摘】

(シ) 新八王子公舎

当面、研修医等の宿舎として確保するとは言っても、現在の低利用状態が続くようであれば、取り壊し、跡地利用や売却も検討すべきである。

場所的には中心市街地に近く住環境は良好である。補修等経費の問題もあるが、病院の財産として将来に引き継ぐことも検討しても良いのではないかと考える。

積極的な統廃合を行い、不要な公舎については廃止及び財産処分の方向で検討する。

なお、当該統廃合において既存公舎の利用率向上を優先的に考慮するのではなく、民間の賃貸住宅の利用が可能な場合は、既存公舎の処分も選択肢とするなど、県の財政負担及び職員の生活レベルを総合的に考慮することが、組織再編等の環境変化に柔軟に対応でき、無駄な行政財産の圧縮を図ることにつながると考える。

【意見】

(ス) 防府公舎

組織再編により、いずれの棟も低利用である。改修工事を実施しても、統廃合により防府地区の職員数が減少していることから、入居者の増加も見込まれる状況になり、従って、解体し処分したほうが県の財政に寄与すると考えられる。防府寮と総合的に判断して対応を検討する必要がある。

【意見】

(セ) 防府寮

旧八王子公舎については、入居者がいなくなった平成10年度以降も、医師確保の面から必要性があったため、処分等は行っていないものがある。

独立行政法人化に際し、改めて検討を行ったところ、法人として今後の利用見込みが薄いことから、法人には承継せず、一般会計に会計替えしたところである。平成23年度中に建物を解体し、その後売却することとしている。

(主務課 健康福祉部医務保険課)

新旧八王子公舎については、法人として今後の利用見込みが薄いことから、法人には承継せず、一般会計に会計替えしたところである。平成23年度中に建物を解体し、その後売却することとしている。

(主務課 健康福祉部医務保険課)

新旧八王子公舎については、法人として今後の利用見込みが薄いことから、法人には承継せず、一般会計に会計替えしたところである。平成23年度中に建物を解体し、その後売却することとしている。

(主務課 土木建築部監理課)

同一敷地内に防府Aと防府Bの2棟があることから、1棟に集約し1棟は現在閉鎖中である。地元自治体等への利活用の照会后、要望がなければ解体し処分する予定である。

(主務課 土木建築部監理課)

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

<p>平成8年度建築であり、有効利用を図る必要がある。</p> <p>現在、総合医療センター入居枠は10室であり、全て入居している。今後、入居枠を拡大することで更なる入居者が見込まれると考えられる。</p> <p>看護師だけでなく、新規採用職員や技術職員にも周知させる必要がある。</p>	<p>平成22年10月に、山口県公舎管理要綱にある入居資格の見直しを行うとともに、総合医療センター枠を撤廃した。</p> <p>これにより、現在ほぼ満室となっている。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(ウ) 職員宿舎 (現状の問題点及び意見)</p> <p>今後の利用又は廃止の方針としては、新規の入居募集はせず、現在入居中の職員(世帯者2人、独身者5人)が転勤等により退去した場合、その後の入居募集は行わず、全ての職員が退去した後は、取り壊しが望ましいとの考えである。</p> <p>しかし、本来世帯用の住宅に独身者が入居している状況が最善の利用かどうか疑問である。</p> <p>老朽化が進んでおり、将来的に取り壊しを予定しているのであれば、現在の入居者が全て退去するのを待つのではなく、解体期限を定める等の検討が必要である。</p>	<p style="text-align: center;">(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p> <p>入居者全員が退去したため、空き家となった。未利用財産として管財課に報告済みであり、解体及び跡地の売却について検討中である。</p>	改善途中
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(建物維持管理の問題及び指摘)</p> <p>居住者による自治会を組織し、不法侵入等がないよう常に注意を払っているとのことであるが、未入居の1室において、一部窓ガラスが破損しており、不法侵入等の危険性がある。</p> <p>予算上の制約により、維持管理経費の捻出が困難であることは理解できるが、居住者の善意による管理には限界があり、必要最小限の補修は実施するべきである。</p>	<p style="text-align: center;">(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p> <p>ガラスの破損箇所は修繕した。事件・事故を未然に防止するため、視界を遮る樹木を伐採した。また、敷地内の草刈りを定期的に行っている。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(タ) 宇部公舎・宇部寮</p> <p>公舎の新規建築又は建て替えについて、民間の賃貸住宅が利用困難な地域で、確実に長期間に渡り利用が見込まれる場合等に限るべきと考える。</p>	<p style="text-align: center;">(主務課 総務部税務課)</p> <p>平成18年4月に策定された「職員公舎再編整備計画」により、原則、新たな公舎の建設は行わないこととしている。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(チ) 下大木寮</p> <p>利用率を上げるという観点からは、残り17戸も改修することにより利用率向上を図るという選択肢もある。ただ、宇部地域においては、民間の賃貸住宅で対応することは可能であり、土地・建物及び追加投資となる改修費に関わる機会コストを十分考慮し、総合的な分析を行ったうえで、改修による利用率アップ、又は、廃止による民間賃貸住宅での対応を決定すべきである。</p>	<p style="text-align: center;">(主務課 総務部税務課)</p> <p>平成22年3月の「職員公舎再編整備計画」の見直しにより、廃止予定とした。</p> <p>平成23年度末には、全ての入居者が退去予定で、その後地元自治体等への利活用の照会後、要望がなければ解体し処分する予定である。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(ツ) こころの医療センター独身寮</p>	<p style="text-align: center;">(主務課 健康福祉部医務保険課)</p>	

<p>実質的に、未利用の資産について、本来の目的でない使用とする場合は、十分に検討を重ね、検討過程については、記録として残しておく必要があると考える。</p>	<p>これらの資産は、地方独立行政法人に承継し、今後の利用については、法人が検討していく。なお、利用方法の検討を重ねた結果、実習生控え室として利用することとしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【指摘】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p>	<p>改善途中</p>
<p>(イ) 医師公舎1号 一時的に倉庫として利用しているが、このまま倉庫として利用する場合は、用途の変更手続等をとる必要がある。</p>	<p>これらの資産は、地方独立行政法人に承継し、今後の利用については、法人が検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p>	<p>改善途中</p>
<p>(ロ) 世帯用住宅 築41年が経過し、耐震補強もされておらず、安全性にも問題があり、取壊跡地の有効利用について検討する必要がある。</p>	<p>これらの資産は、地方独立行政法人に承継し、今後の利用については、法人が検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>(二) 所長公舎(美東原種農場) 建物については、今後利用される予定がないため早期に解体すべきである。又、土地については借用地であり、跡地について確実な利用が見込まれないのであれば美祢市に返還すべきである。</p>	<p>当該公舎は、平成22年3月に解体済みである。なお、跡地の返還は、土地の位置・形状から困難である。また、現在、跡地は、育苗スペースとして有効利用している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課)</p>	<p>改善途中</p>
<p>(ヌ) 畜産技術部 場長公舎について今後の方針は決まっていないとのことであるが、老朽化が著しいため、将来的な利用の可能性は少ないと思われる。 職員公舎について今後の方針は決まっていないとのことであるが、現在居住者も少なく老朽化が著しいため、将来の利用可能性は少ないと思われる。 将来的に取り壊す可能性が高いのであれば、現在の入居者が全て退去するのを待つのではなく、解体期限を決める等の検討が必要であると考え。</p>	<p>場長公舎には現在も入居者があり、直ちに今後の方針を決定する予定はない。 また、職員公舎のあり方については、現在の入居者の意見も踏まえ、今後の取扱いについて検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>	<p>(主務課 総務部税務課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ネ) 秋根公舎 公有財産の効率性を考えれば、下関地区については、将来的に綾羅木公舎に一元化することが望ましい。下関市内では家賃が高く、住宅を確保しにくいことや、現入居者への対応なども考慮する必要はあるが、秋根公舎及び綾羅木公舎の統廃合について検討する必要がある。</p>	<p>平成22年3月の「職員公舎再編整備計画」の見直しにより、下関地区については、綾羅木公舎に一元化することとした。 平成23年度末には、全ての入居者が退去予定。その後、解体し処分予定である。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>	<p>(主務課 総務部税務課)</p>	<p>措置済み</p>
<p>(ノ) 綾羅木公舎 下関市内の家賃が高いこと、現入居者への対応について、現在の交通事情、及び、賃貸住宅を利用している職員との公平性を考慮すると、特段の配慮は不要ではないかと思われる。公有財産の有効活用を重視して、下関地区職員公舎については、将来的に一元化することが望ましいと思われる。</p>	<p>平成22年3月の「職員公舎再編整備計画」の見直しにより、下関地区については、綾羅木公舎に一元化することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		

<p>(八) 中村公舎 不確実な予想で対応の先送りをするよりも、積極的な処分を行い、一時的な人員増減には民間の賃貸住宅で対応すべきである。</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課) 今後、利用者の増加が見込めないことから、当該公舎を廃止することとし、平成22年11月に解体した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(3) 知事部局の出先機関再編と未利用・低利用財産</p>		
<p>ウ 個別事項</p>		
<p>(ア) 岩国健康福祉センター食肉検査課 (旧玖珂支所) a 未利用部分の有効活用 岩国健康福祉センター玖珂支所の廃止に伴う職員数の減少により、建物2階部分は会議室として利用しているとのことであるが、未利用状態に近いと思われる。</p>	<p>(主務課 健康福祉部厚政課)</p>	<p>改善途中</p>
<p>今後は各種講習会の会場として、又、BSE(牛海綿状脳症)対応などの緊急会議室として利用したいとのことであるが、現状では2階部分の有効利用には限界がある。 一般への行政財産の使用許可については、部外者の立ち入りが法的に制約されるため、困難であることは理解できるが、現状のまま放置せず、構造的に2階入口を専用にする等により、建物2階部分の有効利用を検討する必要があると考える。</p>	<p>検査室入口の衛生面の管理を徹底した上で、各種行政機関開催の会議等の利用促進を図り、施設の有効活用に努めることとした。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>b 岩国土木建築事務所(玖珂分室)との統合可能性 岩国健福食肉検査課(玖珂分室)及び岩国土木建築事務所(玖珂分室)は隣接しており、一体とした有効利用を検討すべきである。</p>	<p>(主務課 健康福祉部厚政課)</p>	<p>改善途中</p>
<p>岩国健福及び岩国土木の玖珂分室を一体とした有効利用の可能性については、耐震化に併せた施設整備を行う中で、今後検討することとしたい。</p>		
<p>【意見】</p>		
<p>(イ) 岩国土木建築事務所・玖珂分室 (旧玖珂土木事務所) 職員数が大幅に減少しており、旧玖珂土木事務所庁舎(土地を含む)全体で見れば、かなりの低利用・未利用部分が生じているものと思われる。</p>	<p>(主務課 土木建築部監理課)</p>	<p>改善途中</p>
<p>当分室は、岩国健康福祉センター食肉検査課と隣接しており、一体とした有効利用を検討する必要がある。</p>	<p>岩国健福及び岩国土木の玖珂分室を一体とした有効利用の可能性については、耐震化に併せた施設整備を行う中で、今後検討することとしたい。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>(ウ) 旧橘農業改良普及センター(橘支所) 未利用財産として普通財産へ移管するか、あるいは、振興センターで有効利用を図るのか、今後の方針を決める必要がある。</p>	<p>(主務課 農林水産部農林水産政策課) 未利用財産として管財課に報告し、今後の取扱いについて多方面から検討を行うこととする。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(I) 周南総合庁舎</p>		

<p>土地の目的外使用は主に電柱であるが、管財課の台帳（正）が未記載となっている。使用許可の連絡を失念（管財課へ）したことが原因である。なお、管財課の台帳には、当庁舎だけでなく、他にも、更新の月日等が未記入のものが多い。</p>	<p>指摘後、直ちに庁舎管理者から管財課に報告した。 管財課では、毎年定期報告等、実地調査で報告漏れがないかチェックしているが、今後、更に指導を徹底していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>レストランについて新たに募集しても、応募者がいないとのことであるが、レストランに限らず、多岐にわたり検討をする必要がある。又、財産台帳は常に整備しておく必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 <span style="float: right;">総務部税務課</span>）</p> <p>高い評価を得ている厨房施設の有効利用を図るため、飲食業界を中心に商工会議所、授産施設等に働きかけを行ってきたが、数多くの空き店舗を抱える商店街、貸しビルと同様、直ちに入居が期待できる経済情勢にない。 また、指摘後直ちに財産台帳を整備した。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(オ) 山口土木建築事務所阿東分室 （旧阿東土木事務所）</p> <p>旧土木事務所と旧警察署の敷地が隣接しており、併せれば広い土地となる。有効利用を考えると、このことも視野に入れておく必要があると考える。 旧阿東土木事務所職員住宅は、阿東町（当時）へ売却済みである。 施設は、行政機構改革により山口土木建築事務所と統合したため、施設は低利用となっている。 又、隣接する県警察阿東幹部交番（旧阿東警察署）も同様に低利用となっている。 警察施設という特殊性はあるが、施設の総合（統合）利用についても、検討する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 <span style="float: right;">土木建築部監理課</span>）</p> <p>隣接する山口警察署阿東幹部交番（旧阿東警察署）との統合利用については、引き続き警察本部との協議を継続する。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(ク) 山口南総合支援学校（旧松光園）</p> <p>a 高等部産業課実習棟</p> <p>高等部産業課実習棟は利用されているが、老朽化が著しい。今後、生徒が増加する可能性があるとのことであり、大規模修繕等に緊急性はないか検討する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 <span style="float: right;">教育庁教育政策課</span>）</p> <p>生徒数の動向、施設の状況を確認し今後の対応を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>b 体育館解体跡地</p> <p>体育館解体跡地は農場として使用しているが、草刈り等の管理費は予算措置されておらず、職員が対応しているとのことである。しかし、支援学校であり、職員が草刈り等に手をとられ、子供への注意が散漫になると事故の要因になる可能性がある。草刈り等の管理委託費について予算措置等の必要性を検討すべきである。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 <span style="float: right;">教育庁教育政策課</span>）</p> <p>当該地にビニールハウスを建設した結果、草刈りが必要な面積が減少し、子どもへの管理に当たらない職員のみで対応できることとなったため、管理委託費の予算措置の必要がなくなった。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>c 南棟</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 <span style="float: right;">教育庁教育政策課</span>）</p>	

<p>南棟は現在、使用されていないが、現段階での有効利用策はないとのことである。南棟は学校内にあり、仮に解体しても跡地は売却できないため、学校としての有効利用を考える必要がある。</p>	<p>生徒数の動向を踏まえ、今後の有効利用等を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(4) 本庁舎及びその周辺の未利用財産 イ 個別事項</p>		
<p>(ア) 本館棟15階（空き貸室「旧食堂」） 平成21年4月1日より、空室状態である。 県庁を訪れた人へ、食事等を提供する場所としては最高の場所であり、又、県政をアピールするうえからも、大変重要な場用と考えられるので、積極的な売り込みなどを実施する必要がある。</p>	<p>（主務課 総務部給与厚生課） 今後、食堂以外の利用方法も含め、関係課と協議していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(イ) 厚生棟4階（談話室1、教養室4） 使用料の徴収を伴うかどうかに関わらず、設置施設の有効性及び設置施設スペースの適切性を評価するため、利用状況を把握する必要がある。又、過年度についても、利用件数や利用時間の状況は保管しておく必要がある。</p>	<p>（主務課 総務部給与厚生課） 平成21年度以降は利用状況を把握し、保管している。今後、有効性・適切性の評価をしていく。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(ウ) 3階厚生棟（職員総合相談室、健康相談室、理美容室及び歯科診療所等） （本庁舎） 施設の有効性・必要性（意見） 職員総合相談室、健康相談室、理美容室及び歯科診療所等の利用状況については、施設の利用状況を評価する体制になっていないため、施設が設置目的に沿って有効に利用されているか確認できず、有効利用に向けた方策も検討することができない。 又、職員総合相談室、健康相談室、理美容室及び歯科診療所などの施設が、なぜ庁舎内になければならないのか、その理由・必要性等について、説明責任上からも明確にしておく必要がある。</p>	<p>（主務課 総務部給与厚生課） 職員総合相談室及び健康相談室は県の組織として必要な相談業務を行っており、また、年度によって件数の増減があるものの、一定レベル以上の利用状況にあり、有効に活用されている。 理美容室及び歯科診療所等については、主として組合員（県職員）への便宜供与として共済組合の責任の下に設置されているが、今後、利用状況等により適切に評価を行うよう求めていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>検査室スペースの適切性 検査室が大きなスペースを占めていたが、健康診断のときに利用するのみで、基本的に使用されていないと思われる。年数回実施される健康診断のためにスペースが必要かどうか、健康診断を病院で受ける場合との比較等で、説明できるようにしておく必要がある。</p>	<p>（主務課 総務部給与厚生課） 主として健康診断のために設置されたスペースであるが、今後、健康診断実施時以外の利用方法について検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p>		
<p>空きスペースの有効活用 3階の相談室の奥、診療室の横等に空きスペースが見られるが、実際は、雑物入れとして使用されている。有効活用を考える必要がある。</p>	<p>（主務課 総務部給与厚生課） 個人情報等に係る書類の保管場所として、有効活用を行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		

<p>(I) 厚生棟 2 階（旧食堂及び旧職員会館事務室）（本庁舎） 旧食堂 旧食堂は厨房が設置されており、利用が限定されるため、平成19年3月末に食堂業者が撤退して以降、利用されない状態が続いている。 何らかの有効利用を図る必要がある。</p>	<p>（主務課 総務部給与厚生課） 今後、食堂以外の利用方法も含め、関係課と協議していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】 旧職員会館事務室 旧職員会館事務室は、現在、職員会館に対して使用許可されているが、使用状況は物置場である。 旧会館事務室は、条件の良い場所にも関わらず、未利用といっても過言ではない状況であり、もっと積極的に有効利用を図るべきである。</p>	<p>（主務課 総務部給与厚生課） 今後、有効活用について関係課と検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】 空室等 厚生棟 2 階は、県職員以外の者の出入りもかなり有り、県民の財産を活用していないと見る向きも多々あると考えられることから、空室等には「入居者募集」などの広告を張り出すなど、有効活用に向けた姿勢も大切である。</p>	<p>（主務課 総務部給与厚生課） 今後、有効活用について関係課と検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】 (オ) 議会棟 6 階（特別委員会室） 特別委員会室については、議会という性質上、使用頻度に関らず、必要性については理解できる。 従って、特別委員会室の必要性は認めるが、費用対効果の面からも県民に十分説明できるように利用率の一層の向上を図る必要がある。</p>	<p>（主務課 議会事務局） 執行部の利用申込に対して、基本的に受け入れることとして利用率の向上を図っているが、議会棟であり、本会議の期間や特別委員会の間は、貸出の制限を行う必要があるため利用率の向上には至っていない。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】 (5) 知事部局のその他行政財産（土地・建物） イ 個別的事項</p>		
<p>(ア) 港湾施設・新南陽野積場 a 利用状況（意見） 山口県の主要港湾全体の野積場利用率は、平成19年度が57.23%、平成20年度が57.75%、平成21年度が50.10%であり、それから見ると、新南陽野積場の利用率は低いと言える。 新南陽地区野積場については、利用促進の成果は少しずつ出てきているが、今後も継続して有効利用を検討する必要がある。</p>	<p>（主務課 土木建築部監理課） 野積場の利用促進について、今後も検討を行っていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】 b 未利用施設の発生原因等の管理</p>	<p>（主務課 土木建築部監理課）</p>	

<p>今後の新南陽野積場の利用計画（利用率の向上策）としては、10m岸壁背後の野積場について、背後企業の工場拡張等に伴うコンテナ貨物の利用増が見込まれている。</p> <p>新南陽地区野積場は、昭和50年当時の貨物取扱量に見合った利用可能面積となっているため、貨物取扱量が従来に比べ大きく減少している今日において、利用率の大幅な改善は望めないものと思われる。</p> <p>今後、同様の低利用財産の発生を防ぐため、低利用施設が生じた場合は、普通財産台帳等に当初予定の利用ができなくなった時期や理由等を記録し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>港湾施設は普通財産ではないので、低利用施設が生じた時期や理由等について、港湾施設台帳等で一元的に管理を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(イ) 小野田港東沖野積場</p> <p>a 利用状況</p> <p>小野田港には2か所の野積場がある。小野田港全体では67%の利用率（21年6月1日時点）であるが、東沖野積場の利用率は31.9%となっている。</p> <p>又、山口県の主要港湾全体の野積場利用率は、平成21年度6月末時点で50.1%であり、それから見ても、東沖野積場の利用率はかなり低いと言える。</p> <p>東沖野積場については、利用促進の成果は少しずつ出てきているが、今後も継続して有効利用を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 土木建築部監理課)</p> <p>野積場の利用促進について、今後も検討を行っていく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>b 低利用施設の発生原因等の管理</p> <p>東沖野積場は工場地帯から離れており、利用するには不便であることが、低利用の大きな原因と考えられる。</p> <p>東沖の後方にある民間会社も未利用の土地を抱えており、利用率の大幅な改善は望めない状況にある。</p> <p>今後、同様の低利用財産の発生を防ぐため、低利用施設が生じた場合は、普通財産台帳等に当初予定の利用ができなくなった時期や理由等を記録し、管理していく必要があると考える。</p>	<p>(主務課 土木建築部監理課)</p> <p>港湾施設は普通財産ではないので、低利用施設が生じた時期や理由等について、港湾施設台帳等で一元的に管理を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(ウ) 旧消防学校建物（貸室）及び敷地</p> <p>a 未利用財産の判断基準の明確化</p> <p>当該土地が、未利用財産となっていないのは、県庁近くのまとまった土地であり、県は将来行政財産として利用可能と判断しているからと考えられるが、未利用財産であっても行政財産のまま保有するのか、普通財産として処分の対象とするのか、明確な判断基準が無いため、分かり難い仕組みとなっている。</p> <p>行政の透明性を高めるためにも、一定の基準を設けて公表する必要がある。</p>	<p>(主務課 総務部管財課)</p> <p>「未利用財産」とは、行政財産の用途を廃止し、県として他に利活用の見込みのないものと位置づけている。</p> <p>「未利用財産」か否かについては、県の利活用計画に基づき個々に判断されるべきものであり、基準を一律に設定することは困難である。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>b 今後の利用計画</p>	<p>(主務課 総務部管財課)</p>	



<p>平成10年度に「県施設として有効活用する土地」と決定している。その後、旧消防学校敷地建物について、この取り扱いは変更されていない。</p> <p>県の施設等を建設する可能性があるため、行政財産として残しているとのことであるが、将来的な構想や方向性など、ある程度県民に説明できるようなものを作っておく必要があると考える。</p>	<p>将来的な構想や方向性などを明確にしている。</p>	<p>改善途中</p>
<p>【意見】</p> <p>(6) 教職員住宅再編と未利用・低利用財産 ウ 個別的事項</p>		
<p>(ア) 周防大島高校 校長住宅 (旧安下庄高校 校長住宅)</p> <p>利用するためには、校長に限定しないで、教職員や他の部局の職員の入居も可能となるような仕組みをつくり、資産価値の維持を図ると共に、有効活用に努める必要があると考える。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成22年度に教職員住宅再編整備計画の見直しを行い、校長住宅を全廃した。 この校長住宅についても、平成23年4月1日付けで廃止済みであり、今後、売却を検討する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(イ) 周防大島高校 校長住宅 (旧久賀高校 校長住宅)</p> <p>現状において、修繕費等をほとんどかけずに使用できるのであれば、教頭の入居は、有効利用の観点からも良いことだと考える。</p> <p>又、教頭に限らず、一般教職員の入居についても検討する必要がある。しかしながら「いつの日か入居する可能性がある」ということで、いつまでも維持に係る管理費を計上すること無駄であり、計画どおりの処分を検討する必要がある。</p> <p>又、民間への貸し出し等の仕組み等について検討をすることも必要ではないかと考える。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成22年度に教職員住宅再編整備計画の見直しを行い、校長住宅を全廃した。 この校長住宅についても、平成23年4月1日付けで廃止済みであり、今後、売却を検討する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(ウ) 徳山商工高等学校 校長住宅 (旧徳山工業高等学校 校長住宅)</p> <p>旧徳山商業高等学校の校長住宅は、平成14年7月15日に普通財産に分類替えのうえ管財課に所管替えされている。</p> <p>又、徳山商工高等学校(旧徳山工業高等学校)の校長住宅は、老朽化が著しく、快適な生活を考えればいささか疑問がある。</p> <p>古い住宅の再生技術も格段に進歩していることから、このような民間の活力利用などの検討も重要である。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成22年度に教職員住宅再編整備計画の見直しを行い、校長住宅を全廃した。 この校長住宅についても、平成23年4月1日付けで廃止済みであり、今後、売却を検討する。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(カ) 青嶺高等学校 校長住宅 (旧大嶺高等学校 校長住宅)</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	

<p>校長住宅の今後の利用あるいは処分方針は決まっていないが、県での有効活用、美祢市等への譲渡等、売却や解体等も含めて検討することである。</p> <p>しかしながら、他の統廃合のケースでも言えることであるが、統廃合を決定する時点で、統廃合とセットで、財産の利活用や処分の方針等を決めておくべきである。</p>	<p>平成22年度に教職員住宅再編整備計画の見直しを行い、校長住宅を全廃した。</p> <p>この住宅についても、平成23年4月1日付けで廃止済みであり、今後、売却を検討する。</p> <p>なお、廃止財産の有効活用等については統廃合時に決めることが望ましいが、処分の相手方の選定等を含め事前に決めることが現実的に困難な場合が多く、従来どおりの対応とせざるを得ない。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>処分等については今後検討することであるが、当面、緊急雇用対策事業で樹木の伐採等を実施することであるが、樹木は一度切ってしまうと、元に戻すには莫大な時間がかかるし、時間を掛けても戻らない可能性がある。</p> <p>このことから、後の利用方法を十分検討したうえで、あるいは方針が決まった時点で、伐採等は実施する必要があると考える。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成22年度に教職員住宅再編整備計画の見直しを行い、校長住宅を全廃することとした。</p> <p>なお、当該住宅については既に住宅として利用される見込みがなくなっており、廃止が確実であったため、平成21年度に樹木の伐採を実施したものである。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(キ) 周防大島高等学校 教職員住宅 (安下庄(4)「西浦住宅」)</p> <p>進入路も狭く、駐車場もないうえ、建物も老朽化していること、又、防犯上の問題点等を勘案すると、当面は取り壊して更地にし、管財課普通財産として管理することが適当ではないかと考える。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成23年4月1日付をもってこの住宅を廃止済みであり、今後、解体や売却を検討する。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(ク) 周防大島高等学校 教職員住宅 (安下庄(4)「家房住宅」)</p> <p>大島青年の家は、現在管理者制度により管理委託しているが、大島青年の家での利用を検討し、活用できるものであれば、青年の家での利用も考えられる。</p> <p>又、建物の状況が本当に悪いのであれば解体し、当面は更地で管理することも検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成23年4月1日付をもってこの住宅を廃止済みであり、建物は解体する予定で、今後、売却を検討する。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(ケ) 周防大島高等学校 教職員住宅 (教職員久賀(4)住宅「八幡住宅」)</p> <p>海に近いため、一般的な地域の住宅よりは傷みが早く、老朽化もより早く進むと考えられるが、早いうちに補修するなど、入居者の協力も得て、県有財産を有効に、かつ快適に使用するために、管理上のマニュアル等の作成を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>立地等で特殊な事情がある場合は建築の際に勘案しているので、通常の管理で対応が可能である。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(コ) 旧大島職員寮</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	<p>措置済み</p>

<p>大島職員寮は平成8年度において、既に低利用の状況（入居は4戸）であったにも関わらず、何ら対策もされていない。 平成19年2月に教育委員会に所管替えされたが、対応が遅いと言わざるを得ない。</p>	<p>平成19年度に教育委員会へ所管替えを行われ、教職員の利用による利用率向上をは図ってきたが、平成22年度をもって田布施農高大島分校が廃止となったため、不要となった。 平成23年4月1日付けをもってこの住宅を廃止済みであり、今後、売却を検討することとしている。</p>	措置済み
【指摘】		
<p>(サ) 徳山商工高等学校教職員住宅 （下松（1）） 管理している現場としては、取り壊したほうがよいと考えており、現実には、学校が安全上等の管理に困っているのであれば、入居者の協力を仰ぎ、閉鎖等の措置をとる必要がある。</p>	<p>（主務課 教育庁教育政策課） 平成22年度に教職員住宅再編計画の見直しを行い、当該住宅を廃止することとした。 現入居者の退去後に解体を行う予定である。</p>	措置済み
【意見】		
<p>(シ) 校長公舎 このようなことに予算を使うのであれば、居住条件に合致した範囲内で民間住宅を借用させるほうがはるかに良いと考える。 又、現在家賃は33,412円であり、同じ3万円の負担で民間の賃貸住宅を借りるとすれば、住宅手当の支給分を合算すれば、家賃6万円程度の住宅を借りることができる。 校長住宅に入居して、植木の剪定など、庭の手入れ等の手間を考えれば、民間賃貸住宅を希望する校長も多いのではないかと考える。 なお、同じ広さの敷地が公舎の前にあり、有効利用等について知恵を出す必要がある。最終的には売却を検討することも必要である。</p>	<p>（主務課 教育庁教育政策課） 平成22年度に教職員住宅再編整備計画の見直しを行い、校長住宅を全廃した。 この校長住宅についても、平成23年4月1日付けで廃止済みであり、今後、売却を検討する。</p>	措置済み
【意見】		
<p>(セ) 奈古高等学校 教職員住宅奈古（1） 平成24年度以降の解体予定であるが、財政状況によっては、更はずれ込む可能性もある。 それまでの維持管理経費の問題や、解体後の利用方法について、方針を出しておく必要がある。</p>	<p>（主務課 教育庁教育政策課） 平成23年4月1日をもって廃止済みであり、今後、解体し、阿武町へ返還する。</p>	措置済み
【意見】		
<p>(ソ) 奈古高等学校 須佐分校 教職員住宅 奈古（2） 廃止するのか、遠くても存続させるのか、早急に方針を打ち出す必要がある。 存続させるにしても、通勤手当の問題等も勘案して検討する必要がある。</p>	<p>（主務課 教育庁教育政策課） 平成23年4月1日をもって廃止済みであり、今後、売却を検討する。</p>	措置済み
【意見】		
<p>(タ) 青嶺高等学校 教職員住宅（美祢 （2））</p>	<p>（主務課 教育庁教育政策課）</p>	

<p>施設は昭和62年3月建築で、現在入居戸数は1戸であり、有効利用の観点からは、極めて悪い状況である。一家族しか入居がないので、住宅周辺の環境整備は未整備の状況である。</p> <p>教職員住宅再編整備計画は存続となっているが、学校の統廃合を検討する時点において、未利用財産の具体的な利活用・処分方針も含めて決めておく必要がある。</p> <p>市営住宅と隣り合わせており、市への売却や譲渡等についても検討する必要がある。</p>	<p>美祢地域唯一の教職員住宅であり、学校統廃合後も利用者が見込まれることから、今後も教職員住宅として利用する予定である。</p> <p>入居率については、他部局との相互利用を開始しており、また、学校を通じて美祢地域に勤務する教職員に積極的な利用をお願いする等して向上を図っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>(7) 高校統廃合と未利用・低利用財産</p>		
<p>イ 個別的事項</p>		
<p>(ア) 柳井商工高等学校</p>		
<p>(旧柳井商業高等学校のグラウンド及び校舎等)</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	
<p>a 高校統廃合により生じた未利用・低利用財産の有効活用</p>		
<p>旧柳井商業の校舎、校舎棟内庭及び水泳プールは、現時点において全く使用されておらず、有効活用を検討している段階にある。しかし、高校の統廃合は数年前から決まっていたことであり、このような状態になることは十分予想できたはずである。</p> <p>今後、同様のケースにおいて、廃止高校の財産については、統廃合とセットで有効活用又は処分の方針・計画を決める必要がある。</p>	<p>今後の利用について関係部局と連携し、県での有効活用や地元市町等への譲渡や売却、解体等を検討する。</p> <p>なお、廃止財産の有効活用等については統廃合時に決めることが望ましいが、処分の相手方の選定等を含め事前に決めることが現実的に困難な場合が多く、従来どおりの対応とせざるを得ない。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>d 売却処分等の場合の境界確定</p>		
<p>地図混乱地域であり、地権者の隣接同意が必要などはないか質問したところ、現状では把握できておらず、境界立会等の必要な段階で問題が出てくる可能性はあるとのことである。</p> <p>将来、売却方針が決まったときに、境界確定が障害となり長期未利用化する可能性があるため、そのような可能性の有無を早期に把握する必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>現状を調査したが、特に地図混乱地域とは認められなかった。売却の際に境界確定が必要であれば、各機関と協議の上、適切に処理する予定である。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>e 今後の方針・計画</p>		
<p>旧柳井商業高校での利用は主に体育館とグラウンドであるが、山口国体以降の利用は現段階では未定である。利用あるいは処分方針については、「県での有効活用、柳井市等への譲渡等、売却、解体等を検討する」とのことである。</p> <p>しかし、現実には、今後の利用あるいは処分方針・計画は何も決まっていないうに等しく、現在の利用状態に合理性があるかどうか疑問である。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>今後の利用について関係部局と連携し、県での有効活用のほか地元市町等への譲渡や売却、解体等を検討する。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		

<p>(ウ) 徳山商工高等学校  (旧徳山商業高等学校のグラウンド及び校舎等)  a 旧徳山商業高等学校のグラウンド等土地の利活用の検討</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	<p>改善途中</p>
<p>旧徳山商業高校のグラウンドは、現在、陸上競技部だけが利用しており、一部の利用となっている。未利用部分の有効活用について具体的検討はされていないため、当該グラウンドが低利用状態のまま放置される可能性がある。  従って、グラウンドの未利用部分については、このまま放置し荒れ地とするより、一時的でも、利用が可能かどうか検討する必要がある。</p>	<p>管理上支障がない範囲で施設開放による一時的な利用は可能であり、地域を含めての有効活用に努める。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>c 旧徳山商業高等学校の校舎等の建物の利活用の検討</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	<p>改善途中</p>
<p>旧徳山商業高校の校舎は、現時点においては全く使用されていないが、定時制での利用も検討されているとのことである。  しかし、高等学校の統廃合は数年前から決まっていたことであり、このような状態になることは十分予想できたはずであるから、校舎の有効活用の検討時期が遅いと言える。  今後、高校の再編整備計画を第二次、第三次と策定検討するときは、廃校となった学校のグラウンドや校舎、体育館等の有効利用も併せて考えるべきである。</p>	<p>今後の利用について関係部局と連携し、県での有効活用や地元市町等への譲渡や売却、解体等を検討する。  なお、廃止財産の有効活用等については統廃合時に決めることが望ましいが、処分の相手方の選定等を含め事前に決めることが現実的に困難な場合が多く、従来どおりの対応とせざるを得ない。</p>	
<p>【意見】</p>		
<p>e 今後の方針・計画  旧徳山商業高校での利用は、主にグラウンドであるが、現実には、今後の利用あるいは処分方針は何も決まっていないのと同じであり、現状の利用状態に合理性があるかどうか疑問がある。  管理棟の一部については、国体関係物品の保管場所として利用しているが、旧校内では、部活のため、かなりの生徒が活動しており、交通事故や盗難等とはもとより、建物の窓ガラスの破損など、財産の管理については十分な対策を講じる必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	<p>改善途中</p>
<p>今後の利用について関係部局と連携し、県での有効活用のほか地元市町等への譲渡や売却、解体等を検討する。  なお、管理棟については機械警備をかけて生徒の立ち入りを禁じているほか、破損箇所等があれば速やかに修繕するなど適切な管理がなされている。</p>		
<p>【意見】</p>		
<p>(オ) 青嶺高等学校  (旧大嶺高等学校のグラウンド及び校舎等)  a 旧大嶺高校のグラウンド等の利活用検討</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p>	

<p>旧大嶺高校のグラウンドは、体育施設開放による利用が年に数回程度あるだけである。グラウンドは周囲をフェンスで囲まれており、ラグビーや陸上等の学校部活動や社会人スポーツ団体等の活用が可能である。</p> <p>従って、グラウンドについては、放置して荒地とするより、一時的にでも、何らかの利用が可能かどうか検討する必要がある。</p>	<p>管理上支障がない範囲で施設開放による一時的な利用は可能であり、地元中学校の部活動に開放するなど地域を含めての有効活用に努めている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>e 今後の方針・計画 グラウンドや校舎の、今後の取扱方針としては、県での有効活用、美祢市等への譲渡、売却、解体等を検討することとであり、具体的な利用方法や処分方針は何も決まっていない。</p> <p>高等学校の統廃合とセットで未利用財産の利活用・処分方針を決めておくべきであり、未利用財産が生じることは、統廃合を打ち出した段階で、十分予想できることである。</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課 ) 今後の利用について関係部局と連携し、県での有効活用や地元市町等への譲渡や売却、解体等を検討する。</p> <p>なお、廃止財産の有効活用等については統廃合時に決めることが望ましいが、処分の相手方の選定等を含め事前に決めることが現実的に困難な場合が多く、従来どおりの対応とせざるを得ない。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>(8) 警察職員住宅 ウ 個別的事項</p>		
<p>(ア) 柳井警察署 署長公舎 (旧平生警察署 署長公舎)</p> <p>幹部交番があり、警察官が常駐しているが、時々破損の進行状況や新たな破損箇所の確認などのため、巡回管理が必要である。</p>	<p>(主務課 警察本部会計課 )</p> <p>未利用・低利用施設の巡回点検及び梅雨や台風による施設被害防止対策を実施し、平成23年3月、職員住宅再編整備計画により、当該署長公舎を解体した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>(イ) 柳井警察署 署長公舎 (旧大島署長公舎)</p> <p>破損の進行状況や新たな破損箇所の確認などのため、定期的な巡回管理が必要である。</p>	<p>(主務課 警察本部会計課 )</p> <p>平成22年度から毎月1回、定期的に未利用・低利用施設の巡回点検を行うとともに、梅雨や台風時における施設被害防止対策を実施することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>(ウ) 柳井警察署 大屋待機宿舎(K1)</p> <p>警察署等の統廃合計画に基づき、宿舎等の全体的な見直しを図り、それにより対応を決定する必要がある。</p>	<p>(主務課 警察本部会計課 )</p> <p>柳井警察署管内の職員宿舎需要を勘案し、平成23年3月入居者退去により閉鎖を決定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>(エ) 柳井警察署 待機宿舎</p> <p>警察署等の統廃合計画に基づき、宿舎等の全体的な見直しを図る必要もある。</p>	<p>(主務課 警察本部会計課 )</p> <p>警察署再編整備に伴い、柳井警察署管内における職員宿舎の必要戸数について見直しを行い、平成21年4月から平成23年4月までの間に計15戸を閉鎖・解体している。</p> <p>これにより、平成21年4月の入居率は約55%であったが、平成23年4月には約91%に改善した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>(オ) 柳井警察署 待機宿舎 (旧大島警察署 待機宿舎K1)</p>	<p>(主務課 警察本部会計課 )</p>	

<p>耐震診断結果に基づき、対応する必要がある。</p>	<p>当該宿舎は、昭和61年3月に新築され、新建築基準法適用（昭和56年7月以降建築物）による耐震対応施設である。          なお、平成23年4月から警察職員及び知事部局職員が混在して居住する相互利用（試行）を実施しており、部局を超えた職員宿舎の有効活用を図っている。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】          (カ) 竜宮待機宿舎（山口南警察署）          売却には支障はなく、低利用のまま保有し続けるよりも、更地にして売却を検討することも必要である。</p>	<p>（主務課 警察本部会計課）          施設の老朽化等に伴い、平成22年度に職員住宅再編整備計画に盛り込み、現入居者の退去を待って建物を閉鎖・解体し、跡地を売却することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】          (キ) 山口警察署 署長公舎          老朽化が著しく、特に電気配線に問題があるとのことであるが、火災等の原因にもなるので、廃止のうえ、電気の完全遮断等、管理には十分注意を払う必要がある。          又、入居者がいなくなる前年に外壁の塗装工事等を実施しているが、外壁の崩落の危険性等を回避するための工事であれば、通常の管理に加え、定期的に巡回し、危険性の事前察知等に努める必要がある。</p>	<p>（主務課 警察本部会計課）          施設の老朽化等に伴い、平成23年3月に公舎を解体した。          なお、跡地は警察署来庁者駐車場として活用している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】          (ク) 警察本部 法泉寺宿舎（K1）          閉鎖は決定されているが、その後の利用方針等は不明とのことである。未利用化が長期化すると保有コストの負担がかかるため、閉鎖と同時に利用方針も決めておく必要がある</p>	<p>（主務課 警察本部会計課）          平成20年度策定の職員住宅再編整備計画に盛り込み、現入居者の退去を待って宿舎を閉鎖・解体する予定であり、跡地は、同一敷地内にある職員宿舎の駐車場として活用することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】          (カ) 警察本部 法泉寺宿舎（K9）          K1については、立地場所にも問題があり、すぐ後ろに山を背負っているため、湿気が多く、日照時間も短くなかなか乾燥しない条件を備えている。          県民の安全と財産を守る警察官が、英気を養える場所を提供するためにも、建築場所については十分な検討が必要である。</p>	<p>（主務課 警察本部会計課）          厳しい財政状況から新たな職員宿舎建設が望めない状況下において、貴重なご意見とさせていただきます。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】          (ス) 萩警察署江崎待機宿舎K1          現在萩市と進められている協議の結果を待つこととなるが、いずれにしても、未利用財産と決定した以上、行政財産から普通財産への移管手続を早くとる必要がある。</p>	<p>（主務課 警察本部会計課）          平成23年3月に萩市へ建物付き土地を売却処分した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】          (ソ) 下関警察署 綾羅木待機宿舎（K6、K7）</p>	<p>（主務課 警察本部会計課）</p>	<p>措置済み</p>

<p>通常の管理だけでなく、完全に閉鎖されていることから、定期的に巡回をし、外観に異常はないか、出入口等の施錠はどうか等、注意深い管理をする必要がある。</p> <p>又、行政財産として必要がなくなっている以上、早期に普通財産へ移管する必要がある。</p>	<p>平成21年12月、敷地周囲に防護鉄線及び宿舍出入口等に防護板（コンパネ）を設置するなどの防護対策を施し、勤務を通じた立ち寄り、警戒を実施している。</p> <p>職員宿舍再編整備計画により、平成23年度での宿舍解体を予定している。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(タ) 下関警察署 綾羅木独身寮（K8）</p> <p>通常の管理だけでなく、完全に閉鎖されていることから、定期的に巡回をし、外観に異常はないか、出入口等の施錠はどうかなど、注意深い管理をする必要がある。</p> <p>又、行政財産として必要がなくなっている以上、早期に普通財産へ移管する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 警察本部会計課）</p> <p>平成21年12月、敷地周囲に防護鉄線及び宿舍出入口等に防護板（コンパネ）を設置するなどの防護対策を施し、勤務を通じた立ち寄り、警戒を実施している。</p> <p>職員宿舍再編整備計画により、平成23年度での宿舍解体を予定している。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(チ) 下関警察署 山の田警察官待機宿舍（P1）</p> <p>入居人数が少ないことから、署においても時々巡回をし、外観に異常はないか、空室の出入口等の施錠はどうか等、注意を払う必要がある。</p> <p>又、特殊な業務に携わっている警察官の、住環境の整備は最も大切なことである。</p> <p>警察職員の意気の昂揚のためにも、宿舍について対策が急がれる。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 警察本部会計課）</p> <p>施設の老朽化が著しいことにより、毎月、施設担当者による目視点検を実施している。</p> <p>平成22年度に職員住宅再編整備計画に盛り込み、入居者退去を待って閉鎖・解体することとしている。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(9) 警察署再編と未利用・低利用施設</p> <p>ウ 共通的事項</p> <p>a 維持管理への対応</p> <p>岩国西幹部交番に限ったことではないが、周辺の環境整備、例えば樹木の剪定や草取りなど、職員が時間外に実施している状況である。勤務時間内に維持管理を行わないと、万が一事故等が起きた場合、業務上の事故とはみなされない可能性がある。</p> <p>必要な維持管理を業務として行えるように、予算措置する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 警察本部会計課）</p> <p>幹部交番は旧警察署を流用しているため敷地が広く、樹木管理を交番勤務員で対応することは困難なため平成21・22年度の予算で高木等を伐採し、将来の財政負担及び業務負担の軽減を図った。</p>	措置済み
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>b 施設の有効利用</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 警察本部会計課）</p>	



警察署の統廃合に伴い生じた低利用・未利用の幹部交番について、どのような有効利用を図るか、全体的な見直しを行い、対応（方針）を打ち出す必要がある。

各署で有効利用について方策を検討するのもいいが、県警本部が中心となって調査検討を実施することが重要ではないかと考える。

県有財産の有効活用の観点からは、現場だけでの対応には限界がある。

特に、警察署として使用していた建物を、交番にした場合などは、現場には大きな戸惑いがあるはずである。

利用方法については、現場の考え方、見方を十分踏まえて、有効利用の方針を打ち出す必要がある。

又、地域の実情に一番詳しい現場からは、積極的な提言等を挙げていくべきである。

#### 【意見】

### 工 個別的事項

#### (ア) 山口警察署 阿東幹部交番 (旧阿東警察署)

警察署の統廃合に伴い生じた低利用・未利用の幹部交番について、どのような有効利用を図るか全体的な見直しを図り、対応を決定する必要がある。

幹部交番については、未利用・低利用部分がかなりあるが、警察施設という特殊性を前提に、どのような有効利用を図るのか、県警察としての考え方をまとめる必要がある。

ここで、隣接する山口土木建築事務所阿東分室も組織再編により低利用となっており、警察施設という特殊性はあるが、施設の統合利用についても検討する必要があるのではないかと。

#### 【意見】

#### (イ) 山陽小野田警察署 厚狭幹部交番 (旧厚狭警察署)

警察署の統廃合に伴い生じた低利用・未利用の幹部交番について、どのような有効利用を図るか全体的な見直し、統一した対応をする必要がある。

幹部交番については、未利用・低利用部分がありと考えるが、警察施設という特殊性を前提に、どのような有効利用を図るのか、県警察としての考え方をまとめる必要がある。

特に、厚狭幹部交番は、殆ど毎日、道場を開放しており、幹部交番においては、警察の特殊性という理由は根拠に乏しいので、再度、有効利用についての検討をする必要がある。

#### 【意見】

#### (ウ) 萩警察署 江崎幹部交番

平成22年7月、関係警察署に対する幹部交番の利用状況及び警察本部各所属に対する低利用・未利用の幹部交番の利活用方を調査するとともに、幹部交番の有効利用に向けた部内検討を実施しており、今後、有効利用の方針を決定することとしている。

改善途中

(主務課 警察本部会計課)

これまでの運転免許講習・各種協議会場及び物品倉庫、取調室等としての利用に加え、平成22年4月から一部空き室を通信機材倉庫として利用している。

隣接する防府土木建築事務所阿東分室との統合利用については、引き続き土木建築部との協議を継続する。

改善途中

(主務課 警察本部会計課)

これまでの運転免許講習会場・各種協議会場としての利用に加え、平成22年4月から一部空き室を庁用物品倉庫として利用している。

改善途中

(主務課 警察本部会計課)

<p>警察署の統廃合に伴い生じた低利用・未利用の幹部交番について、どのような有効利用を図るか、全体的な見直しにより対応を決定する必要がある。</p>	<p>これまでの運転免許講習会場・各種協議会場及び物品倉庫等としての利用に加え、その他用途による利用も検討したが、新たな利用拡大には至っていない。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(I) 下関警察署 海峡交番「下関警察署分庁舎」(旧水上警察署)</p> <p>空きスペースについて、有効利用を検討する必要がある。 例えば、県の他部署の利用あるいは民間への貸付等、幅広い検討が必要である。</p>	<p>(主務課 警察本部会計課)</p> <p>これまでの本部直轄隊事務所及び本部主管課分室としての利用に加え、平成23年6月から本署地域部門の1係を同交番に移し、下関警察署分庁舎として有効利用している。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(オ) 長府警察署 豊田幹部交番 (旧豊田警察署)</p> <p>警察署の統廃合に伴い生じた低利用・未利用の幹部交番について、どのような有効利用を図るか全体的な見直しを図り、対応を決定する必要がある。 又、幹部交番により、未利用財産(低利用財産)の目的外使用等に対する考え方がそれぞれであり、早急に統一したものを出す必要がある。</p>	<p>(主務課 警察本部会計課)</p> <p>これまでの運転免許講習会場及び物品倉庫、文書庫等としての利用に加え、平成22年4月から一部空き室を大規模事件捜査会議室として利用している。 平成22年6月、幹部交番を含む警察施設における目的外使用の適正な取扱いについて指示、徹底した。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>5 公有財産(土地・建物)管理に関する過年度包括外部監査の是正措置の状況</p>		
<p>(3) 措置状況が「改善途中」と判定されているもの(個別事項)</p>		
<p>ア 山口県土地開発公社(平成11年度)</p>		
<p>(ア) 阿知須干拓地(きらら浜)(長期未利用土地)のチャレンジゾーンの利用方法</p>	<p>(主務課 土木建築部監理課)</p>	
<p>指摘に対する措置内容に掲げられているように、「具体的な開発計画」は作成され、利用方法は決定されたが、これらに基づく処理(売却等)が全くできていない。 平成22年に新たな利用計画を策定することであるが、これまでのように「売却」を基本とした計画であれば、これまでと同じ状況の打開には繋がらないと考える。 県は今日的な経済状況を踏まえたうえで、「全国植樹祭」や「世界ジャンボリー」の開催状況を加味しながら、総合的な視点に立ち、新たな計画を策定し、積極的な利活用を促進するという措置を講じるとされているが、実現可能な計画を策定し、県の財産を有効に活用する必要がある。</p>	<p>未利用地141haについて、平成23年度中に県が山口県土地開発公社から取得予定であり、その後の利用計画等は以下のとおり。 公園エリア(48ha)については、植樹祭・日本ジャンボリー・世界スカウトジャンボリーの開催に支障がないよう防災公園の整備を進めていく。 その他のエリア(93ha)については、日本ジャンボリー・世界スカウトジャンボリーの開催に向け整備を行うとともに、適切に維持管理を行う。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>(イ) ひかりソフトパーク及び下松物流団地 ひかりソフトパークについては、産業団地の分譲を取り巻く環境が厳しい中ではあるが、未措置事項について、いつまでに、どのような方向で対応するのか等を明示し、それに向けて努力すべきである。</p>	<p>(主務課 土木建築部監理課)</p> <p>山口県土地開発公社の平成24年3月末の廃止に向け、平成23年度に庁内に新たに設置した「公社資産売却推進室」を中心に、企業訪問活動や交通広告等の情報発信、各種展示会への出展等を内容とする「産業団地分譲促進キャンペーン」を展開し、産業団地の売却に全力で取り組んでいる。</p>	<p>改善途中</p>

<p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>イ 山口県住宅供給公社（平成12年度）</p> <p>(ア) 分譲宅地（開出西、綾羅木新町、華城）の早期売却</p> <p>保有コストの負担増加を考えると、分譲価格の見直しを検討する必要がある。又、住宅メーカーとの連携やメーカーへの一括販売など、多方面からの見直しや、職員個々からのアイデアなどの掘り起こし等、「指摘」に対し全職員一丸となって取り組む必要がある。</p> <p>さらに、平成21年3月に策定された「新・県政集中改革」の「公社改革（取組方針28“宅地分譲地の販売促進）」を基に、「山口県住宅供給公社改革実行計画」に示された販売方式の水平展開等を図り、長期未分譲土地を処分する必要がある。</p>	<p style="text-align: right;">（主務課 土木建築部住宅課）</p> <p>住宅供給公社の分譲宅地については、平成21年3月に策定した「新・県政集中改革プラン」に基づき、販売促進に向けた取組を積極的に進めている。</p> <p>また、平成24年3月末の公社廃止までに完売を可能な限り目指すこととし、本年度新たに「公社資産売却推進室」を設置し、公社とともに分譲宅地の売却に積極的に取り組んでいる。</p>	<p style="text-align: right;">改善途中</p>
<p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(イ) 愛宕山地域開発事業について</p> <p>愛宕山地域開発事業の廃止が決定され、「処分方針」に基づき処分するとされているが、米軍再編に係る政府の動向を注視しつつ、可能な限り新たなコスト等が発生しないよう対処すべきである。</p>	<p style="text-align: right;">（主務課 総務部岩国基地対策室）</p> <p>愛宕山開発用地の処分については、平成23年度末の公社廃止を前提に、赤字解消の観点からは踏まえつつ、地元岩国市の意向を尊重することを基本に、米軍再編に係る国の動向等も見極めながら適切に対処していくこととしている。</p>	<p style="text-align: right;">改善途中</p>
<p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>ウ 企業局（平成13年度）</p> <p>(ア) 建設休止中の建設利息の処理（工業用水事業）</p> <p>そもそも未稼働割合部分の建設利息（給水開始以降の建設利息）を、建設仮勘定（資産）に計上せずに費用処理することは、制度改正がされない限り無理であり、措置できないと言うやむを得ない事情があることを具体的に説明すべきである。</p> <p>なお、未稼働割合部分の建設利息の処理については、現在、総務省において、地方公営企業会計制度等の見直しが検討されており、建設仮勘定に係る取り扱いについて注視しているとのことである。</p>	<p style="text-align: right;">（主務課 企業局総務課）</p> <p>建設仮勘定への資産計上は、収益費用対応の原則により、現行法制度上やむを得ない取扱いである。</p> <p>工業用水においては、工業用水道事業法の規定をもって、給水能力を定めなければならないとされており、休止分については、国の承認を得て一部休止している。</p> <p>建設仮勘定の精算については、工業用水道事業法に規定される「給水能力等の変更」または事業の「廃止」をする所定の手続きを行わない限りできないため、現状での建設利息のみの費用処理は困難である。</p> <p>なお、現在、地方公営企業会計制度の見直しが検討されており、その状況を注視しているところである。</p>	<p style="text-align: right;">改善途中</p>
<p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(イ) 工事完成と建設仮勘定（工業用水事業）</p>	<p style="text-align: right;">（主務課 企業局総務課）</p>	

会計的には、施設が完成し稼働しうる状態にある休止施設の減価償却費は、発生した費用として損益に計上しなければならず、水源施設の工事が完成していれば、稼働していなくても固定資産に振り替えることになる。

ただ、工業用水道事業はその性格上、水源施設と配水施設の両方が完成して初めて、特定企業に対して給水可能となり、給水料金の算定根拠となり得るという考えがあること、又、水源施設完了段階での建設仮勘定への資産計上は、全国の自治体において例外なく同じ処理がなされている。従って、実態的に、建設仮勘定への資産計上が現行法制度上やむを得ないというのは理解できる。

しかし、建設仮勘定へ集計された原価を将来の給水料金の収入で回収できない状況にあることから、減損会計の導入を検討し、未稼働施設に対応する原価を建設仮勘定から損失に振り替える必要がある。

【意見】

(ウ) 小瀬川第2期工業用水道における弥栄ダム水源施設

過去の監査意見の趣旨は、先行水源取得分と建設休止分との違いが明確に開示されていないことから、弥栄ダム水源施設が将来の用水需要に備えた先行水源であることを正しく情報開示し、保有することの必要性を示すというものである。

しかし、県が示した措置状況の内容は、弥栄ダム水源施設の利活用方法についての説明であり、外部監査結果の趣旨に沿った未措置理由が説明されていない。

この点については、現時点では、制度上、建設仮勘定に計上する方法しかないが、「企業局概要」（ホームページ上も公開）においては、先行水源取得分と建設休止分との違いについてわかりやすい説明を加えるよう努力しているとのことである。従って、この内容を未措置の理由として説明する必要があった。

【意見】

(I) 小瀬川第2期工業用水道における弥栄ダム水源に係る企業債の償還等

県が実施してきた措置への取り組みとして、先行水源に係る政府要望が行われている。それも必要ではあるが、より重要な県民への説明責任が十分果たされていないと思われる。

弥栄ダム水源の具体的用途が長期間決まらないこと、又、弥栄ダム水源施設に係る企業債の償還等を行うためには、一般会計からの借り入れ、つまり県の財政負担が必要であることについて、県民の理解を得るための合理的説明を行う必要がある。

【意見】

工 土木建築部（平成14年度）

現在、地方公営企業会計制度の見直しが検討されており、その状況を注視するとともに、建設仮勘定についても適切に対処することとしたい。

改善途中

（主務課 企業局総務課）

弥栄ダム水源施設は、県東部地域における地域産業発展のための貴重な資源であることから、この利活用方法については、関係部局で構成する水資源対策推進協議会において、県全体の課題として検討を行っているところである。

なお、現状では、制度上、建設仮勘定に計上する方法しかないが、「企業局概要」（ホームページ上も公開）においては、先行水源取得分と建設休止分との違いについてわかりやすい説明を加えるよう努力している。

改善途中

（主務課 企業局総務課）

弥栄ダム水源施設は県東部地域における工業用水を含めた県全体の貴重な資源であることから、その償還財源については一般会計からの借入れで行っている。

この県の財政負担については、今後とも、県民の理解が得られるよう努力するとともに、県全体の課題としてあり方を検討し、併せて、本企业債の償還等に対する国の財政措置が早期に実現するよう、関係機関を通じて要望しているところである。

改善途中

(ア) 過年度取得用地の未登記物件の解消  
未登記となっている経緯には、いろいろなケースがあり、登記の困難性は理解できる。予算的な制約の中で新規未登記の発生防止を最優先するのは、未登記に起因する問題が特に想定できない現状においては、やむを得ない対応であり、合理的理由があると考えられる。  
しかし、未登記のまま長期間放置しておくことは、公有財産の管理上良いとは言えない。

(主務課 土木建築部監理課)  
予算措置の範囲内で登記可能なものについて、今後も引き続き未登記の解消を図っていく。

改善途中

【意見】

オ 青少年教育施設（平成15年度）

(1) 進捗状況の問題点及び改善案  
青少年教育施設については、利用率アップと管理運営コスト削減を検討する必要があるとの外部監査の「意見」に対して、指定管理者の導入等一定の取り組みがなされている。しかし、何をもって措置とみなすのか具体的課題が示されていないため、未措置にしている理由が不明である。措置の期限もないため、このまま未措置のまま時間だけが経過していく可能性がある。  
ゆとり教育が方向転換され、このような施設を利用した教育はますます縮小されていくものと思慮される。こうした状況の中、運営は困難な状況になっていくと思われるが、青少年教育の一翼を担っていることを忘れず、職員の研修、よりよい教育プログラムの開発に努めると共に、安全に最大限配慮したうえでコストの削減にも努める必要がある。  
従って、指定管理者導入施設及び直営施設（十種ヶ峰青少年野外活動センター）の利用率、管理運営コスト及び教育効果等について、措置基準を具体化する必要がある。

(主務課 教育庁社会教育・文化財課)  
利用率の向上と管理運営コストの削減のため、施設の再編（集約による重点化）を行うこととし、平成22年度末をもって2施設、平成23年度末をもって1施設計3施設（74）を廃止する。  
この効果として、平成23年4月～平成23年6月の利用率が対前年を上回り、管理運営費についても、2施設分が純減となっている。  
従来より職員の研修、よりよい教育プログラムの開発についても恒常的に努めており、安全にも最大限配慮した運営を行っている。

措置済み

【意見】

カ 県立高等学校（平成17年度）

(ア) 校長住宅の原則廃止方向での検討  
校長住宅の廃止については、対象とする住宅の検討をさらに進めるとのことであるが、いつまでに、どのような方向で行うのが明確に示す必要があると考える。

(主務課 教育庁教育政策課)  
平成22年度に教職員住宅再編整備計画の見直しを行い、校長住宅を全廃した。

措置済み

【意見】

(1) 教職員住宅の使用料算定

(主務課 教育庁教育政策課)

住宅家賃の計算基準は国に準拠しているとのことであるが、県の基本的考えを質問したところ、地域のルール、制度、政策等を自ら生み出していく思考を強める必要があるとの認識である。

しかし、平成17年度の外部監査で意見を受けてから現時点まで、教職員住宅使用料について県独自の算定基準を設けるかどうか、具体的検討は行われていない。検討のための協議をしていない現状では、問題があるのかないのかも不明なままであり、検討協議に期限を設けて、県の考えを早期に示す必要がある。

具体的には、国に準拠している現状に問題点があればそれを分析し、県独自の基準を作成し、反対に、国への準拠に問題がなければその理由を説明し、従来どおりの使用料算定を継続することを表明する必要がある。

【意見】

キ 県立山口図書館（平成17年度）

(1) 旧視聴覚センター事務室の利用計画

未措置の理由が不明確である。措置しようとしている内容を具体的に示し、期限を設ける必要がある。なお、現状、点字図書館が利用している場所面積は、旧視聴覚センター事務室の約50%に相当し、又、文書館の利用場所面積は、教材室（事務室隣）をフィルム保管場所として約25%利用しているとのことである。そうであれば、書庫等への転用だけではなく、現状使用している点字図書館及び文書館の利活用も検討する必要があると考える。

【意見】

ク 県立美術館（平成17年度）

(ア) 未利用施設である旧喫茶室の活用方法

パークロード周辺の人通りや駐車場がない状況から、喫茶室として設置されているものの利益は見込めず、喫茶店業者への誘致の取り組みは困難であったという県の説明は理解できる。ただ、10年の間に、喫茶以外での活用方法を考えなかったのか疑問が残る。又、ボランティアの控室としての活用については、ボランティアや利用者からの意見を聴取して決めるという方針だけの決定である。

利用の検討だけに時間が消費され、旧喫茶室の未利用状態が放置されないよう、具体的な活用方法及び時期を明確に示す必要があると考える。

【意見】

(イ) 未利用施設である旧窯業場の活用方法

福利厚生や入居率向上の観点から独自の使用料算定基準の策定の是非を検討する。

改善途中

（主務課 教育庁社会教育・文化財課）  
検討した結果、旧教材室は移動式書架を備えた書庫として改修し、有効活用を図ることとした。

措置済み

（主務課 環境生活部文化振興課）  
喫茶以外にボランティア控え室への転用等による活用について検討したが、屋外の独立した施設であり、施錠等の管理上の課題があること、ボランティアの活動日が限定されていることから、控え室としての転用が困難であり、未利用が長期化した。  
このため、美術館の利用者及びパークロード周辺の通行者が利用できるカフェ・レストランとして利用が可能な整備を行うこととした。

措置済み

（主務課 環境生活部文化振興課）

<p>旧窯業場の廃止理由を改めて吟味したが、元々県立美術館にあった陶芸の収蔵品も萩美術館・浦上記念館に移動しており、又、陶芸専門学芸員も萩美術館・浦上記念館にしかない状況にあり、旧窯業場の廃止はやむを得ないと判断する。ただ、旧窯業場の未利用状態が長期化しており、今後の倉庫、会議室等の利用検討については、期限を定める必要があると考える。</p>	<p>すでに陶芸関係施設の役割を終えていること、美術館として倉庫が不足していることから、県立美術館の屋外倉庫として活用することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(ウ) 講座室の利用促進策 「幅広い美術鑑賞のなお一層の拡大、掘り起こし」に向けた具体的な取り組みがされているが、「措置済み」判定されていない理由が、措置内容が不十分なのか、措置効果がないのか不明である。「改善途中」の判定の場合には、その理由を具体的に示すと共に、問題解決の期限を設ける必要がある。</p>	<p>平成23年度に人事課で措置状況の判定基準・記載要領を定め、「改善途中」とする場合は、直ちに措置できない理由を記載するとともに、3年以内に措置するよう努めるよう周知した。 なお、指定管理業務の導入に際し、講座室については利用料金制を導入した。 これにより、指定管理者が美術館の運営方針を踏まえ、講座室の利用促進を図ることとされ、美術関連行事に連動した講座やワークショップの開催、定期的な講座を開催して利用促進に取り組んでいる。 また、企画展開催中の託児室として活用することにより、美術館利用者の利便性向上の一助としている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>ケ 試験研究機関（平成18年度） (ア) 産業技術センターの未利用土地 将来研究等の増築可能性があるという理由だけで、現在の実験用地使用が継続されると、未利用状態が放置される可能性がある。従って、利活用する期限を設け、それを過ぎたときに将来の利活用を見直し、売却することも検討の一つとする必要がある。</p>	<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(主務課 商工労働部新産業振興課) 産業技術センターでは、中長期的な戦略と工程を示した技術戦略「ロードマップ」を平成23年3月に策定した。 これに基づき、平成23年度からは新エネルギー・省エネルギー関連の研究に取り組んでいる。 平成23年度末には、庁舎南側の未利用土地にその実証実験のための設備・機器の設置を予定している。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>コ 農業試験場 近隣の農業者等からの購入や借り上げの希望者が現れないため、現状管理のままとなっているのであれば、将来の行政財産としての使用が予定されていないことになる。実際、当該未利用土地については、平成11年度に「未利用財産」として管財課に報告されている。従って、当該未利用土地については、売却の可能性が現実的になってからではなく、直ちに行政財産から普通財産に区分替えする必要がある。</p>	<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(主務課 農林水産部農業振興課) 平成22年度において普通財産に区分替えを行った。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>サ 農業試験場</p>	<p>(主務課 農林水産部農業振興課)</p>	<p></p>

<p>解体費用の問題は理解できるが、老朽化が著しく、台風等での倒壊等による近隣への被害の発生も危惧されるので、普通財産へ移管し、早急に売却を検討することが望まれる。</p> <p>なお、当該公舎については、平成22年3月末までに解体することになったとのことである。</p>	<p>分場長公舎1棟、職員公舎2棟については、平成22年3月に解体し、現在は育苗施設として活用している。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>シ 林業指導センター</p> <p>ただ、倒壊等による被害の発生も危惧されるので、早期での対応が望まれる。又、このまま放置しておくことは、景観上からも問題があると考え。大きな経費をかけることなく少し手を加えることで、他に活用できないか真剣に検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p> <p>検討した結果、解体費用として170万円程度かかる見込みであり、現在の財政状況では予算措置が困難と思料される。指摘を受け、他に活用できないか検討を行ったが、転用は困難である。</p> <p>なお、現在、建物に倒壊の危険性は低いとみられ、仮に倒壊しても、立地環境からみて、周辺に被害を及ぼすことは考えられない。</p> <p>また、定期的に建物周辺の除草を実施しており、景観を損ねないよう対応している。</p> <p>このような点から、これらの未利用建物が残ったままでも、管理運営上支障をきたす状況にないことから、当面現状維持することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>ス 水産研究センター</p> <p>(ア) 場長公舎及び職員公舎2棟</p> <p>建物・土地の維持管理には最低でも火災保険料及び市町村交付金といった維持費がかかる。ちなみに、平成15年度から21年度までの最近7年間の維持費(火災保険料及び市町村交付金合計)は、下表のとおり、1,165千円となり、年間平均で約166千円の維持費が発生している。入居者がいなくなった平成5年度から21年度までの17年間の維持費は、最低でも2,822千円(17年×166千円)と見積もることができ、低く見積もっても、解体撤去費用約6,000千円の半分に相当する維持費が未利用土地・建物について生じている。</p> <p>従って、保有コストも意識して早期に建物解体し土地を売却処分すべきである。</p>	<p>(主務課 農林水産部水産振興課)</p> <p>解体撤去売払については、指摘どおり早期に行えるよう、関係課と協議を進めたい。</p> <p>なお、火災保険については入居分のみ加入しており、退去した公舎については年度末の調査において対象から除外している。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>セ 直営施設(平成19年度)</p> <p>(ア) 松光園みのり棟</p> <p>予算的に解体できず、現状管理はやむを得ないが、早期での解体が望まれる。老朽化が著しいため、子供や関係者以外は立ち入りを規制するなど、管理には万全を期す必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(イ) きらら博記念公園</p>	<p>(主務課 教育庁教育政策課)</p> <p>平成20年度に山口南総合支援学校に移管済みであり、今後山口南総合支援学校において対応方針を検討する。</p>	<p>改善途中</p>



<p>効率的な管理・運営方法が今後確実に検討されるように、未措置の理由又は措置の基準を具体的に示し、措置に向けた検討期間に期限を設けるべきである。</p>	<p>平成23年度に人事課で措置状況の判定基準・記載要領を定め、「改善途中」とする場合は、直ちに措置できない理由を記載するとともに、3年以内に措置するよう努めるよう周知した。</p> <p>きらら博記念公園は、平成27年に世界スカウトジャンボリーの開催を予定しており、公園施設の利用調整や会場の基盤整備、関係部局との調整等の必要性等を踏まえ、適正な管理手法について引き続き検討していく。</p>	<p>改善途中</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(3) 措置状況が「措置済み」と判定されているもの（個別事項）</p> <p>ア 山口県土地開発公社（平成11年度）</p> <p>(1) 土地売却原価及び収益の適正な計上</p> <p>今後同様のケースでは、措置実行の確実性及び措置内容の継続性を確保するため、土地原価の按分基準について規程等を定める必要がある。規定が定められた時点で、「措置済み」とすべきである。</p> <p>なお、処理基準の変更のように是正措置に長期間の検討を要しないものは、措置効果を上げるため、1年以内に措置することを原則とすべきである。</p>	<p>当該案件については、方針協議等の資料や決裁文書を保管しており、今後、類似のケースが生じた場合でも、同様の基準で処理を行う体制が確保されている。</p> <p>軽易な指摘に対し、措置を速やかに行うべきとの指摘については、指摘後、措置状況を取りまとめる時期を早めることで、迅速な対応に努めることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(I) 土地面積等修正事項の決算書への明示</p> <p>措置内容の継続性を確保するため、過年度面積の修正に関する規程等を定める必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 土木建築部監理課）</p> <p>簡易で事例数も少ない面積修正であることから、規程の作成は不要と判断した。</p> <p>方針協議資料や決裁文書等を保管することで、今後、同様の事例が生じた場合にも、継続した措置を行うこととしている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>イ 山口県住宅供給公社（平成12年度）</p> <p>(7) 後年度用地の面積変更に係る開示</p> <p>平成12年度の期首繰越面積と平成11年度の期末面積との間に差異が生じることは、それ自体が異常なケースであるから、その理由を決算書に明確に表示する必要がある。そして、今後はこのような措置の内容を確認して「措置済み」とすべきである。</p>	<p>意見を踏まえ、決算書の注記事項に明記するとともに、理事会等において発生理由、今後の対応等について報告を行った。また、このような事態が生じないよう、台帳との突合等を複数職員で行うなどの内部監査体制の強化を図った。</p> <p>なお、「措置済み」判定にあたっては、人事課で、平成23年度に措置状況の判断基準を定めるとともに、必要に応じて報告を求めるなどにより、措置が確実になされているか、確認を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(1) 分譲事業に係る適切な表示</p>		

これまでの指摘事項について新たな問題が生じた場合には、その問題を明確にし、所管課から独立した組織に通知し直す必要がある。

過去の指摘事項との関連にかかわらず、県政の諸課題やその対応については、広く情報提供に努めている。

これに加えて、包括外部監査の措置状況でも「新たな問題」として対応状況を取りまとめる必要性は乏しく、非効率的でもあることから、指摘の対応は行わない。

なお、住宅供給公社の分譲事業については、平成21年3月に策定した「新・県政集中改革プラン」に基づき分譲宅地の販売に積極的に取り組むとともに、毎年、このプランを検証する県政改革推進委員会において、取組状況が調査審議されている。

措置済み

【意見】

- (ウ) 山口朝田ヒルズにおける分譲住宅用地でない土地の処分

「措置済み」のものをその後の追跡により、調査して効果の確認等する体制になっていない以上、措置が確実に実行されるまで「措置済み」とすべきではないと考える。このことから、県として「措置済み」に対する追跡・調査が必要であると考ええる。

平成23年度に措置状況の判断基準を定め、措置が完了したものか、措置の実施が確実なもののみを「措置済み」とすることとし、「措置済み」としたが、効果が生じていないことがないよう、対応を行った。

追跡・調査については、時間が経過すると問題の背景等が変わり、当初の指摘どおりの措置実施や効果の追及を行うことが、実情にそぐわない場合もありうることから、「措置済み」事案について事後的に効果の検証を行うことは適当ではないと判断した。

なお、山口朝田ヒルズにおける分譲住宅用地でない土地処分については、平成15年度に全て分譲した。

措置済み

【意見】

- (I) 帳簿価額と分譲予定価額との関係

措置の内容は、強制評価減の内規策定及び補足情報の注記であり、従来からの評価方法である原価法においても当然求められるものであり、監査結果に沿った是正措置がなされているとは言えない。

実際、低価法を採用したときに初めて「措置済み」とすべきである。

平成23年度に措置状況の判断基準を定め、具体的な解釈を示すとともに、必要に応じて参考資料を求めるなどして、厳密に「措置済み」判定を行うこととした。

なお、分譲事業資産の帳簿価額は平成20年度決算より低価法を導入し、注記事項の補足情報として決算書に記載している。

措置済み

【意見】

- ウ 下関漁港管理特別会計（平成12年度）

- (ア) 下関漁港管理特別会計における未利用普通財産

「未利用土地の売却代金を債権回収に充当する」という措置は、債権が消滅しており、事実と反する内容になっている。平成15年3月の時点で、未売却土地の長期化という事実が生じており、指摘事項に直接関係しなくても、新たな改善事項として取り扱う必要があったと考える。

指摘・意見に直接関係しなくても、関連して新たな問題が生じている場合には、措置状況に含めて公表すべきであると考え

過去の指摘事項との関連にかかわらず、県の諸課題やその対応については、広く情報提供に努めている。

これに加えて、包括外部監査の措置状況でも「新たな改善事項」として対応状況を公表する必要は乏しく、非効率的でもあることから、指摘の対応は行わない。

なお「未利用土地の売却代金を債権回収に充当する」との措置は、指摘のとおり、事実と反する内容であった。今後は、平成23年度に人事課で策定した措置状況の判断基準に基づき、必要に応じ参考資料を求める等の方法で措置内容を確認し、より適切に判定を行っていく。

未売却土地については売却の広報を継続して行い、早期売却に努める。

措置済み

【意見】

(1) 南風泊水産加工団地の売却

未売却の水産物加工場用地を早期に売却するためには、売却単価等を引き下げるほか、水産加工団地形成に寄与すると認められる「水産加工団地」という定義を幅広くとらえ、関連する業種にまで対象を広げる等の対策も検討する必要がある。

(主務課 農林水産部農林水産政策課)

平成22年7月に売却単価を引き下げ、業種の対象を広げる等の対策を行った。その結果平成22年度に未売却地の一部を売却した。

措置済み

【意見】

エ 土地取得事業特別会計(平成12年度)

(ア) 土地の取得価額と複数の鑑定評価

措置内容の継続性を確保し、改善効果を確実に上げるため、複数の鑑定評価をとる場合の金額基準を具体的に定め、規程化する必要がある。例えば、土地の路線価、固定資産税評価額等で一定金額以上のものは、原則として2名の鑑定評価とする必要がある。

又、一定金額を超えるもので、例外的に1名とする場合は、1名でも鑑定結果に大きな差が出ない理由を明確にしておく必要がある。

(主務課 総務部管財課)

取得する土地の財産価値に応じ、複数の鑑定評価をとる基準について検討していく。

改善途中

【意見】

(1) 土地開発公社及び国有地の取得と鑑定書

「・・・入手する」という方針だけで「措置済み」とするのではなく、規程化される等実行されることが現実となった段階で「措置済み」とすべきである。

担当者が変わっても、措置内容の継続性を確保するため、「土地開発公社及び国有地の取得分については、今後、鑑定書等を相手方から入手することとする」旨を規程する必要がある。

相手側が選定している場合は鑑定書等を相手から入手することとしているが、入手の徹底を図るため通知文書による指導、徹底を行っていく。

なお、平成23年度に措置状況の判断基準を定め、対応方針を文書化するなど、措置が継続して行われる体制が確保されていることを条件として「措置済み」と判定することとした。

改善途中

【意見】

オ 企業局(平成13年度)

(1) 企業局における未売水の解消

努力目標的な指摘・意見事項は全て効果が出ないまま、「措置済み」とされ実質的に放置されることを防ぐため、「努力目標的なもので、改善策の一部を実施しているもの」の解釈を具体的に示す必要がある。「措置済み」後の効果の追跡を所管課から独立した組織が実施する体制になっていない以上、この基準の適用は厳格に行うべきである。

【意見】

カ 山口県道路公社（平成14年度）

(ア) 彦島の未利用地・建物

外部監査結果を受け、1年を超えても措置できないものはその理由を明確にする必要がある。さらに未措置期間が一定期間以上経過（3年等）しているものは、その理由や合理性等について所管課から独立した組織が検証する必要があると考える。

【意見】

キ 土木建築部（平成14年度）

(ア) 五十鈴川通常砂防の事業計画

指摘事項に関して新たな問題が生じているため、県は「措置済み」と判定した後の効果について追跡・検証する必要がある。

【意見】

ク 県立病院（平成15年度）

(ア) 低利用の女子宿舎、旧八王子公舎及び保育所

平成23年度に措置状況の判断基準を定め、具体的な解釈を示した。

また、基準では「努力目標的なもので、改善策の一部を実施しているもの」については「改善途中」と判定することとし、措置が完了したものか、実施が確実なもののみを「措置済み」とすることとした。

なお、未売水及び未稼働水の解消については、目標を定め、受水企業の需要動向の把握、未受水企業への訪問・聴取を行っており、関係部局、市町とも連携を密にして需要の開拓に努めていく。

措置済み

平成23年度に措置状況の判断基準を定め、「改善途中」とする場合は、直ちに措置できない理由等を可能な範囲で記載するよう通知した。また、過去の未措置事項については、取組状況や措置できない理由を人事課で確認し、合理性等について検証することとした。

当該用地については、平成17年度に不動産鑑定評価の上、一般競争入札を実施し売却処分済みであるが、未利用のまま長期間保有していた、との指摘については、保有していた当時は道路改良（ランプ改良）の利用の可能性もあったことから、保有は適当な判断であったと考えている。

また、措置効果が下がったとの指摘については、売却成立までも、公募抽選や公舎解体後の一般競争入札の実施等、様々な取組により処分に努めていたが不調であったことによるものであり、やむを得ないものだったと考えている。

措置済み

時間が経過すると問題の背景等が変わり、当初の指摘どおりの措置実施や効果の追及を行うことが、実情にそぐわない場合もありうることから、「措置済み」事案について事後的に効果の検証を行うことは適当ではないと判断した。

代替措置として、措置状況の判断基準を定め、措置が完了したものか、措置の実施が確実なもののみを「措置済み」とすることとし、「措置済み」としたが効果が生じていないということがないように、対応を行った。

なお、五十鈴川通常砂防については、事業内容について検討を重ね、当初計画した事業区間を縮小したうえで、平成23年度の完成を目指している。

措置済み

（主務課 健康福祉部医務保険課）

女子宿舎、保育所の今後の方針については、「平成23年4月からの地方独立行政法人化による看護体制について、7対1看護が検討されており、看護師の増員が見込まれるため、現状を維持しつつ更なる利用を呼びかける」とのことである。しかし、これでは、今後も処分に向けた具体的な行動が確実にされるという保証がなく、現時点では「措置済み」とするには無理があると考ええる。

従って、女子宿舎及び保育所については、「措置済み」から「改善途中」の判定に切り替えるべきである。

【意見】

- (ウ) こころの医療センター医師公舎1戸の利用方法

デイケア施設から倉庫へと、「措置済み」判定時と異なる利用内容に変更される場合には、その事実を所管課から独立した組織に報告し、変更後の利用状況が「意見」の趣旨に合致しているかどうか見直す必要があると考える。

【意見】

- (I) こころの医療センターにおける理髪施設の使用

1年を超えて措置できないものはその理由を明確にする必要がある。さらに未措置期間が等一定期間以上経過(3年等)しているものは、その理由や合理性について所管課から独立した組織が検証する必要があると考える。

【意見】

- サ 県立高等学校(平成17年度)

- (ア) 校長住宅未入居者の通勤手当

「措置済み」とした後の効果の検証は、基本的に所管課に任せられており、他の組織が効果を確認する体制は取られていない。しかも、実態として、所管課においても「措置済み」のものをその後追跡調査して効果が出ていることを確認する体制になっていない。

内部統制上、所管課から独立した組織が措置の効果を検証し、校長住宅の入居率が計画どおり進んでいない原因を分析・把握し、原因解消に向けて管理していく必要がある。

【意見】

- (イ) 計画的な教職員住宅の整理

これらの資産は、地方独立行政法人に承継し、今後の利用については、法人が検討していく。現時点で入居者が一定数存在し、廃止を検討するのは困難と思われる。

現在は、入居促進策を講じるなど、利用を促進する方向で検討されている。

改善途中

(主務課 健康福祉部医務保険課)

これらの資産は、地方独立行政法人に承継し、今後の利用については、法人が検討していく。

改善途中

平成23年度に人事課で措置状況の判定基準・記載要領を定め、「改善途中」とする場合は、直ちに措置できない理由を記載するとともに、3年以内に措置するよう努めるよう周知した。

なお、指摘のあった病院内の理髪施設については、平成21年度から行政財産使用許可にて適切に対応している。

措置済み

時間の経過とともに問題の背景や状況等が変わり、当初の指摘どおりの措置実施や効果の追及を行うことが、実情にそぐわない場合もありうることから、「措置済み」事案について事後的に効果の検証を行うことは適当ではないと判断した。

代替措置として、平成23年度に措置状況の判断基準を定め、措置が完了したものか、措置の実施が確実なもののみを「措置済み」とすることとし、「措置済み」としたが効果が生じていないということがないよう、対応を行った。

なお、平成22年度に再編整備計画の見直しを行い、校長住宅を全廃した。

措置済み

「措置済み」後の効果の検証は、基本的に所管課に任せられており、他の組織が効果を確かめる体制は取られていない。しかも、実態として、所管課においても「措置済み」のものをその後追跡調査して効果が出ていることを確かめる体制になっていない。

内部統制上、所管課から独立した組織が措置の効果を検証し、教職員住宅の入居率が計画どおり進んでいない原因を分析・把握し、原因解消に向けて管理していく必要がある。

【意見】

(I) 学校林の利用状況

返還できない原因の解消に向けた今後の取り組みは、協議を進めるとしかなかく、措置が確実に実行できることが保証されていない。この段階での「措置済み」判定は、未利用の学校林が今後長期にわたり放置される危険性があり、妥当ではなかったと考える。判定を「改善途中」に切り替え、措置に向けた取組活動の期限を設けるべきである。

学校林について今まで植栽等に投資した額は、分収により回収する予定のものであるが、市町へ返還しその権利を放棄すると、将来、もしも木材事情が好転した場合にその収入機会を失うことになる。

学校林によっては伐採時期に到達しているものもあり、県としての考えを示したうえで、対応すべきである。

【意見】

(オ) 県立高校の未利用財産の売却・貸付

県は未利用財産の売却・貸し付けが計画どおり進んでいない原因を調査・分析し、解消に向けて努力していく必要がある。

【意見】

ソ 県立美術館（平成17年度）

(ア) 県立美術館の利用促進

時間の経過とともに問題の背景や状況等が変わり、当初の指摘どおりの措置実施や効果の追及を行うことが、実情にそぐわない場合もありうることから、「措置済み」事案について事後的に効果の検証を行うことは適当ではないと判断した。

代替措置として、措置状況の判断基準を定め、措置が完了したものか、措置の実施が確実なもののみを「措置済み」とすることとし、「措置済み」としたが効果が生じていないということがないよう、対応を行った。

なお、平成22年度に再編整備計画を見直し、校長住宅の全廃・一般住宅のさらなる廃止を決定し、入居率の向上を図っている。

入居率が計画どおりにならない主原因は、教職員住宅の経年劣化及び民間住宅・交通網の充実と考えており、計画立案時に影響の数値化が困難なため、数年ごとに再編整備計画を見直すことが現実的である。

(主務課 教育庁教育政策課)

市や町の土地に地上権を設定し造林した学校林について、学校が返還を申し出た時点で返却の交渉を開始することとしている。

返却の時には森林組合等に査定を依頼し、伐採するのか現状のまま返却するのかについて判断している。

(主務課 教育庁教育政策課)

売却促進方策の更なる検討を進めるとともに貸付需要の的確な把握に努める。

措置済み

措置済み

改善途中

措置の効果である入館者数の増加は、平成18年度に一時的に出ているだけであり、それ以降は効果が持続していない。  
「措置済み」とした後に効果が確実に出ているか等、追跡調査し、検証する体制が必要である。

時間が経過すると問題の背景等が変わり、当初の指摘どおりの措置実施や効果の追及を行うことが、実情にそぐわない場合もありうることから、「措置済み」事案について事後的に効果の検証を行うことは適当ではないと判断した。

代替措置として、措置状況の判断基準を定め、措置が完了したものが、措置の実施が確実なもののみを「措置済み」とすることとし、「措置済み」としたが効果が生じていないということがないよう、対応を行った。

なお、入館者数は、平成19年度以降増減を繰り返している。この増減については、展覧会の開催回数等の影響が大きく、やむを得ない部分もあるが、平成23年度に指定管理者制度の一部導入を行い、企画運営力や広報力の強化を図るとともに、老朽施設の改修を行うなど、様々な取組により、美術館の魅力を高め、入館者数の増加に取り組んでいく。

措置済み

【意見】

チ 試験研究機関（平成18年度）

(ア) 分場の機能と県民のニーズ（畜産試験場）

「・・・努める。」ということで「措置済み」とした場合、その後、具体的にどのように改善されたか追跡する体制がないため、当該意見の効果がでないまま放置される危険性がある。従って、所管課から独立した組織がその効果を検証する必要がある。

（主務課 農林水産部農業振興課）

時間が経過すると問題の背景等が変わり、当初の指摘どおりの措置実施や効果の追及を行うことが、実情にそぐわない場合もありうることから、「措置済み」事案について事後的に効果の検証を行うことは適当ではないと判断した。

代替措置として、措置状況の判断基準を定め、措置が完了したものが、措置の実施が確実なもののみを「措置済み」とすることとし、「措置済み」としたが効果が生じていないということがないよう、対応を行った。

なお、分場のあり方については、関係者の意見等を踏まえ、平成23年度に柑橘振興センター及び花き振興センターの普及企画業務を農林事務所に移管し、更に効率的な組織体制とした。

措置済み

【意見】

(イ) 畜産試験場の役割遂行

当該意見に対する措置の進捗状況及び効果発現の程度等を、所管課から独立した組織が、定期的にチェックする体制を整えることが大切であると考えます。

時間が経過すると問題の背景等が変わり、当初の指摘どおりの措置実施や効果の追及を行うことが、実情にそぐわない場合もありうることから、「措置済み」事案について事後的に効果の検証を行うことは適当ではないと判断した。

代替措置として、措置状況の判断基準を定め、措置が完了したものが、措置の実施が確実なもののみを「措置済み」とすることとし、「措置済み」としたが効果が生じていないということがないよう、対応を行った。

なお、農林総合技術センター畜産技術部では、研修や農林事務所と連携した現地指導により県民ニーズの把握を行っているが、平成18年度に比して現地指導の実施回数を増やし、措置の成果はあがっているものと考えている。

措置済み

【意見】

<p>(ウ) 未利用土地について (水産研究センター)</p> <p>組織の見直しだけでなく、指摘・意見に対する措置の進捗状況等をチェックする体制を整えることが大切であるとする。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>時間が経過すると問題の背景等が変わり、当初の指摘どおりの措置実施や効果の追及を行うことが、実情にそぐわない場合もありうることから、「措置済み」事案について事後的に効果の検証を行うことは適当ではないと判断した。</p> <p>代替措置として、措置状況の判断基準を定め、措置が完了したものか、措置の実施が確実なもののみを「措置済み」とすることとし、「措置済み」としたが効果が生じていないということがないよう、対応を行った。当該未利用地については、現在の職員公舎の入居者(職員)が退去した時点で売却処分を行う予定である。</p>	<p>措置済み</p>
--	--	-------------



## 平成11年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その2)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
財政的援助団体の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>4 山口県栽培漁業公社</p> <p>(1) 会費の徴収について</p> <p>ア 社団法人の運営は会員からの会費等により収入を賄う性質のものである(会員は漁協、系統、市町、県)。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>イ 定款の規定に従い会費の徴収を行うことが必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課 農林水産部水産振興課)</p> <p>平成23年度より、会費の徴収を開始することとし、適正化を図った。</p> <p>(主務課 農林水産部水産振興課)</p> <p>平成23年度より、会費の徴収を開始することとし、適正化を図った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

## 平成13年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その1)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
公営企業(企業局)の財務及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>1 電気事業について</p> <p>(1) 会計処理について</p> <p>退職金は全額一般管理費に計上しているが、発電所別の原価を明らかにするという原価管理の面から、発電所で退職する職員については、営業費用(原価)に計上すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課 企業局総務課)</p> <p>退職金の勘定科目については、国の電気事業会計規則で一般管理費に計上することとされており、現行法制度上やむを得ないものである。</p> <p>また、原価管理については、電力料金が経済産業省の定めた「卸供給料金算定規則」に基づく総括原価方式で算定されることとなっていることから、10発電所を1事業として収支を把握している状況である。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成14年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
土木建築部が行った公共用地の取得
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>9 意見 更に事業を完了した後に、新規採択時又は再評価時に想定した費用効果との差を検証し、検証結果を蓄積することでそれ以後の新規事業の評価や再評価の費用対効果分析の精度を上げるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課 土木建築部技術管理課)</p> <p>事業完了後の事業効果の検証等を行う事後評価を平成22年度から実施した。</p>	措置済み

## 平成15年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その 1)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
中央病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理  
精神病院事業会計に係わる財務の事務の執行及び経営管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第3 県立中央病院</p> <p>1 重要な指摘事項</p> <p>(4) 有用な情報開示について (退職金の会計処理)</p> <p>イ 会計基準変更時差異を適用し、一定の年数で積み立てる方法等を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>県立病院は、平成23年4月1日から地方独立行政法人に移行し、今後は法人が自主的・自律的に運営を行っていく。 なお、地方独立行政法人法及び会計基準により、退職給付引当金の計上が求められており、法人の開始貸借対照表に全額計上したところである。</p>	措置済み
<p>ウ 山口県病院事業財務規則等に会計方針として設定し、定期的に計上する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>県立病院は、平成23年4月1日から地方独立行政法人に移行し、今後は法人が自主的・自律的に運営を行っていく。 なお、地方独立行政法人法及び会計基準により、退職給付引当金の計上が求められており、法人の開始貸借対照表に全額計上したところである。</p>	措置済み
<p>2 個別事項</p> <p>(7) 給食損益について</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p>	

<p>ウ 病院の赤字は最終的には、税金が負担することになるということを常に念頭に置く必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>第5 県立病院静和荘 2 個別事項 (11) 医業外収益について カ 総勘定元帳及び試算表は自動的に作成されるが、決算書は表計算ソフトで作成し直している。元帳・試算表と決算書が連動していない。会計のシステム化が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p>	<p>県立病院は、平成23年4月1日から地方独立行政法人に移行し、今後は法人が自主的・自律的に運営を行っていく。なお、給食業務については、平成23年度より、全て外部委託とし、業務改善及び費用の軽減を図っている。</p> <p style="text-align: right;">(主務課 健康福祉部医務保険課)</p> <p>県立病院は、平成23年4月1日から地方独立行政法人に移行し、今後は法人が自主的・自律的に運営を行っていく。 なお、現在法人では、新たな財務会計システムを導入し、対応している。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
---	---	-------------------------

( そ の 3 )

- 第1 包括外部監査の特定事件  
財政的援助団体等の財務事務及び事業の管理
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第2 財団法人山口県教育財団 1 重要な指摘事項 (3) 経済性について イ 少子化の時代、大部屋を小部屋に改造し、利用の増加を考える必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>2 個別事項 ウ 大島青年の家 (ア) 利用率アップの具体策も検討されていないため、開所日数を減らすことにより、施設の管理運営の削減を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>エ 光青年の家 (ア) 利用率アップの対策と効果の分析が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>オ 油谷青年の家 (ア) 利用率アップの具体策も検討されていないため、開所日数を減らすことにより、施設の管理運営の削減を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>カ 萩青年の家 (ア) 利用率アップの具体策も検討されていないため、開所日数を減らすことにより、施設の管理運営の削減を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 平成22年度末に施設再編を行い、継続施設について、平成22年9月～平成24年3月に施設のリニューアル工事を実施する。 なお、大部屋については、大規模校や複数校合同での集団宿泊での宿泊・雨天時研修に有効に活用されている。</p> <p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 施設再編を行い、平成23年3月31日付で施設を廃止した。</p> <p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 施設再編を行い、平成24年3月31日付で施設を廃止する旨方針決定している。</p> <p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 県立施設全体の利用率向上や施設老朽化等に対応するため、施設再編を行い、県立2施設を廃止した。</p> <p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 施設再編を行い、平成23年3月31日付で施設を廃止した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p style="text-align: right;"><b>【意見】</b></p> <p>(1) 利用率アップの対策と効果の分析が必要である。</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課 ) 施設再編を行い、平成23年3月31日付けで施設を廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;"><b>【意見】</b></p> <p>キ 秋吉台少年自然の家</p> <p>(ア) 利用率アップの具体策も検討されていないため、開所日数を減らすことにより、施設の管理運営の削減を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課 ) 県立施設全体の利用率向上や施設老朽化等に対応するため、施設再編を行い、県立2施設を廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;"><b>【意見】</b></p> <p>(イ) 階段が狭く、ベッドが2段式なので事故の発生不安がある。また、非常口の標示が分かりづらいので、緊急時に役立つか検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課 ) 施設については、平成22年9月～平成24年3月で大規模改修を行い、優先度の高いものについて、対応する。 緊急時の安全対策については、施設の状況に応じた「安全管理計画」及び「防災計画」を立て、全職員に周知徹底を図る等、ソフト面の安全対策を実施した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;"><b>【意見】</b></p> <p>第3 山口県漁業信用基金協会 2 個別事項</p> <p>(1) 財政状況について 損益面においては、ここ数年間3千万円前後の赤字を計上している。結果的には、資金の有効性に疑問が残る。</p> <p style="text-align: right;"><b>【指摘】</b></p>	<p>(主務課 農林水産部水産振興課 ) 平成20年度に中期経営計画を策定し、黒字化に向けて基金等の効率運用、人件費の削減等の経営改善に取り組んできたところであり、その結果、平成22年度決算においては、損益ベースで黒字転換となった。</p>	<p>措置済み</p>

## 平成16年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 第1 包括外部監査の特定事件  
一般会計の補助金の財務の執行について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>2 個別事項</p> <p>(7) 雇用・能力開発課が所管する補助金 オ 高年齢者就業機会確保事業 目標水準を示さないと補助金の妥当性や補助事業の有効性を評価することができない。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>補助金が就業率を考慮に入れた会員数を維持するのに必要な金額かどうかを評価する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課 商工労働部労働政策課 ) 市町シルバー人材センターの運営費の補助については、地域の市町が一義的には行うべきであるとの認識に立ち、市町村合併による財政基盤の強化や他の都道府県の予算措置状況等を勘案した結果、段階的に削減し、平成23年度に制度を廃止した。</p> <p>(主務課 商工労働部労働政策課 ) 市町シルバー人材センターの運営費の補助については、地域の市町が一義的には行うべきであるとの認識に立ち、市町村合併による財政基盤の強化や他の都道府県の予算措置状況等を勘案した結果、段階的に削減し、平成23年度に制度を廃止した。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

## 平成17年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

( そ の 1 )

- 第1 包括外部監査の特定事件  
 県立高校の財務事務の執行及び財産の管理利用状況について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
 次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
1 人件費関係(教職員課) (11) 教職員人件費について エ 実績に基づいて計算・入力される人件費 教育業務連絡指導手当(主任手当)は主任の立場を伴う出張であることが検証できるような特殊勤務実績簿の記載が必要である。なお、業務実績の把握が困難であれば定額支給とすることを検討する必要がある。	(主務課 教育庁教職員課) 昭和53年3月6日付け文部省初等中等局財務課長通知(53初財第5号)において、出張であっても当該手当を支給して差し支えないとされている。本県では、国の取扱いに準拠しており、手当支給主任である教諭が、校長の命令に基づき出張する場合、当該連絡指導業務に従事したものであるため、主任の立場を伴う出張であることが検証できるような特殊勤務実績簿の記載は不要と考える。なお、当該手当は年休等の日は支給対象とならないため、定額支給ではなく、日単位の支給としている。	措置済み
【意見】		
カ 人事給与システム 人事給与システムのログをモニタリングするようにはなっていない。	(主務課 教育庁教育政策課) 平成22年度に共用端末機から汎用パソコンへ移行した際に、ログのモニタリングを実施することとした。	措置済み
【指摘】		
人事給与システムのパスワードの設定が部署単位であり、アクセスログをレビューしてもアクセス権限のある者のうち誰がアクセスしたかは分からないので、パスワードは個人別に設定する必要がある。	(主務課 教育庁教育政策課) 平成22年4月に共用端末機から汎用パソコンへ移行した際に、IDを部署単位から、アクセス権限のある個人単位に変更し、個人毎にパスワードを設定することとした。	措置済み
【指摘】		
3 公有財産の取得及び維持管理 (1) 教職員住宅について(福利課) a 入退去の手続 住宅修理等入居者負担基準一覧表は昭和53年10月1日以来改正されておらず、最近の状態に合わせたものに改正し、検査の際チェックリストとして使用する必要がある。	(主務課 教育庁教育政策課) 内容について見直した結果、現在の運営に支障がないため、基準は現行どおりとし、入退去時のチェックリスト等により実態に即した対応を行うこととした。今後、現状と合わないものとなった場合は、見直しを検討する。	措置済み
【指摘】		
d 校長住宅の現状 校長住宅の基本的方向としては、民間賃貸住宅の確保が困難な地域や交通事情に配慮が必要な地域の学校の校長住宅を除いて、原則として廃止の方向で検討する必要がある。	(主務課 教育庁教育政策課) 平成22年度に再編整備計画の見直しを行い、校長住宅を全廃した。	措置済み
【意見】		

(そ の 2)

第1 包括外部監査の特定事件

山口県立山口図書館、山口県文書館、山口県立山口博物館、山口県立美術館、山口県立萩美術館・浦上記念館に係る財務事務の執行及び管理運営について

第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第2 山口県立山口図書館 2 外部監査の結果 (2) 図書資料の管理 ア 図書資料点検 配架ミスには特段の注意をし、不明図書資料発生防止に努める必要がある。また、無断持ち出し防止対策には、BDS(ブックディテクションシステム)の導入等が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>(4) 施設の利用状況 イ 旧視聴覚センター 現状は、視察した結果、物置であり、県立山口図書館等は、資料の収蔵能力に限界がある状態においては上記の用途等を含めて有効活用する方策を検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>(15) 各施設に関連する意見 イ 定型委託業務のコスト削減に関して 現在、各施設ごとに契約を行っているが、同一業者で契約している業務もみられ、これを各館合同で一括契約とし、競争入札を行うことによりコスト削減に繋がるのではないかと考えられ、契約方法の検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 引き続き、配架ミス防止に努力するとともに、無断持ち出し防止のため職員の館内巡回回数を増やし、利用者マナーの向上啓発に努めた。 また、無断持ち出し防止対策のため、蔵書へのICタグの添付及びICゲートの設置による資料管理システム(BDS)を平成23年度に導入することとしている。</p> <p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 検討した結果、旧教材室は移動式書架を備えた書庫として改修し、有効活用を図ることとした。</p> <p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 検討した結果、業務委託契約は所属毎に実施時期や仕様内容が異なるため、一括とすることにより参加できない業者が発生するおそれがある。中小企業者の受注の確保が困難となる施設が離れているため連携が図りづらい。受発注者間における責任が曖昧となるなど実施によるデメリットが大きいと考えられるため、引き続き各施設ごとに契約を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>第3 山口県文書館 2 外部監査の結果 (2) 資料収集・公開 イ 監査結果 (ウ) 寄託品について保険の付保 寄託品に保険を付保していないが、受託に伴う管理責任があることから、防災等のリスクへの対応が十分か検討の必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【指摘】</p> <p>第4 山口県立山口博物館 2 外部監査の結果 (2) 収支状況及び入館料等の分析 ア 企画展・テーマ展の収支の状況の分析</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 他県には保険をかけている例はない。しかしながら、寄託品の管理上のリスク回避には何らかの方策は必要であるので、寄託契約書に「寄託文書が天災地変その他不可抗力により損害を受けたときは、その責を負わないものとする」との条項を平成23年度より付している。</p> <p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課)</p>	<p>措置済み</p>

<p>企画展は無料入館者が多いため、財務分析は行われていない。企画展にどの程度の費用が実際発生しているかを確認することは次の計画のためにも重要であることから、今後事業ごとの費用の把握ができるように財務システムの検討が必要である。</p>	<p>現在の財務会計システムでの運用は困難であり、システムの改修を行う際に検討を行う。ただし、財務会計システムは県内機関全て同一のものを使用しており、早急な改修は困難であることから、表計算ソフト等を使用して、事業ごとの費用の把握等、財務分析を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(12) 県立山口博物館の運営コスト 人件費について、他の県立博物館との比較や設置者が県立博物館以外の公益法人等との比較をし、職務の役割と従事者数等について見直しをするなど、人件費の削減を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 検討した結果、学芸課は1分野につき1名、総務課についても2名と現時点においても他県博物館と比較して最少人数で運用しており、これ以上の見直しは館運営に支障をきたし、県民サービスの低下を招くことから困難である。なお、平成22年度から「館長」を非常勤としたことにより、人件費の削減を実現した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(15) 各施設に関連する意見 イ 定型的委託業務のコスト削減に関して 現在、各施設ごとに契約を行っているが、同一業者で契約している業務もみられ、これを各館合同で一括契約とし、競争入札を行うことによりコスト削減に繋がるのではないかと考えられ、契約方法の検討が必要である。</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課) 検討した結果、業務委託契約は所属毎に実施時期や仕様内容が異なるため、一括とすることにより参加できない業者が発生するおそれがある。中小企業者の受注の確保が困難となる。施設が離れているため連携が図りづらい。受発注者間における責任が曖昧となるなど実施によるデメリットが大きいと考えられるため、引き続き各施設ごとに契約を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>第5 山口県立美術館 2 外部監査の結果 (8) 施設の利用状況 ア 遊休施設について (7) 喫茶室 県立美術館の建物内になく、しかも駐車場設備がない状況では喫茶室としての利用は見込みがないと思われ、ボランティアの控室等への転用を図るなどの検討を要する。</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課) 喫茶以外にボランティア控室への転用等による活用について検討したが、屋外の独立した施設であり、施設等の管理上の課題があること、ボランティアの活動日が限定されていることから、控室としての転用が困難であり、未利用が長期化した。 このため、美術館の利用者及びパークロード周辺の通行者が利用できるカフェ・レストランとして利用が可能な整備を行うこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>(1) 窯業場 窯業場は、現状、倉庫として利用しているが、上記の喫茶室を含めて遊休施設の活用方法について検討を要する。</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課) すでに陶芸関係施設の役割を終えていること、美術館として倉庫が不足していることから、県立美術館の屋外倉庫として活用することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【指摘】</b></p> <p>イ 講座室</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課)</p>	



<p>年度別でみると、講座室の利用回数にはバラツキがあるが、幅広い美術鑑賞のなお一層の拡大、掘りおこしを図るという目的を達成するためには、過年度の実施状況を分析し、開催の実施可能な回数を、講座の企画内容と併せて検討する必要がある。</p>	<p>指定管理業務の導入に際し、講座室については利用料金制を導入した。 これにより、指定管理者が美術館の運営方針を踏まえ、講座室の利用促進を図ることとされ、美術関連行事に連動した講座やワークショップの開催、定期的な講座を開催して利用促進に取り組んでいる。 また、企画展開催中の託児室として活用することにより、美術館利用者の利便性向上の一助としている。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;"><b>【指摘】</b></p> <p>(16) 県立美術館の管理運営のあり方 平成15年6月の法改正により可能となった、管理の効率化とサービスの質の向上を目的とした、指定管理者制度の導入の可能性を検討する必要がある。</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課 ) 平成23年度から県立美術館については一部に指定管理者制度を導入した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: right;"><b>【意見】</b></p> <p>第6 山口県立萩美術館・浦上記念館 2 外部監査の結果 (14) 県立萩美術館・浦上記念館の管理運営のあり方 管理運営のあり方については、固定費の負担が大きいことから効率的な運営を目指す必要があることを踏まえて、指定管理者制度導入の可能性を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;"><b>【指摘】</b></p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課 ) 平成23年度から県立美術館については一部に指定管理者制度を導入した。</p>	<p>措置済み</p>

# 平成18年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

(その1)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
試験研究機関の財務事務について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第2 試験研究機関全般 2 監査結果 (3) 人件費及び研究データのセキュリティ管理について</p> <p>イ 研究データのセキュリティ管理 b 研究データの消失リスク 研究データの消失リスクを軽減するため、バックアップファイルの取得方法を手順書として作成し、関係者に周知するか、あるいはチェックリストを作成して、セキュリティ意識を高める工夫をする必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>c 研究データの漏出リスク (a) 研究データ保管の外部記録媒体の定期的な棚卸 研究データの漏出リスクを軽減するためには、USBメモリ、MO等の外部記録媒体の台帳管理を行い、定期的に棚卸を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>(c) パスワードの設定及び変更 パスワード変更について特に定めがない。定期的にパスワードを変更することを定め、文書化することを検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p> <p>d 研究データの機密度設定 紙ベースの書類や、電子データ、機密度の設定、管理の方法を示した方針・規定等を作成する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>山口県産業技術センターにおいては、平成22年度に、「研究データ等のセキュリティ管理に関する実施手順書」を策定し、少なくとも毎月1回、コンピュータ管理者が研究データ等のバックアップを取得することを定めた。</p> <p>山口県産業技術センターにおいては、平成22年度に、「研究データ等のセキュリティ管理に関する実施手順書」を策定し、情報セキュリティ運営責任者は、USBメモリ等の外部記録媒体の台帳管理を行い、年1回の棚卸しを実施することを定めた。</p> <p>山口県産業技術センターにおいては、平成22年度に、「研究データ等のセキュリティ管理に関する実施手順書」を策定し、コンピュータ管理者は、開放機器以外のコンピュータにはWindowsログオンパスワードを設定し、3ヶ月を目処に定期的に変更することを定めた。</p> <p>山口県産業技術センターにおいては、平成22年度に「情報セキュリティポリシー」を改正し、研究データ等の機密度の設定及びセキュリティ対策を定めた。また、平成22年度に研究データ等のセキュリティ管理に関する実施手順書」を策定し、研究データに関するデータの持ち出し時の管理手順等について定めた。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>
<p>第4 山口県産業技術センター 2 監査結果 (5) 知的財産権に関する財務事務 エ 意見</p>	<p>(主務課 商工労働部新産業振興課)</p>	

<p>取得した特許について、特許ごとにどのような活動、普及活動が行われてきたのか実績として残していない。いつどの企業と接触したのか、または説明会を行ったのか、HPでの公開、企業訪問の頻度等について記録を残すことが必要である。</p>	<p>山口県産業技術センターにおいては、平成22年度に、「知的財産に関する手続きマニュアル」を策定し、知財に関する各種の手続きを文書化し、PRする際に留意する必要がある実施許諾の方針について、公開前後及び単願・共願に区分して定めた。</p> <p>これに基づき、平成24年度から、HPでの公開時点や企業訪問回数等、普及活動等の状況を特許ごとにDBで管理することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>3 組織及び運営に関する意見  (1) 業務の現状と改善点  イ 研究開発について  (1) 評価制度の改善点  研究開発管理委員会で内部評価したものを専門委員会の外部評価に付す基準が明確ではないので、その基準を明文化する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(主務課 商工労働部新産業振興課)</p> <p>研究評価の対象範囲については、独立行政法人が平成21年4月に制定した「研究開発の管理に関する要綱」において規定した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>第7 山口県林業指導センター  2 監査結果  (7) 物品管理  イ 監査結果  球果乾燥機は約20年間未利用であり、今後も利用予定がなく、物品規則第45条に定める不用の決定が漏れていた。</p>	<p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p> <p>平成23年10月に物品規則に基づく不用の決定を行った。今後、物品規則に基づき、廃棄処分を行う。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>3 組織及び運営に関する意見  (4) 外部研究資金の導入による財源確保について  ウ 受託研究  受託研究については、どのような研究を受託研究として受入れるか等、基準を作成し、その基準に従って受託研究を実施する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p>	<p style="text-align: center;">【指摘】</p> <p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p> <p>平成19年4月に、対象とする研究事業等を定めた「農林総合技術センター受託研究事業取扱要領」を策定し、基準に従って受託することとした。</p>	<p>措置済み</p>

(その2)

- 第1 包括外部監査の特定事件  
人材養成・職業訓練機関の財務事務について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監査結果	措置の内容	措置状況
<p>第5 山口県立萩看護学校  3 組織及び運営に関する意見  (3) 萩看護学校の役割の遂行  d 学校自己評価の義務化に向けた取組</p>	<p>(主務課 健康福祉部医務保険課)</p>	

看護師養成業務の質を高めるために、自己点検・自己評価を循環的、継続的に行い、評価結果を活用して学校の維持、発展につながるようすべきである。また、「指針」では評価結果の公表を定めており、萩看護学校は県立施設として業務の説明責任を果たす観点と学校のPRの観点から実施に向けて検討する必要がある。

【意見】

自己点検及び自己評価については、組織目標管理項目に設定するなどし、年次的に行っている。

結果の公表を平成22年度実施分から実施することとし、平成23年3月に学校ホームページで結果を公表した。

措置済み

## 平成19年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 第1 包括外部監査の特定事件  
公の施設の管理及び指定管理者制度の運用の状況について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>2 監査結果及び意見</p> <p>(2) 直営施設</p> <p>エ 山口県このみ園</p> <p>(ウ) 結果及び意見</p> <p>        b 意見</p> <p>            みのり棟は、一部倉庫として利用しているものの、未利用部分があり、利活用の方策の検討が必要である。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>ト 山口県立総合医療センター</p> <p>(ウ) 意見</p> <p>        県の基幹病院としての役割と同時に採算を重視し、第三者機関による評価等の導入及びその情報公開を含めた検討が必要である。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>ナ 山口県立こころの医療センター</p> <p>(ウ) 意見</p> <p>        県の基幹病院としての役割と同時に採算を重視し、第三者機関による評価等の導入及びその情報公開を含めた検討が必要である。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(3) 指定管理者制度導入施設（全般）</p> <p>ウ 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見</p> <p>(イ) 意見</p> <p>        a 指定管理料総額のコスト削減について</p> <p>            (b) 上記の表の分析</p> <p>                今後の指定管理者導入施設の公募や再指定に向けては、公平な競争条件が確保された公募環境を整備することの検討が必要である。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>            (c) 公平な競争条件が確保された公募環境を整備するための方策</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課 ) このみ園については、施設全体の建て替え整備を行っており、みのり棟を含む現このみ園の建物については、平成24年度に解体する予定である。</p> <p>(主務課 健康福祉部医療保険課 ) 県立病院は、平成23年4月1日に地方独立行政法人へ移行した。今後は、県が指示する中期目標に基づき法人が作成した中期計画に沿って病院運営が行われる。運営の評価は、評価委員会が行い、その結果は公表が義務づけられている。</p> <p>(主務課 健康福祉部医療保険課 ) 県立病院は、平成23年4月1日に地方独立行政法人へ移行した。今後は、県が指示する中期目標に基づき法人が作成した中期計画に沿って病院運営が行われる。運営の評価は、評価委員会が行い、その結果は公表が義務づけられている。</p> <p>(主務課 総務部人事課 ) 平成22年9月に「指定管理者制度ガイドライン」を改定し、公募環境の整備に必要な方策として掲げられた、十分な公募期間の確保、情報開示の充実、応募資格の検討、インセンティブの確保の各項目について以下のとおり改善を図った。</p> <p>(主務課 総務部人事課 )</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

今後、指定管理者制度の導入をする施設や再指定の場合には、特に、利用料金制を採用する施設や文化事業を行う施設については、応募するかどうかの検討や事業計画書作成のための期間が十分確保される必要があり、ガイドラインでも少なくとも1か月としていることから、公募期間を検討する必要がある。

【意見】

主たる事務所を県内に有することという要件は応募の資格要件から除くことができないか、公平性や指定管理者制度導入の趣旨等の観点から検討することも必要である。

【意見】

- e 指定管理者の募集及び再指定の際の指定管理者の指定時期について

これから指定管理者を募集する施設や再指定の場合には、指定の時期をもう少し早く、例えば前年の9月にすることなどが考えられないか検討することも必要である。

【意見】

- f 包括協定書等の作成状況について  
施設に特有な事項がある場合を除き、管理業務に必要な事項は、協定内容を統一し、包括協定書等の作成をすべきである。

【意見】

- i 事業報告書について  
利用者の満足度などのアンケート結果は、必要な情報として、指定管理者が作成する事業報告書には必ず記載するよう指導する必要がある。

【意見】

- j モニタリングの確実な実施について  
管理業務の質に関してのモニタリングでは、公平、公正でかつ専門的見地からの評価をするために、有識者等から構成される評価委員等や外部のコンサルタントによる第三者評価の活用を検討することも必要である。

【意見】

従来のガイドラインでは募集期間を「少なくとも1ヶ月」とのみ規定していたが、改定したガイドラインでは、この規定に加え、可能な限り長い公募期間を設定するよう定めた。

(主務課 総務部人事課)  
改定したガイドラインでは、資格要件を県内事業者に限定する場合には、県民サービスの向上や運営の効率化といった制度の趣旨を踏まえ、競争性が担保されるか否かを十分に検討するよう定めた。

(主務課 総務部人事課)

指定の時期(議案提出)については、現在、原則として前年12月としているが、選考結果自体は10月末から11月上旬には決定しており、特に再指定の場合、指定を受けられなかった現指定管理者の事業への意欲低下の懸念等から、指定の時期をさらに早めることは適当ではないと判断した。

一方で、業務を充実させるための準備期間を十分に設けるべき、との指摘の趣旨を踏まえ、改定したガイドラインでは、施設の現状や今後の計画について、募集時に十分に情報提供を行うよう定め、新指定管理者が業務を開始するまでの期間に、新規事業の企画等、準備を行えるよう配慮した。

また、ガイドラインに新指定管理者の業務開始以前に十分な引継ぎ期間を設け、必要に応じて事前研修等を行うよう定め、管理水準の維持向上を図ることとした。

(主務課 総務部人事課)  
ガイドラインの改定に併せて、標準的な包括協定書を策定し、協定内容の統一を図った。

(主務課 総務部人事課)  
ガイドラインの改定に併せて、標準的な包括協定書を策定し、指定管理者はアンケート等を行って利用者の意見等を聴取するとともに、その結果及び業務改善の状況を県に報告するよう定めた。

(主務課 総務部人事課)  
改定したガイドラインでは、モニタリングでは必要に応じて有識者等による第三者評価等を活用し、施設に係る県民ニーズを踏まえた効果的な運用がなされているか、評価・検証を行うよう定めた。

(主務課 総務部人事課)

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

<p>指定管理料の受入れに際しては、専用の口座を作成すべきである。また、指定管理者が経費の支払いをするために、指定管理業務開始日より近い日に指定管理料の支払いをする必要がある。</p>	<p>ガイドラインの改定に併せて、標準的な包括協定書を策定し、指定管理者は、管理業務に関する収入及び支出について特別に会計を設け、専用の口座で管理するよう定めた。</p>	措置済み
<p><b>【意見】</b>  o 「調達備品」と「貸与備品」の取扱いについて</p>	<p>(主務課 総務部人事課)</p>	措置済み
<p>指定期間終了時等の引渡し方法について、貸与備品と調達備品を区別して包括協定書、指定書等に明示すべきである。</p>	<p>ガイドラインの改定に併せて、標準的な包括協定書を策定し、指定期間終了時等の備品の引渡し方法について、貸与備品と調達備品を区別して定めた。</p>	措置済み
<p><b>【意見】</b></p>	<p>(主務課 総務部人事課)</p>	措置済み
<p>指定管理料により調達した備品で、耐用年数が指定管理期間を超えるものについては、例えば、次の指定管理者が残存価格で引き継ぐことができるとするなど、応分の負担において、かつ、指定管理業務の円滑な移行が可能となる仕組みを検討することが必要と思われる。</p>	<p>指定管理料で購入した備品の所有権は指定管理者にあるが、ガイドラインの改定に併せて、標準的な包括協定書を策定し、指定管理者が合意した場合には、調達備品を県が指定する団体に対して引き継ぐことができるよう定めた。</p>	措置済み
<p><b>【意見】</b></p>	<p>(主務課 総務部人事課)</p>	措置済み
<p>r 個人情報の保護について  個人情報保護に関して適切な取扱いが行われなかった場合には、取消し事由に該当することを協定書に定め、責任を明確にすべきと思われる。</p>	<p>ガイドラインの改定に併せて、標準的な包括協定書を策定し、指定管理者が個人情報の保護に関する取扱いに関して重大な違反をしたと認められるときには、指定の取消し及び管理業務の全部又は一部について停止を命じることができるよう定めた。</p>	措置済み
<p><b>【意見】</b></p>	<p>(主務課 総務部人事課)</p>	措置済み
<p>u 県と指定管理者の協働について  管理業務の責任範囲等を明確にするために、指定管理者間での引継方法を協定書等において具体的に定めることが必要ではないかと考える。</p>	<p>改定したガイドライン及び併せて策定した標準的な包括協定書において、指定管理者間での引継方法等、事務の引継に関する事項を定めた。</p>	措置済み
<p><b>【意見】</b></p>	<p>(主務課 総務部人事課)</p>	措置済み
<p>翌年度以降の指定管理予定者に対し、施設について、あらかじめ研修が必要と認められる場合には、研修を実施することを定めることも検討すべきと思われる。</p>	<p>改定したガイドラインにおいて、必要に応じて、新指定管理者に事前に施設の視察や使用を行わせ、研修を実施する等の方法により、円滑な引継ぎに努めるよう定めた。</p>	措置済み
<p><b>【意見】</b></p>	<p>(主務課 健康福祉部こども未来課)</p>	措置済み
<p>(3) 指定管理者制度導入施設(各施設)  ア 山口県みほり学園</p>	<p>(主務課 健康福祉部こども未来課)</p>	措置済み
<p>(イ) 指定管理者制度の管理事務  d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見</p>	<p>平成23年度からの指定管理者の単独指定の理由について、平成22年11月に人事課ホームページにおいて公表した。</p>	措置済み
<p>指定管理者の選定理由が公表されていない。</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p>	措置済み
<p><b>【意見】</b></p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p>	措置済み
<p>イ 山口県たちばな園  (ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p>	措置済み
<p>b 意見</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p>	措置済み
<p>(a) 利用者からの預り金について</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p>	措置済み

<p>基本的には預り金は入所者が施設内で生活するために必要とされる資産に限定し、必要以上の資産を預らないように、預り資産の範囲を定めることの検討が必要である。</p>	<p>平成22年4月に、指定管理者であった（福）山口県社会福祉事業団において、利用者貴重品管理要綱を改正し、預かり金の一層の適正な管理等を図ることとした。 なお、施設は平成23年4月に同事業団に移管した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p>		
<p>ウ 山口県華南園</p>		
<p>(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p>		
<p>b 意見</p>		
<p>(a) 施設等関係</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p>	
<p>指定管理の対象となる施設の中に、宿舍棟（鉄筋コンクリート造 523.02㎡）があるが、入居者はなく未使用の施設となっている。今後の活用について検討が必要である。</p>	<p>施設については、平成23年4月に（福）山口県社会福祉事業団に移管したところであり、今後、移管先法人において、活用策を検討することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p>		
<p>(b) 利用者からの預り金について</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p>	
<p>基本的には預り金は入所者が施設内で生活するために必要とされる資産に限定し、必要以上の資産を預らないように、預り資産の範囲を定めることの検討が必要である。</p>	<p>平成22年4月に、指定管理者であった（福）山口県社会福祉事業団において、利用者貴重品管理要綱を改正し、預かり金の一層の適正な管理等を図ることとした。 なお、施設は平成23年4月に同事業団に移管した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p>		
<p>エ 山口県華の浦学園</p>		
<p>(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p>		
<p>b 意見</p>		
<p>(b) 利用者からの預り金について</p>	<p>(主務課 健康福祉部障害者支援課)</p>	
<p>基本的には預り金は入所者が施設内で生活するために必要とされる資産に限定し、必要以上の資産を預らないように、預り資産の範囲を定めることの検討が必要である。</p>	<p>平成22年4月に、指定管理者であった（福）山口県社会福祉事業団において、利用者貴重品管理要綱を改正し、預かり金の一層の適正な管理等を図ることとした。 なお、施設は平成23年4月に同事業団に移管した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p>		
<p>オ 維新百年記念公園</p>		
<p>(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p>		
<p>b 意見</p>		
<p>(a) 施設等関係</p>	<p>(主務課 土木建築部都市計画課)</p>	
<p>平成19年3月末現在、公園施設内に放置車両が2台ある。</p>	<p>平成22年3月に放置自動車2台の除去に係る公告をした後、平成22年11月に撤去した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;">【意見】</p>		
<p>キ 山口県民文化ホールいわくに</p>		
<p>(イ) 指定管理者制度の管理事務</p>		
<p>d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見</p>		
<p>(b) 意見</p>	<p>(主務課 環境生活部文化振興課)</p>	



指定管理者の指定は、平成17年の12月議会で議決されており、平成18年4月から管理業務がスタートするまでに約3か月の準備期間があった。文化事業の計画を立案、実行するには、準備期間に余裕があるほど充実した事業を行うことができる。再指定の場合には、指定の時期をもう少し早く、例えば前年の9月にすることなどが考えられないか検討することも必要である。

【意見】

指定期間最終年度の前受金の取扱いについて、前受金を獲得するまでの指定管理者の営業努力に見合うものについて、一定割合は指定管理者に帰属するという扱いができないか検討することが必要と思われる。

【意見】

ケ 山口県民芸術文化ホールなごと

(1) 指定管理者制度の管理事務

d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見

(b) 意見

文化事業の計画立案などは、指定管理業務開始までの準備期間に余裕がある方が、充実した事業を可能にする。再指定の場合には、指定の時期をもう少し早く、例えば前年の9月にすることなどが考えられないか検討することも必要である。

【意見】

指定期間最終年度の前受金の取扱いについて、前受金を獲得するまでの指定管理者の営業努力に見合うものについて、一定割合は指定管理者に帰属するという扱いができないか検討することが必要と思われる。

【意見】

セ 周南流域下水道

指定の時期については、現在、原則として前年12月としているが、選考結果自体は10月末から11月上旬には決定しており、特に再指定の場合、指定を受けられなかった現指定管理者の事業への意欲低下の懸念等から、指定の時期をさらに早めることは適当ではないと判断した。

一方で、業務を充実させるための準備期間を十分に設けるべき、との指摘の趣旨を踏まえ、改定したガイドラインに基づき、施設の現状や今後の計画について、募集時に十分に情報提供を行うことで、新指定管理者が業務を開始するまでの期間に、新規事業の企画等、準備を行えるよう配慮した。

また、ガイドラインに基づき、新指定管理者の業務開始以前に十分な引継ぎ期間を設け、必要に応じて事前研修等を行うこととし、管理水準の維持向上を図ることとした。

(主務課 環境生活部文化振興課)

検討した結果、最終年度の前受金を一定割合指定管理者に帰属させてしまうと、新年度の指定管理者の施設運営管理経費について、自己負担部分が発生し、管理運営に支障を来すおそれがあり、実施については困難であった。

(主務課 環境生活部文化振興課)

指定の時期については、現在、原則として前年12月としているが、選考結果自体は10月末から11月上旬には決定しており、特に再指定の場合、指定を受けられなかった現指定管理者の事業への意欲低下の懸念等から、指定の時期をさらに早めることは適当ではないと判断した。

一方で、業務を充実させるための準備期間を十分に設けるべき、との指摘の趣旨を踏まえ、改定したガイドラインに基づき、施設の現状や今後の計画について、募集時に十分に情報提供を行うことで、新指定管理者が業務を開始するまでの期間に、新規事業の企画等、準備を行えるよう配慮した。

また、ガイドラインに基づき、新指定管理者の業務開始以前に十分な引継ぎ期間を設け、必要に応じて事前研修等を行うこととし、管理水準の維持向上を図ることとした。

(主務課 環境生活部文化振興課)

検討した結果、最終年度の前受金を一定割合指定管理者に帰属させてしまうと、新年度の指定管理者の施設運営管理経費について、自己負担部分が発生し、管理運営に支障を来すおそれがあり、実施については困難であった。

措置済み

措置済み

措置済み

措置済み

<p>(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p> <p>b 意見</p> <p>(b) 契約関係 平成18年度の委託契約件数45件の契約期間は単年度契約になっている。指定管理者の指定期間が5年であるので、経済性の観点から長期継続契約を検討すべきである。</p>	<p>(主務課 土木建築部都市計画課 ) 平成23年度から、委託契約のうち可能なものについて長期継続契約を実施した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>タ 山口県大島青年の家</p>		
<p>(1) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見</p> <p>(a) 意見 指定書附款管理業務実施規程で、管理業務に必要な事項が詳細に定められているが、包括協定書ではその一部しか規定されていない。包括協定書は、管理業務実施規程との整合性に留意し作成することが必要である。</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課 ) 施設再編により、平成22年度末で施設を廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>チ 山口県光青年の家</p>		
<p>(1) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見</p> <p>(a) 意見 指定書附款管理業務実施規程で、管理業務に必要な事項が詳細に定められているが、包括協定書ではその一部しか規定されていない。包括協定書は、管理業務実施規程との整合性に留意し作成することが必要である。</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課 ) 施設再編により、平成23年度末で施設を廃止する旨、方針決定している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>【意見】</p>		
<p>(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p> <p>b 意見</p> <p>(a) 収入関係 包括協定書及び指定書附款管理業務実施規程には、自主事業の取扱いが明確にされていない。また、自主事業の不足分に指定管理料を充当してもよいという規定もない。次回の指定時には、包括協定書等において自主事業の位置付け及び指定管理料の使用について明確にする必要がある。</p>	<p>(主務課 教育庁社会教育・文化財課 ) 施設再編により、平成23年度末で施設を廃止する旨、方針決定している。</p>	<p>措置済み</p>
<p>テ 山口県国際総合センター</p>		
<p>(1) 指定管理者制度の管理事務</p> <p>d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見</p> <p>(b) 意見</p>	<p>(主務課 地域振興部国際課 )</p>	

<p>貸館の貸出しを行う施設の指定管理者の指定時期について、再指定の場合には、指定の時期をもう少し早く、例えば前年の9月にすることも考えられないか検討することも必要である。</p>	<p>指定の時期（議案提出）については、現在、原則として前年12月としているが、選考結果自体は10月末から11月上旬には決定しており、特に再指定の場合、指定を受けられなかった現指定管理者の事業への意欲低下の懸念等から、指定の時期をさらに早めることは適当ではないと判断した。</p> <p>一方で、業務を充実させるための準備期間を十分に設けるべき、との指摘の趣旨を踏まえ、改定したガイドラインに基づき、施設の現状や今後の計画について、募集時に十分に情報提供を行うことにより、指定後の詳細協議がスムーズに行えるよう工夫し、包括協定等の時期を早めた。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>指定期間最終年度の前受金の取扱いについて、前受金を獲得するまでの指定管理者の営業努力に見合うものについて、一定割合は指定管理者に帰属するという扱いができないか検討することが必要と思われる。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 地域振興部国際課）</p> <p>検討した結果、最終年度の前受金を一定割合指定管理者に帰属させてしまうと、新年度の指定管理者の施設運営管理経費について、自己負担部分が発生し、管理運営に支障を来すおそれがあり、実施については困難であった。営業努力の継続については、包括協定前の詳細協議で指定期間終了後の引継業務等の協議を行うとともに、最終年度の営業についても継続することを確認することとしており、営業努力が継続する体制が整った。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p>		
<p>b 意見</p> <p>(b) 施設等関係</p> <p>耐用年数が指定期間の5年を超える調達備品がある。指定管理料により調達した備品で、耐用年数が指定管理期間を超えるものについては、例えば、次の指定管理者が残存価格で引き継ぐことができるなど、応分の負担において、かつ、指定管理業務の円滑な移行が可能となる仕組みを検討することが必要と思われる。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 地域振興部国際課）</p> <p>指定管理者の調達した備品に関する覚書を平成23年3月8日に締結し、平成23年4月1日から指定管理者が指定管理料で調達した備品については、指定管理期間が満了した時点で新たな指定管理者に残存価格等で優先的に売却し、引き継ぐこととした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(c) 人件費関係</p> <p>現状では、指定管理特別会計に帰属する職員が国際総合センター全体の維持管理も行っており、人件費を指定管理業務以外の賃貸事業にも相応に負担させる必要があると考える。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 地域振興部国際課）</p> <p>平成21年度から理事長と事務局長の人件費については、指定管理業とその他業務の従事割合に応じて各会計で負担することとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p> <p>(d) 情報セキュリティ関係</p> <p>サーバーは、専用のルームではなく、事務室の一角に置いてある。</p>	<p style="text-align: center;">（主務課 地域振興部国際課）</p> <p>現状ではサーバーの専用ルームの確保は困難であることから、施錠可能な専用ラックを平成23年度から設置し、セキュリティの強化を図ることとした。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>	<p style="text-align: center;">（主務課 地域振興部国際課）</p>	

<p>現状では、内部者による個人情報の持ち出しはリスクとして想定されていないが、基本協定書との関連で現状のセキュリティ水準が妥当かどうか検討が必要である。</p>	<p>平成23年度からの包括協定で、従来の協定内容を見直し、個人情報保護に関する重大な違反は、指定の取消し事由となることを明示するとともに、個人情報保護に関し必要な事項を、従事者に周知するよう定めるなど、関連規程の充実を図った。</p> <p>また、内部者による個人情報の持ち出しリスクの低減を図るため、ハード面だけでなく、職員に対する個人情報の取扱いについて、定期的な講習を実施している。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>ト 21世紀の森施設</p>		
<p>(1) 指定管理者制度の管理事務</p>		
<p>d 指定管理者制度の管理事務に係る指摘事項及び意見</p>	<p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p>	
<p>指定書附款管理業務実施規程では、管理業務に必要な事項が詳細に定められているが、包括協定書ではその一部しか記載されていない。包括協定書ではその一部しか規定されていない。包括協定書は、管理業務実施規程との整合性に留意し作成することが必要である。</p>	<p>施設の老朽化や既に一定の役割を果たしたと判断されることから、平成23年度末で施設を廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>(ウ) 指定管理者の管理に係る出納その他の事務の執行に係る指摘事項及び意見</p>		
<p>b 意見</p>		
<p>(a) 収入関係</p>	<p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p>	
<p>自動販売機の手数料収入があり、手数料率は20%であるが、見積り合わせなどにより手数料の率について競争性を高める必要がある。</p>	<p>施設の老朽化や既に一定の役割を果たしたと判断されることから、平成23年度末で施設を廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>(e) その他支出</p>	<p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p>	
<p>指定管理者の事業年度は5月1日から4月30日となっており、指定管理期間と1か月の相違がある。このため、税金の会計処理が困難となっている。会計上の取扱いについて、県との打合せが必要である。</p>	<p>施設の老朽化や既に一定の役割を果たしたと判断されることから、平成23年度末で施設を廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		
<p>(f) その他</p>	<p>(主務課 農林水産部森林企画課)</p>	
<p>指定管理の事業年度と法人の事業年度に1か月の相違があることにより、税金の会計処理に困難が生じることもあり、会計上の扱いについて県との打合せが必要である。また税金の会計処理を簡単にすることのために、可能であれば、法人の事業年度を指定管理期間に合わせて変更することの検討も考えられる。</p>	<p>施設の老朽化や既に一定の役割を果たしたと判断されることから、平成23年度末で施設を廃止した。</p>	<p>措置済み</p>
<p style="text-align: center;"><b>【意見】</b></p>		

## 平成20年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

- 第1 包括外部監査の特定事件  
情報システムに係る財務事務の執行及び事業の管理について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり

監 査 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>第3 外部監査の結果及びこれに添えて提出する意見</p> <p>4 情報システムの有効性</p> <p>(4) 個別的事項</p> <p>ア 行政事務の効率化を主たる目的とするシステム</p> <p>(ウ) 小中学校事務ネットワークシステム 人員削減を評価するためには、それがシステム導入による事務効率化の結果であることが数量的に説明されなければならない。そのためには、システムの導入によるOCR調書、給与諸手当に係る認定事務及び旅費請求書の作成、請求書データの審査等、事務処理ごとの電算化による作業時間短縮を測定する必要がある。 また、現状、システムの安定利用のために、操作研修の実施、ヘルプデスク体制の整備及び利用者からの要望収集等がされていることから、これを踏まえて、事務効率化の有効性指標として更に具体的な数値目標化を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>(オ) スクールネットワーク21 システムの導入目的との関連で把握されている指標は、プロキシサーバーの総アクセス数だけである。インターネット環境提供の効果を正確に把握するためには、その他の合理的な有効性指標を選定する必要がある。例えば、教育用コンテンツの利用回数、業務別作業時間の短縮、学校からの情報発信回数、システム利用の研修回数及び県立学校ホームページの周知活動回数などの指標を設定する必要がある。 また、定量評価は目標値と比較して初めて可能になるため、選定した有効性指標について、数値目標を設定する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>5 情報セキュリティ</p> <p>(4) 共通的事項</p> <p>ウ 物理的セキュリティ</p> <p>(ア) 情報機器の設置場所への入退室管理 不正入室による情報漏えいリスクを低減させるため、指紋登録の取り消し及び定期的な棚卸、並びに入退室記録の保存期間に関するルールを定める必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【意見】</p> <p>6 情報機器（主としてパソコン）の管理等</p>	<p>(主務課 教育庁義務教育課) 平成21年3月に作業時間の短縮効果の調査を行い、人員削減に見合う作業時間の短縮効果が概ね認められた。 また、事務の効率化のためには、システムが常時安定して稼働することが最も重要かつ有効であることから平成23年度から新たに障害等発生件数に対する対応完了件数の割合を事務効率化の有効性指標とし、数値目標を設定した。</p> <p>(主務課 教育庁高校教育課) 以前から、プロキシサーバーへの総アクセス数をY S N 2 1の有効性の指数としてきたが、監査での指摘を受け検討した結果、新たに「教育用コンテンツのトップページのアクセス回数」を指標として選定し、当該システムの有効性を測るとともに、コンテンツの質の充実によるサイトの利便性向上を図ることとした。</p> <p>(主務課 地域振興部情報企画課) 平成23年7月に「電子計算機室等入退室管理基準」を改正して、指紋登録の取り消し、棚卸及び保存期間の規定を設け、入退室管理の徹底を図った。</p>	<p>措置済み</p> <p>措置済み</p> <p>措置済み</p>

<p>(2) 全庁的事項  ウ パソコン管理の問題点  (ウ) 情報機器に特化した管理について  パソコン等の情報機器には、一般の他の物品とは異なり、県民の個人情報を含めた種々の行政運営情報が蓄積されており、情報の漏えいは、県民生活及び行政運営に大きく影響を及ぼすことから、全庁的に統一した管理規定を定める必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【意見】</p>	<p>情報機器等の情報資産については、平成22年4月に策定した「情報システム標準実施手順」や同策定要領の中で、重要性分類等を行った後、情報資産台帳で管理するよう規定したところである。</p>	<p>措置済み</p>
--	---	-------------